

平成 27 年度第 23 回人事委員会定例会会議結果

1 開催日時 平成 28 年 2 月 25 日（木）午前 9 時 59 分

2 開催場所 委員室

3 出席者 委員長 熊谷 隆司
委員 飛澤 重嘉
委員 小原 忍

事務局長 佐藤 新
総括課長 坊良 英樹
総務・任用担当課長 加藤 勝章
審査・給与担当課長 藤村 朗

4 議題

(1) 会議の公開・非公開の決定

会議の冒頭、協議事項 1、協議事項 2 及び協議事項 3 を非公開とする旨決定

(2) 議題

議案第 1 号	条例案に対する意見について	(公開)
協議事項 1	職の新設等に伴う格付け（給料の特別調整額等）について	(非公開)
協議事項 2	へき地手当等に関する規則の一部改正について	(非公開)
協議事項 3	不利益処分についての不服申立て（27 人委（不）第 2 号事案）の判定方針について	(非公開)
報告事項 1	関係労働団体からの要請について	(公開)

5 審議の状況（結果）

(1) 公開とした会議

〔議案第 1 号〕

条例案に対する意見について、決定した。

〔報告事項 1〕

関係労働団体からの要請について、報告があった。

(2) 非公開とした会議

〔協議事項 1〕

職の新設等に伴う格付け（給料の特別調整額等）について、協議した。

〔協議事項 2〕

へき地手当等に関する規則の一部改正について、協議した。

〔協議事項 3〕

不利益処分についての不服申立て（27 人委（不）第 2 号事案）の判定方針について、協議した。

6 傍聴人 なし

岩手県人事委員会会議についての問い合わせ

岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号 岩手県人事委員会事務局職員課

電話 019-629-6236

F A X 019-629-6239

メール DD0002@pref.iwate.jp

議案第 1 号

条例案に対する意見について

平成28年 2 月 25 日 提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

1 趣旨

平成28年 2 月岩手県議会定例会に提出された次に掲げる条例案について、岩手県議会から地方公務員法第 5 条第 2 項の規定に基づき意見を求められたので、別紙のとおり回答しようとするものである。

2 意見を求められた条例案

- (1) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（議案第 34 号）
- (2) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（議案第 35 号）
- (3) 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（議案第 36 号）
- (4) 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（議案第 37 号）
- (5) 職員等の退職管理に関する条例（議案第 38 号）
- (6) 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例（議案第 39 号）
- (7) 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（議案第 66 号）
- (8) 市町村立学校職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例（議案第 67 号）
- (9) 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例（議案第 68 号）

人委職第 号
平成28年3月 日

岩手県議会議長 田村 誠 様

岩手県人事委員会
委員長 熊谷 隆司

条例案に対する意見について（回答）

平成28年2月17日付け議第248号により意見を求められた下記条例案につきまして、適当なものと認められます。

なお、議案第36号及び議案第66号の条例案中、給料の特別調整額及び管理職手当の一部を減額する措置については、本県の諸般の情勢に鑑み行う特例的な措置であり、やむを得ないと考えますが、特例的な減額措置は平成17年度から実施され、その期間は長期にわたっており、本委員会としては、早期に勧告に基づく給与水準が確保されるよう望むものであります。

記

- 議案第34号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第35号 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第36号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第37号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第38号 職員等の退職管理に関する条例
- 議案第39号 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第66号 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第67号 市町村立学校職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第68号 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

県議会 2 月定例会に提案される条例案に係る意見について

1 検討の趣旨

平成28年 2 月県議会に提案された条例案について、県議会から地方公務員法第 5 条第 2 項に基づき意見を求められたことから、検討を行うものである。

(議会日程)

平成28年 2 月17日 意見照会 (回答期限 3 月 1 日)
 2 月18日 招集
 3 月22日 常任委員会
 3 月24日 本会議採決

2 意見を要する条例案

No.	議案番号	条例名
1	第 34 号	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
2	第 35 号	一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
3	第 36 号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
4	第 37 号	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
5	第 38 号	職員等の退職管理に関する条例【新設】
6	第 39 号	人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
7	第 66 号	市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
8	第 67 号	市町村立学校職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例
9	第 68 号	義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

3 条例案の検討結果

条例名	改正内容	検討結果	検討資料
一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	(1) 人事委員会勧告に対応する項目【勧告】 (H27) 公民較差に基づく改定 ・給料表の改定 ・期末手当の改定 (H28) 給与制度の総合的見直しに基づく改定 ・給料表の改定 ・期末手当の改定 ・管理職員特別勤務手当の改定 ----- (2) 級別基準職務表の制定【地公法改正】	適当	別紙 1
一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	(1) 人事委員会勧告に対応する項目【勧告】 (H27) 公民較差に基づく改定 ・給料表の改定 ・期末手当の改定 (H28) 給与制度の総合的見直しに基づく改定 ・給料表の改定 ・期末手当の改定 ----- (2) 級別基準職務表の制定【地公法改正】	適当	別紙 2

条例名	改正内容	検討結果	検討資料
一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(1) 人事委員会勧告に対応する項目【勧告】 (H27) 公民較差に基づく改定 ・給料表の改定 ・初任給調整手当の改定 ・期末手当及び勤勉手当の改定 (H28) 給与制度の総合的見直しに基づく改定 ・給料表の改定 ・地域手当の改定 ・単身赴任手当の改定 ・管理職員特別勤務手当の改定 ・期末手当及び勤勉手当の改定	適当	別紙 3
	(2) 給料の特別調整額の減額【独自】 (平成28年4月～平成29年3月)	意見有	
	(3) 級別基準職務表の制定【地公法改正】	適当	
職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	・退職手当の調整額の改定【独自】	適当	別紙 4
職員等の退職管理に関する条例	・国の部課長に相当する職に就いていた再就職者による働きかけの規制及び再就職情報の任命権者への届出【地公法改正】	適当	別紙 5
人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例	・任命権者が知事に対し報告すべき人事行政の運営の状況への職員の人事評価の状況並びに退職管理の状況の追加及び職員の勤務成績の評定の削除【地公法改正】	適当	別紙 6
市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	(1) 人事委員会勧告に対応する項目【勧告】 (H27) 公民較差に基づく改定 ・給料表の改定 ・期末手当及び勤勉手当の改定 (H28) 給与制度の総合的見直しに基づく改定 ・給料表の改定 ・期末手当及び勤勉手当の改定 ・地域手当の改定 ・単身赴任手当の改定 ・管理職員特別勤務手当の改定	適当	別紙 7
	(2) 管理職手当の減額【独自】 (平成28年4月～平成29年3月)	意見有	
	(3) 級別基準職務表の制定【地公法改正】	適当	
	(4) 義務教育学校の追加【学教法改正】	適当	
市町村立学校職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例	・義務教育学校の追加【学教法改正】	適当	別紙 8

条例名	改正内容	検討結果	検討資料
義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例	・義務教育学校の追加【学教法改正】	適当	別紙9

4 検討

別紙1～9の各条例案に係る検討のとおり

【参考】

○地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）

（人事委員会及び公平委員会並びに職員に関する条例の制定）

第五条 地方公共団体は、法律に特別の定がある場合を除く外、この法律に定める根本基準に従い、条例で、人事委員会又は公平委員会の設置、職員に適用される基準の実施その他職員に関する事項について必要な規定を定めるものとする。但し、その条例は、この法律の精神に反するものであつてはならない。

2 第七条第一項又は第二項の規定により人事委員会を置く地方公共団体においては、前項の条例を制定し、又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において、人事委員会の意見を聞かなければならない。

別紙 1

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例案の内容

(1) 趣旨

- ア 人事委員会勧告に基づく給料表の改定、期末手当の改定
- イ 地方公務員法の一部改正に伴う級別基準職務表の制定

(2) 改正内容

ア 表1の項関係（平成27年4月1日からの給与改定）

(ア) 給料表の改定 **勧告どおり**

平成27年公民較差に基づき、給料表の改定を行うこと。

(イ) 期末手当の改定 **勧告どおり**

下表のとおり、期末手当の平成27年度分の支給割合を改定すること。

現 行			平成27年度		
6月	12月	合計	6月	12月	合計
1.40	1.55	2.95	1.40	1.70	3.10

イ 表2の項関係（平成28年4月1日からの給与改定）

(ア) 給料表の改定 **勧告どおり**

給与制度の総合的見直しに係る給料表の改定を行うこと。

(イ) 期末手当の改定 **勧告どおり**

下表のとおり、平成28年度分の支給割合を改定すること。

現 行			平成27年度			平成28年度		
6月	12月	合計	6月	12月	合計	6月	12月	合計
1.40	1.55	2.95	1.40	1.70	3.10	1.55	1.55	3.10

(ウ) 級別基準職務表の制定 **地公法改正**

地方公務員法の一部改正に基づき級別基準職務表を定めること。

号 給	基準となるべき職務
1	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する職務
2	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する職務
3	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する職務
4	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する職務
5	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する職務
6	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する職務
7	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する職務

(3) 施行日等(附則関係)

ア 表1の項関係 公布の日から施行する。

(ア(ア)は平成27年4月1日から、ア(イ)は同年12月1日から適用)

イ 表2の項関係 平成28年4月1日から施行する。

2 条例案意見**(1) 人事委員会勧告に対応する項目(表1の項関係(ア)、(イ)及び表2の項関係(ア)、(イ))**

措置案

適当なものと認められます。

【理由】

条例案は給料表、期末手当について、人事委員会勧告の内容に沿ったものであること。

(2) 級別基準職務表の制定(表2の項関係(ウ))

措置案

適当なものと認められます。

【理由】

- ・平成28年4月1日に施行される改正地方公務員法において、職員の職務を給料表の各等級に分類する際の具体的な基準となる等級別基準職務表を給与に関する条例で定めることとしており、当該改正は法の趣旨に沿うものであると認められること。
- ・改正内容は、現行の人事委員会規則(一般職の任期付職員の採用等に関する規則)を基に整備されたものであること。

別紙2

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例案の内容

(1) 趣旨

- ア 人事委員会勧告に基づく給料表の改定、期末手当の改定
- イ 地方公務員法の一部改正に伴う級別基準職務表の制定

(2) 改正内容

ア 表1の項関係（平成27年4月1日からの給与改定）

- (ア) 給料表の改定 **勧告どおり**
平成27年公民較差に基づき、給料表の改定を行うこと。
- (イ) 期末手当の改定 **勧告どおり**
下表のとおり、期末手当の平成27年度分の支給割合を改定すること。

現 行			平成27年度		
6月	12月	合計	6月	12月	合計
1.40	1.55	2.95	1.40	1.70	3.10

イ 表2の項関係（平成28年4月1日からの給与改定）

- (ア) 給料表の改定 **勧告どおり**
給与制度の総合的見直しに係る給料表の改定を行うこと。
- (イ) 期末手当の改定 **勧告どおり**
下表のとおり、平成28年度分の支給割合を改定すること。

現 行			平成27年度			平成28年度		
6月	12月	合計	6月	12月	合計	6月	12月	合計
1.40	1.55	2.95	1.40	1.70	3.10	1.55	1.55	3.10

- (ウ) 級別基準職務表の制定 **地公法改正**
地方公務員法の一部改正に基づき級別基準職務表を定めること。

第1号 任期付研究員給料表号給別基準職務表

号 給	基準となるべき職務
1	高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務
2	高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務
3	特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務

4	特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務
5	極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務
6	極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において極めて優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で特に重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき特に重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務

第2号 任期付研究員給料表号給別基準職務表

号 給	基準となるべき職務
1	博士課程修了直後の者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務
2	博士課程修了後、特別研究員制度（特別の法律により設立された法人等によって運営され、主として博士課程を修了した優れた研究者に国立試験研究機関等において研究する機会を提供することを内容とする制度をいう。）等により数年にわたり研究に従事したことのある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務
3	博士課程修了後、相当の期間にわたり研究に従事したことのある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務

(3) 施行日等(附則関係)

ア 表1の項関係 公布の日から施行する。

(ア(ア)は平成27年4月1日から、ア(イ)は同年12月1日から適用)

イ 表2の項関係 平成28年4月1日から施行する。

2 条例案意見

(1) 人事委員会勧告に対応する項目(表1の項関係(ア)、(イ)及び表2の項関係(ア)、(イ))

措置案

適当なものと認められます。

【理由】

条例案は給料表、期末手当について、人事委員会勧告の内容に沿ったものであること。

(2) 級別基準職務表の制定(表2の項関係(ウ))

措置案

適当なものと認められます。

【理由】

- ・平成28年4月1日に施行される改正地方公務員法において、職員の職務を給料表の各等級に分類する際の具体的な基準となる等級別基準職務表を給与に関する条例で定めることとしており、当該改正は法の趣旨に沿うものであると認められること。
- ・改正内容は、現行の人事委員会規則(一般職の任期付研究員の採用等に関する規則)を基に整備されたものであること。

別紙 3

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例案の内容

(1) 趣旨

- ア 人事委員会勧告に基づく給料表の改定、諸手当の改定等
- イ 諸般の情勢に鑑みた特別調整額の減額
- ウ 地方公務員法の一部改正に伴う級別基準職務表の制定

(2) 改正内容

ア 第1条関係（平成27年4月1日からの給与改定）

(ア) 給料表の改定 **勧告どおり**

平成27年公民較差に基づき、給料表の改定を行うこと。

(イ) 諸手当の改定等 **勧告どおり**

a 初任給調整手当

医師等に対する初任給調整手当を改定すること。

- ・ 医師、歯科医師 412,200円→413,300円
- ・ 医療系技術職 50,300円→50,500円（本県に現在該当者なし）

b 期末手当、勤勉手当

下表のとおり、平成27年度分の支給割合を改定すること。

		平成27年度						
		現行			改正後			
		6月	12月	計	6月	12月	計	
一般職員	期末	1.200	1.350	2.55	1.200	1.400	2.60	
	勤勉	0.700	0.700	1.40	0.700	0.850	1.55	
	合計	1.900	2.050	3.95	1.900	2.250	4.15	
特定幹部 職員	期末	1.000	1.150	2.15	1.000	1.200	2.20	
	勤勉	0.900	0.900	1.80	0.900	1.050	1.95	
	合計	1.900	2.050	3.95	1.900	2.250	4.15	
再任用職員	一般職員	期末	0.625	0.775	1.40	0.625	0.825	1.45
		勤勉	0.350	0.350	0.70	0.350	0.400	0.75
		合計	0.975	1.125	2.10	0.975	1.225	2.20
	特定幹部	期末	0.525	0.675	1.20	0.525	0.725	1.25
		勤勉	0.450	0.450	0.90	0.450	0.500	0.95
		合計	0.975	1.125	2.10	0.975	1.225	2.20

イ 第2条関係（平成28年4月1日からの給与改定）

(ア) 給料表の改定 **勧告どおり**

給与制度の総合的見直しに係る給料表の改定を行うこと。

(イ) 諸手当の改定等 **勧告どおり**

a 地域手当

級地区分及び支給割合を次のとおり改定すること。また、医療職給料表(1)の適用を受ける職員について、支給割合を100分の15から100分の16に引き上げること。

現行		改正後	
1級地	100分の18	1級地	100分の20
2級地	100分の15	2級地	100分の16
3級地	100分の12	3級地	100分の15
4級地	100分の10	4級地	100分の12
5級地	100分の6	5級地	100分の10
6級地	100分の3	6級地	100分の6
	新設⇒	7級地	100分の3

b 単身赴任手当

基礎額を23,000円から30,000円に引き上げること。また、職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離の区分に応じて加算することとされている額(加算額)の限度を45,000円から70,000円に引き上げること。

○基礎額 : 23,000円 ⇒ 30,000円

○加算額(限度額) : 45,000円 ⇒ 70,000円 (2,500km以上)

c 管理職員特別勤務手当

特定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により平日午前零時から午前5時までの間に勤務した場合においても支給すること。

現行	改正後
臨時・緊急の必要その他公務上必要により、週休日等に勤務した場合	臨時・緊急の必要その他公務上必要により、週休日等に勤務した場合
勤務1回につき、12,000円を超えない額	勤務1回につき、12,000円を超えない額
	新設⇒ 特定管理職員が災害への対処その他の臨時・緊急の必要により、平日の午前零時～午前5時の間に勤務した場合
	勤務1回につき、6,000円を超えない額

d 期末手当、勤勉手当

下表のとおり、平成28年度分の支給割合を改定すること。

		平成27年度						平成28年度		
		現行			改正後					
		6月	12月	計	6月	12月	計	6月	12月	計
一般職員	期末	1.200	1.350	2.55	1.200	1.400	2.60	1.225	1.375	2.60
	勤勉	0.700	0.700	1.40	0.700	0.850	1.55	0.775	0.775	1.55
	合計	1.900	2.050	3.95	1.900	2.250	4.15	2.000	2.150	4.15
特定幹部	期末	1.000	1.150	2.15	1.000	1.200	2.20	1.025	1.175	2.20

職 員	勤勉	0.900	0.900	1.80	0.900	1.050	1.95	0.975	0.975	1.95	
	合計	1.900	2.050	3.95	1.900	2.250	4.15	2.000	2.150	4.15	
再任用職員	一般職員	期末	0.625	0.775	1.40	0.625	0.825	1.45	0.650	0.800	1.45
		勤勉	0.350	0.350	0.70	0.350	0.400	0.75	0.375	0.375	0.75
		合計	0.975	1.125	2.10	0.975	1.225	2.20	1.025	1.175	2.20
	特定幹部	期末	0.525	0.675	1.20	0.525	0.725	1.25	0.550	0.700	1.25
		勤勉	0.450	0.450	0.90	0.450	0.500	0.95	0.475	0.475	0.95
		合計	0.975	1.125	2.10	0.975	1.225	2.20	1.025	1.175	2.20

(ウ) 特別調整額の減額 **独自**

平成28年4月から平成29年3月までの間に支給されるべき給料の特別調整額の月額について、副部長級以上の職にある職員にあっては100分の10、総括課長級の職にある職員にあっては100分の5を減じた額とすること。

	行政職8級相当以上			行政職6・7級相当	
	1種	2種	3種	4種	5種
減額割合	$\Delta 10/100$ (現行：$\Delta 15/100$)			$\Delta 5/100$ (現行：$\Delta 10/100$)	
特別調整額の例	128,900 (9級)	94,300 (8級)	84,900 (8級)	71,200 (7級)	50,500 (6級)
代表的な職	部長	副部長、室長	参事	総括課長	課長
(参考) 減額措置影響額	$\Delta 1.3$ 万円程度	$\Delta 9$ 千円程度	$\Delta 8$ 千円程度	$\Delta 4$ 千円程度	$\Delta 3$ 千円程度

【実施期間】 平成28年4月から平成29年3月までの1年間

(エ) 級別基準職務表の制定 **地公法改正**

地方公務員法の一部改正に基づき級別基準職務表を定めること。

級別基準職務表

- ・地公法第25条第3項により、級別基準職務表を給与条例で定めることを義務化。施行：H28.4.1
- ・職員の職務を級ごとに分類する際に基準となるべき職務内容を示したもの。
 - ⇒ 職務給の原則（職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない）に基づき、制定されるもの。
- ・現在、本県では、人事委員会規則で「級別標準職務表」として制定。
 - 例) 本県 行政職6級＝本庁又は委員会等の事務局の総括課長又は課長の職務

(3) 施行日等(附則関係)

ア 第1条関係 公布の日から施行する。

(ア(ア)及びア(イ)aは平成27年4月1日から、ア(イ)bは同年12月1日から適用)

イ 第2条関係 平成28年4月1日から施行する。

2 条例案意見

(1) 人事委員会勧告に対応する項目(第1条関係(ア)、(イ)及び第2条関係(ア)、(イ))

措置案

適当なものと認められます。

【理由】

条例案は給料表、初任給調整手当、期末手当、勤勉手当、地域手当、単身赴任手当、管理職特別勤務手当及び給与制度の総合的見直しに伴う経過措置について、人事委員会勧告の内容に沿ったものであること。

(2) 給料の特別調整額の減額(第2条関係(ウ))

ア 検討

条例権者における検討状況

- ・本県の諸般の情勢に鑑み、1年間の期間を区切った特例措置として実施。
- ・特別職の特例減額の減額率の緩和(知事△15%⇒△10%、副知事△10%⇒5%、教育長△3%(新規))、高齢層職員の勤務意欲への影響、他県の動向を鑑み、減額率を緩和。

イ 措置案

給料の特別調整額及び管理職手当の一部を減額する措置については、本県の諸般の情勢に鑑み行う特例的な措置であり、やむを得ないと考えます。

しかしながら、特例的な減額措置は平成17年度から実施され、その期間は長期にわたっており、本委員会としては、早期に勧告に基づく給与水準が確保されるよう望むものであります。

(3) 級別基準職務表の制定(第2条関係(イ))

ア 検討

(7) 行政職給料表に係る級別基準職務表の内容

職務の級	基準となるべき職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	高度の知識経験を必要とする業務を行う職務
3級	(1) 本庁又は委員会等の事務局の主査又は主任の職務 (2) 広域振興局又は出先機関の主査又は主任の職務 (3) 教育機関の主査又は主任の職務 (4) 警察本部又は警察署の係長の職務
4級	(1) 本庁又は委員会等の事務局の主任主査又は困難な業務を行う主査の職務 (2) 広域振興局又は出先機関の主任主査又は困難な業務を行う主査の職務 (3) 教育機関の主任主査又は困難な業務を行う主査の職務 (4) 警察本部又は警察署の困難な業務を行う係長の職務
5級	(1) 本庁又は委員会等の事務局の担当課長、特命課長又は困難な業務を行う主任主査の職務 (2) 広域振興局又は出先機関の課長、特命課長又は困難な業務を行う主任主査の職務 (3) 規模の小さい出先機関の長の職務 (4) 教育機関の事務長又は困難な業務を行う主任主査の職務 (5) 警察本部の課長補佐の職務
6級	(1) 本庁又は委員会等の事務局の総括課長又は課長の職務 (2) 広域振興局又は規模の大きい出先機関の部長、室長又はセンター所長の職務 (3) 出先機関の長の職務 (4) 教育機関の困難な業務を行う事務長の職務 (5) 警察本部の課長の職務 (6) 主幹又は技術主幹の職務
7級	(1) 本庁又は委員会等の事務局の高度の知識経験を必要とする総括課長又は課長の職務 (2) 広域振興局又は規模の大きい出先機関の高度の知識経験を必要とする部長、室長又はセンター所長の職務 (3) 重要な業務を所掌する出先機関の長の職務 (4) 教育機関の高度の知識経験を必要とする困難な業務を行う事務長の職務 (5) 警察本部の高度の知識経験を必要とする課長の職務
8級	(1) 本庁の副部長、室長又は担当技監の職務 (2) 委員会等の事務局の長の職務 (3) 広域振興局の副局長又は特に重要な業務を所掌する部の長の職務 (4) 規模の大きい出先機関の長の職務
9級	(1) 会計管理者又は本庁の部長の職務 (2) 特に重要な業務を所掌する委員会等の事務局の長の職務 (3) 広域振興局の長の職務
10級	企画理事の職務

(イ) 級別基準職務表の考え方

a 地方公務員法の考え方（総務省自治行政局公務員部長通知）

(趣旨)

「能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るため、地方公務員法第25条第4項において、給料表には、職員の職務の複雑、困難及び責任の度に基づく等級ごとに明確な給料額の幅を定めていなければならないこととするとともに、その運用について、議会審議等を通じて、地方公務員給与における職務給の原則を一層徹底させようとする観点から、職員の職務を給料表の各等級に分類する際の具体的な基準となる等級別基準職務表を給与に関する条例で定めることとしたものであること。」

(規定方法)

「職務の内容を定めるにあたっては、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、職制上の段階の標準的な職をはじめ、各等級に分類する際の基準となる具体的な職務を適切に位置づけること。」

【総務省自治行政局公務員部長通知にて示された等級別基準職務表（例）】

職務の級	基準となるべき職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	1 主任の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	係長の職務
4級	1 本庁又は委員会等の事務局の課長補佐の職務 2 地方機関の課長の職務
5級	1 困難な業務を行う本庁又は委員会等の事務局の課長補佐の職務 2 地方機関の次長の職務
6級	1 本庁又は委員会等の事務局の課長の職務 2 地方機関の長の職務 3 困難な業務を行う地方機関の次長の職務
7級	1 困難な業務を行う本庁又は委員会等の事務局の課長の職務 2 困難な業務を行う地方機関の長の職務 3 困難な業務を行う規模の大きい地方機関の次長の職務
8級	1 本庁の次長の職務 2 委員会等の事務局の長の職務 3 困難な業務を行う規模の大きい地方機関の長の職務
9級	1 本庁の部長の職務 2 会計管理者の職務 3 困難な業務を行う委員会等の事務局の長の職務

b 条例権者の考え方

人事委員会規則で定めている「級別標準職務表」を基礎として、所要の整理を行うもの。

【「級別標準職務表」からの主な見直し点】

○ 行政職給料表

- ・「本庁又は委員会等の事務局」に含んでいた「警察本部」を別途規定したこと。
- ・「出先機関」の考え方を整理したこと。（「広域振興局」及び「教育機関」を別途規定）
- ・総務省自治行政局公務員部長通知にある「各等級に分類する際の基準となる具体的な職務」を整理したこと。（「特命課長」、「教育機関の事務長」、「主幹又は技術主幹」、「会計管理者」の追加）

- 公安職給料表
 - ・階級名で表記したこと。（「巡查長である巡查」、「課長である警視」等）
- 教育職給料表(1)、(2)
 - ・「各等級に分類する際の基準となる具体的な職務」を整理したこと。（「指導養護教諭」、「警察学校の副校長」の追加）
- 医療職給料表(1)
 - ・「各等級に分類する際の基準となる具体的な職務」を整理したこと。（「医務主幹」、「本庁の総括課長又は課長」、「本庁の医務担当技監」の追加）
- 医療職給料表(2)
 - ・「各等級に分類する際の基準となる具体的な職務」を整理したこと。（「食肉衛生検査所の課長」、「食肉衛生検査所の長」、「技術主幹」の追加）
- 医療職給料表(3)
 - ・「各等級に分類する際の基準となる具体的な職務」を整理したこと。（「高等看護学院の看護教員、主任看護教員、主查看護教員、副学院長」の追加）

イ 措置案

適当なもの認められます。

【理由】

- ・当該改正は、地方公務員法の趣旨（総務省自治行政局公務員部長通知の内容及び（例））に沿うものであること。
- ・規定の内容は、人事委員会規則において規定している「級別標準職務表」を基に整備されたものであること。

別紙 4

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

1 条例案の内容

(1) 趣旨

国の例に準じて退職手当の調整額を改定するとともに、併せて所要の整備をしようとするもの

(2) 条例案の内容

ア 職員の退職手当について、退職した職員の退職前の職責に応じて加算する退職手当の基礎額を引き上げること。

区 分	適用職員 (行政職給料表の例)	調整額 (月額)		
		改正前	改正後	改定額
第1号区分	10級	54,150	70,400	16,250
第2号区分	9級	50,000	65,000	15,000
第3号区分	8級	45,850	59,550	13,700
第4号区分	7級	41,700	54,150	12,450
第5号区分	6級	33,350	43,350	10,000
第6号区分	5級	25,000	32,500	7,500
第7号区分	4級	20,850	27,100	6,250
第8号区分	3級	16,700	21,700	5,000

イ その他

施行日：平成28年4月1日

2 条例案意見

(1) 検討

ア 国の改正状況

給与制度の総合的見直しによる俸給月額の引下げ（平均▲2%）により、俸給月額を算定基礎とする退職手当の基本額が減少することから、その減少分を原資として、調整額（退職前の職責（5年分）に応じて加算されるもの）を職位による差額をより拡大するよう増額改定
→結果として、退職手当の全体的な支給水準を維持

(イ) 調整額の改定

区 分	国における標準的な官職	本 県	調整額 (月額)		
			改正前	改正後	改定額
第1号区分	事務次官、外局の長官		79,200	95,400	16,200
第2号区分	局長、審議官		62,500	78,750	16,250
第3号区分	本省重要課長	10級	54,150	70,400	16,250
第4号区分	本省課長、管区の長	9級	50,000	65,000	15,000
第5号区分	本省重要室長、管区部長	8級	45,850	59,550	13,700
第6号区分	本省室長、管区重要課長	7級	41,700	54,150	12,450
第7号区分	本省重要補佐、管区課長	6級	33,350	43,350	10,000
第8号区分	本省補佐、管区重要補佐	5級	25,000	32,500	7,500
第9号区分	本省重要係長、管区補佐	4級	20,850	27,100	6,250
第10号区分	係長	3級	16,700	21,700	5,000

(イ) その他改正

- ・調整額の第10号区分について、勤続期間24年以下の退職者には支給しないこととしていたが、他の区分と同様、支給の対象とすること。
- ・その他所要の整備

イ 他県の状況

平成 27 年度から給与の総合的見直しを実施している 42 団体中、退職手当の見直しを実施した団体は岐阜県を除く 41 団体。

給料表	団体数	退職手当見直し状況
水準調整	(12 団体) 山形、福島、千葉、神奈川、長野、岐阜、愛知、鳥取、島根、岡山、山口、佐賀	見直しせず：岐阜 国準拠改定：岐阜以外
独自給料表	(2 団体) 東京、大阪	独自水準で見直し：東京 国準拠：大阪
勧告せず	(1 団体) 高知	国準拠改定
国準拠	(27 団体) 上記以外	国準拠改定

(2) 措置案

適当なものと認められます。

【理由】

- ・ 今回の改正は、給与制度の総合的見直しにより、給料表水準の引下げとなったことから、退職手当の全体的な支給水準を維持するため、退職手当の調整額の改定を行うものであること。
- ・ 既に給与制度の総合的見直しを実施した多くの団体においても国準拠で改正を行っており、他県との均衡が図られるものであること。

参考(退職手当の調整額の概要)

退職手当の算出方法

退職手当 = 基本額 (退職時の給料の月額 × 支給率) + 調整額 (役職に応じて 5 年分を加算)

【総合的見直し前】

基本額	調整額
【総合的見直し後】	←
基本額 (↓)	調整額
【条例改正後】	→
基本額	調整額 (↑)

見直しによって基本額が減少し、手当の水準が下がる。

調整額を増額し、手当の水準を維持する。

別紙 5

職員等の退職管理に関する条例(新設)

1 条例案の内容

(1) 趣旨

地方公務員法の規定に基づき、職員等の退職管理に関し必要な事項を定めようとするものである。

(2) 内容

ア 趣旨について定めること。(第1条関係)

イ 国の部課長に相当する職についていた再就職者による依頼等の規制について定めること。
(第2条関係)

ウ 再就職情報の任命権者への届出について定めること。(第3条関係)

エ 平成28年4月1日から施行すること。(附則関係)

2 条例案意見

(1) 検討

ア 退職管理の適正の確保

(ア) 元職員による働きかけの禁止

対象	働きかけの禁止の内容	
全職員	営利企業等に再就職した元職員(＝再就職者)は、 <u>離職前5年間に在職していた執行機関の組織等の職員に対して、契約等事務について、離職後2年間、離職前5年間の職務に関する働きかけを禁止。</u>	法定事項
	再就職者は、 <u>在職中に自ら決裁した契約等事務について、期限の定めなく、職務に関する働きかけを禁止。</u>	〃
地方公共団体の内部組織の長(部長級)	再就職者のうち、 <u>離職前5年よりも前に</u> 、地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長等(＝部長級)に就いていた者は、離職後2年間、当該職の職務に関する働きかけを禁止。	〃
国の部長又は課長に相当する職(副部長級等)	再就職者のうち、離職前5年よりも前に、国の部長又は課長に相当する職に就いていた者(＝副部長級及び総括課長級)に対して、離職後2年間、当該職の職務に関する働きかけを禁止。(条例で定めることが可能)	条例事項

- ・元職員から働きかけを受けた職員は、その旨を人事委員会に届け出(法定事項)。
- ・規制に違反した元職員には、過料又は刑罰を科す。(法定事項。内容は参考2参照)

(イ) 退職管理の適正を確保するための措置

地方公共団体は、国家公務員法の退職管理に関する規定の趣旨及び職員の再就職の状況を勘案して、退職管理の適正確保のために必要と認められる措置を講ずる。

《国公法の退職管理の規定》

①再就職あっせんの規制、②現職職員の求職活動の規制、③再就職状況の公表等

(ウ) 再就職情報の届出(条例事項)

- ・再就職者に対する働きかけ規制の円滑実施及び退職管理の適正確保に必要なと認められる措置を講ずるために必要なときは、元職員に対し、条例で再就職情報の届出を義務付けることが可能。(届出義務違反に対して条例で10万円以下の過料を科すことが可能)

(エ) 働きかけ規制違反に関する監視(法定事項)

- ・働きかけ規制に違反する行為を行った疑いがある場合には、違反行為について任命権者が調査を実施。
- ・**人事委員会**は任命権者が行う調査が公正に行われるよう、**調査開始から終了まで監視。**

- (カ) 地方独立行政法人の役職員に係る地方公務員法の適用
 ・地方独立行政法人の役員・職員については地公法の退職管理に関する規定が準用・適用。

イ 条例内容

- (ア) 趣旨（第1条）
 根拠法令（条項）に基づき条例を定めることを規定。
- (イ) 国の部課長に相当する職に就いていた再就職者による依頼等の規制（第2条）
 国の部長又は課長に相当する職に就いていた者（＝副部長級及び総括課長級）に対する働きかけの規制。
- (ウ) 再就職情報の任命権者への届出（第3条）
 管理又は監督の地位にある職員（＝総括課長級以上）であった者が、離職後2年間に、営利企業等に再就職した場合は、再就職情報を届け出ることを義務付け。（過料なし）

(2) 措置案

適当なものと認められます。

【理由】

（第2条 国の部課長に相当する職についていた再就職者による依頼等の規制関係）

- 再就職者による働きかけ規制の趣旨は元職員の現職職員への影響を排除することであり、本県の組織規模を踏まえれば、一定の権限を有する総括課長級以上であった元職員は、現職職員への影響も強いと考えられることから、部長級と同様に規制することは妥当であること。

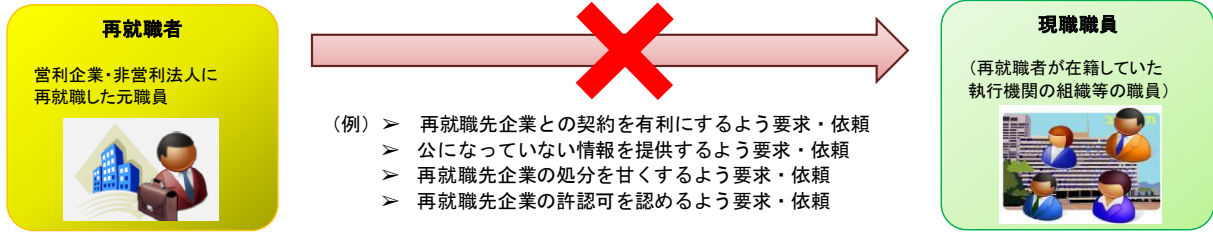
（第3条 再就職情報の任命権者への届出関係）

- 現職職員への影響が強いと考えられる総括課長級以上の職員に対し再就職情報の届出を義務付けることは、再就職状況の公表と併せて、公務の公正性の確保及び住民の信頼の確保につながるほか、職員の退職管理の適正化を図るための基礎となるものであることから妥当であること。
- 過料に係る地方公務員法の規定はいわゆる「できる」規定であり、本県の再就職の状況（これまでも元職員からの働きかけが問題となった事案がないこと等）や他の都道府県の状況等を勘案して過料を科さないこととしたことについて不相当とは言えないこと。

地方公務員法の一部改正（退職管理）の概要（イメージ図）

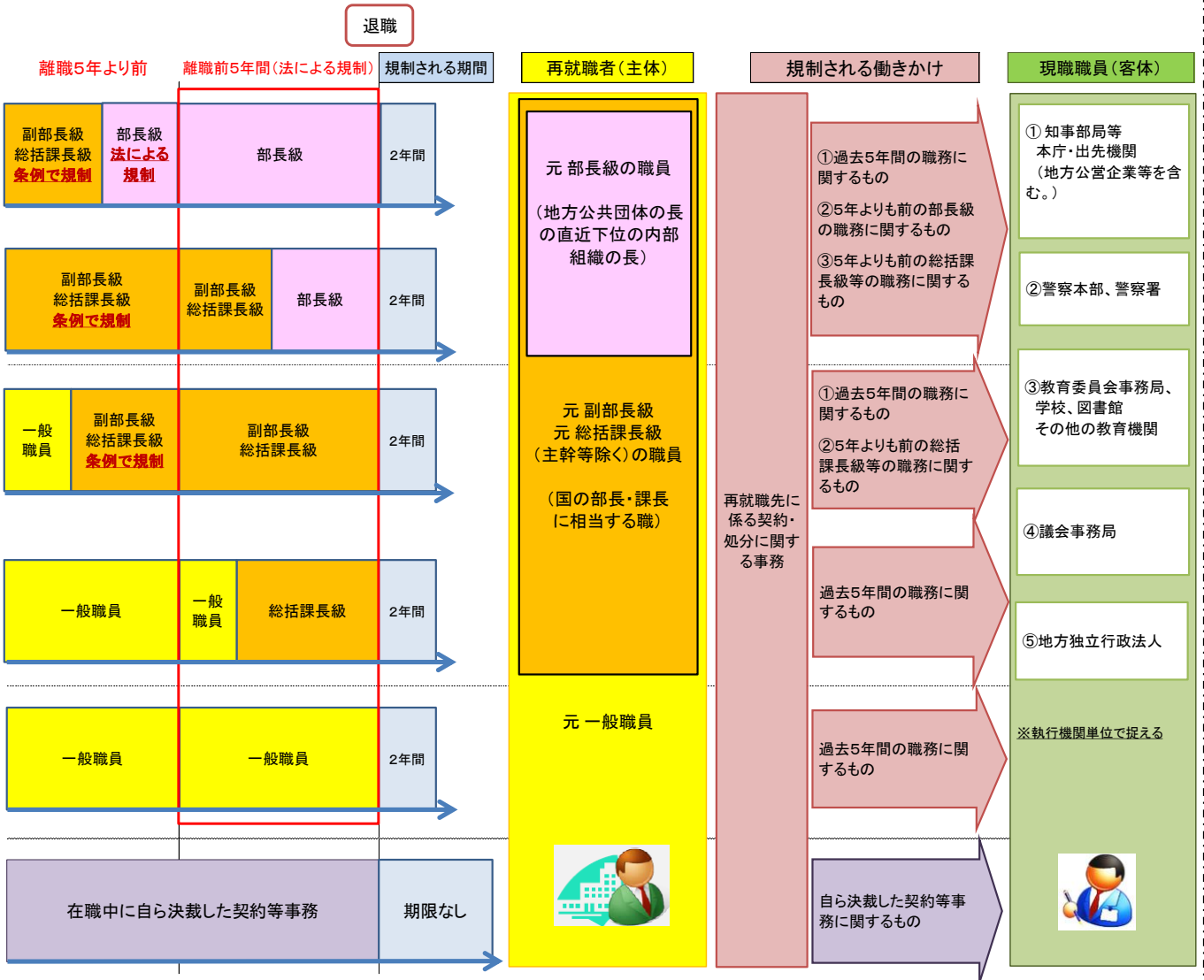
元職員による働きかけの禁止

- 営利企業等に再就職した元職員（＝再就職者）が、離職前5年間に在職していた執行機関の組織等の職員に対して、再就職先に関する契約等事務（※）について、離職後2年間、離職前5年間の職務に関する働きかけを行うことを禁止。
- 在職中のポストにより、規制される働きかけの内容が異なる。
 - 「長の直近下位の内部組織の長」＝法による規制
 - 「国の部長又は課長に相当する職」＝**条例で規制**



- (※)
- ① 再就職者が在籍している営利企業等又はその子法人と、在職していた地方公共団体との間で締結される売買、貸借、請負、その他の契約
 - ② 当該営利企業等やその子法人に対する処分に関する事務

《再就職者による依頼等（働きかけ）の規制のイメージ図》



別紙 6

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

1 条例案の内容

(1) 趣旨

地方公務員法の一部改正に伴い、任命権者が知事に対し報告すべき人事行政の運営の状況に職員の人事評価の状況を加える等所要の改正をしようとするものである。

(2) 改正

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正に伴い、任命権者が知事に対し報告すべき人事行政の運営の状況に職員の人事評価の状況及び退職管理の状況を加え、及び任命権者が知事に対し報告すべき人事行政の運営の状況から職員の勤務成績の評定の状況を除くこと。（第3条関係）

イ その他所要の整備をすること。（第5条関係）

ウ 施行期日等

(ア) この条例は、平成28年4月1日から施行すること。（附則第1項関係）

(イ) 所要の経過措置を講ずること。（附則第2項関係）

2 条例案意見

措置案

適当なものと認められます。

【理由】

地方公務員法の一部改正に基づくものであること。

〔地方公務員法の一部改正の内容（人事行政の運営等の状況の公表に関する部分）〕

人事評価の導入と勤務成績の評定の廃止、及び、退職管理の導入に伴う公表事項の改正

改正前	改正後
<p>（人事行政の運営等の状況の公表）</p> <p>第五十八条の二 任命権者は、条例で定めるところにより、毎年、地方公共団体の長に対し、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、休業、分限及び懲戒、服務、<u>研修及び勤務成績の評定並びに福祉及び利益の保護等</u>人事行政の運営の状況を報告しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（人事行政の運営等の状況の公表）</p> <p>第五十八条の二 任命権者は、<u>次条に規定するもののほか</u>、条例で定めるところにより、毎年、地方公共団体の長に対し、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）の任用、<u>人事評価</u>、給与、勤務時間その他の勤務条件、休業、分限及び懲戒、<u>服務、退職管理</u>、研修並びに福祉及び利益の保護等人事行政の運営の状況を報告しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p>

参考（人事行政の運営等の状況の公表制度の概要）

(1) 制度趣旨

地方公共団体における人事行政の運営等の状況を住民に公表することにより、その公正性、透明性を高めることを趣旨として、平成16年6月の地方公務員法の一部改正において新たに規定が設けられ、平成17年4月1日から施行されたもの。

(2) 公表の状況（本年度告示より）

岩手県告示第774号

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年岩手県条例第22号）第6条の規定により、岩手県の人事行政の運営等の状況について、次のように公表する。

平成27年9月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

人事行政の運営等の状況の公表

目次

第1 人事行政の運営状況

1 職員の任免及び人数の状況

(1) 任免の状況

(2) 人数の状況

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況

(2) 職員給与費の状況

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

(4) 職員の初任給の状況

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(6) 一般行政職の級別職員数の状況

(7) 昇給期間短縮の状況

(8) 給与水準の状況

(9) 職員の手当の状況

(10) 特別職の報酬等の状況

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

(2) 休憩時間の状況

(3) 週休日・祝日の状況

(4) 休暇の状況

4 職員の休業の状況

(1) 休業の状況

(2) 部分休業の状況

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限制度の概要及び処分の状況

(2) 懲戒制度の概要及び処分の状況

6 職員のサービスの状況

7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況

(2) 勤務成績の評定の状況

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 安全衛生管理の状況

(2) 職員の健康管理の状況

(3) 職員互助団体への補助の状況

(4) 利益の保護の状況

第2 岩手県人事委員会からの平成26年度における業務の状況の報告

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 競争試験の状況

(2) 選考の状況

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

(1) 報告の状況

(2) 勧告の状況

3 職員の勤務条件に関する措置の要求の状況

4 職員に対する不利益な処分についての不服申立ての状況

5 職員からの苦情相談の状況

以下略

別紙 7

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例案の内容

(1) 趣旨

- ア 人事委員会勧告に基づく給料表の改定、諸手当の改定等
- イ 諸般の情勢に鑑みた管理職手当の減額
- ウ 地方公務員法の一部改正に伴う級別基準職務表の制定

(2) 改正内容

ア 第1条関係（平成27年4月1日からの給与改定）

(ア) 給料表の改定 **勧告どおり**

平成27年公民較差に基づき、給料表の改定を行うこと。

(イ) 期末手当、勤勉手当 **勧告どおり**

下表のとおり、平成27年度分の支給割合を改定すること。

		平成27年度					
		現行			改正後		
		6月	12月	計	6月	12月	計
一般職員	期末	1.200	1.350	2.55	1.200	1.400	2.60
	勤勉	0.700	0.700	1.40	0.700	0.850	1.55
	合計	1.900	2.050	3.95	1.900	2.250	4.15
再任用職員	期末	0.625	0.775	1.40	0.625	0.825	1.45
	勤勉	0.350	0.350	0.70	0.350	0.400	0.75
	合計	0.975	1.125	2.10	0.975	1.225	2.20

イ 第2条関係（平成28年4月1日からの給与改定）

(ア) 給料表の改定 **勧告どおり**

給与制度の総合的見直しに係る給料表の改定を行うこと。

(イ) 諸手当の改定 **勧告どおり**

a 地域手当

級地区分及び支給割合を次のとおり改定すること。

現行		改正後	
1級地	100分の18	1級地	100分の20
2級地	100分の15	2級地	100分の16
3級地	100分の12	3級地	100分の15
4級地	100分の10	4級地	100分の12
5級地	100分の6	5級地	100分の10
6級地	100分の3	6級地	100分の6
新設⇒		7級地	100分の3

b 単身赴任手当

基礎額を23,000円から30,000円に引き上げること。また、職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離の区分に応じて加算することとされている額（加算額）の限度を45,000円から70,000円に引き上げること。

○基礎額 : 23,000円 ⇒ 30,000円

○加算額(限度額) : 45,000円 ⇒ 70,000円 (2,500km以上)

c 管理職員特別勤務手当

特定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により平日午前零時から午前5時までの間に勤務した場合においても支給すること。

現 行	改正後
臨時・緊急の必要その他公務上必要により、 週休日等に勤務した場合	臨時・緊急の必要その他公務上必要にり、 週休日等に勤務した場合
勤務1回につき、12,000円を超えない額	勤務1回につき、12,000円を超えない額
新設⇒	特定管理職員が災害への対処その他の臨時・ 緊急の必要により、 <u>平日の午前零時～午前5時</u> の間に勤務した場合
	勤務1回につき、6,000円を超えない額

d 期末手当、勤勉手当

下表のとおり、平成28年度分の支給割合を改定すること

		平成 27 年度						平成 28 年度		
		現行			改正後					
		6月	12月	計	6月	12月	計	6月	12月	計
一般職員	期末	1.200	1.350	2.55	1.200	1.400	2.60	1.225	1.375	2.60
	勤勉	0.700	0.700	1.40	0.700	0.850	1.55	0.775	0.775	1.55
	合計	1.900	2.050	3.95	1.900	2.250	4.15	2.000	2.150	4.15
再任用 職員	期末	0.625	0.775	1.40	0.625	0.825	1.45	0.650	0.800	1.45
	勤勉	0.350	0.350	0.70	0.350	0.400	0.75	0.375	0.375	0.75
	合計	0.975	1.125	2.10	0.975	1.225	2.20	1.025	1.175	2.20

(ウ) 管理職手当の減額 **独自**

平成28年4月から平成29年3月までの間に支給されるべき教育職給料表4級の適用を受ける校長の管理職手当の月額について、職責に応じ100分の10又は100分の5を減じた額とすること。

減額率	対象職員	備 考
10% (現行 15%)	期末手当・勤勉手当に係る職務加算割合について 20%加算の適用を受ける職員 ※職務加算割合 20% 行政職給料表 8 級 (副部長級相当) 以上の職と同様。	地域の中心校のうち、より校長の職務が特に困難であると認められる学校で人事委員会の承認を得て定める校長。 ○ 小学校：14校 盛岡市立仁王小学校 等 ○ 中学校：9校 盛岡市立上田中学校 等
5% (現行 10%)	上記以外の校長の職	

- (エ) 級別基準職務表の制定 **地公法改正**
地方公務員法の一部改正に基づき級別基準職務表を定めること。
- (オ) 義務教育学校の追加 **学教法改正**
- ・ 義務教育等教員特別手当の支給対象に義務教育学校を加えること。
 - ・ 給料表の適用対象に義務教育学校を加えること。

(3) 施行日等(附則関係)

- ア 第1条関係 公布の日から施行する。
(ア(ア)は平成27年4月1日から、ア(イ)は同年12月1日から適用)
- イ 第2条関係 平成28年4月1日から施行する。

2 条例案意見

(1) 人事委員会報告書に対応する項目(第1条関係(ア)、(イ)及び第2条関係(ア)、(イ))

措置案

適当なものと認められます。

【理由】

給料表、期末手当、勤勉手当、地域手当、単身赴任手当及び管理職特別勤務手当については、人事委員会報告書の内容に沿ったものであること。

(2) 管理職手当の減額(第2条関係(ウ))

ア 検討

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例における検討と同じ。

イ 措置案

B案とする

(一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例における措置案と同じ。)

(3) 級別基準職務表の制定(第2条関係(エ))

ア 検討

(ア) 行政職給料表級別基準職務表の内容

職務の級	基準となるべき職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	高度の知識経験を必要とする業務を行う職務
3級	主査又は主任の職務
4級	主任主査又は困難な業務を行う主査の職務
5級	事務長又は困難な業務を行う主任主査の職務
6級	主幹の職務

※ 「事務長」、「主幹」

小中学校における学校事務の共同実施の推進に伴い、共同実施グループ内の事務の進捗管理、グループ員の指導・育成などの役割を有する一定規模の共同実施グループの総括の職責を踏まえ、新たに職を設置するもの。処遇については県立学校事務長との均衡を考慮。

※ 「主任」、「主査」、「主任主査」

これまで小中学校事務職員については「事務主任(3級)」、「事務主査(4級)」、「主任事務主査(5級)」の処遇としてきたが、学校事務の共同実施の推進に伴い、その事務執行体制が県立学校と同様に変化してきていることを踏まえ、県立学校事務職員及び小中学校事務職員の交流人事の推進を図るため、県立学校事務職員と同様の処遇とするもの。

(イ) 教育職給料表級別基準職務表の内容

職務の級	基準となるべき職務
1 級	講師、助教諭又は養護助教諭の職務
2 級	教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務
特 2 級	主幹教諭、指導教諭又は指導養護教諭の職務
3 級	副校長又は教頭の職務
4 級	校長の職務

※「指導養護教諭」

いじめや学校不適合等の困難業務への対応等、保健室の経営力の向上が喫緊の課題となっているほか、今後、養護教諭の大量退職が見込まれ、指導技術や業務ノウハウの伝承が困難となる状況に対応するため、教諭における指導教諭と同様、優れたスキルを有する養護教諭を、指導的役割を果たす指導養護教諭として学校に配置するもの。その処遇は指導教諭と同様特 2 級とするもの。

(ウ) 医療職給料表級別基準職務表の内容

職務の級	基準となるべき職務
1 級	学校栄養職員の職務
2 級	困難な業務を行う学校栄養職員の職務
3 級	主任学校栄養職員又は特に困難な業務を行う学校栄養職員の職務
4 級	困難な業務を行う主任学校栄養職員の職務

イ 措置案

適当なものと認められます。

【理由】

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例における検討と同じ。

(4) 義務教育学校の追加

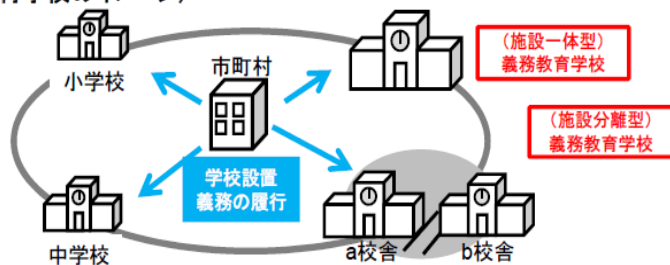
ア 検討

(ア) 義務教育学校制度の創設

【趣旨】 学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」を新たに規定。

	現行制度下での小中一貫教育	義務教育学校
修業年限	小学校 6 年、中学校 3 年	9 年
設置義務	小学校、中学校ともに市町村	国公私のいずれもが設置可。小中学校に代えて設置した場合は設置義務の履行と同等。
教育課程	小中学校それぞれの教育目標の設定、教育課程の編成	9 年間の教育目標の設定、9 年間の系統性を確保した教育課程の編成（6－3 制ばかりでなく、4－3－2 や 5－4 などの柔軟な学年の区切りも可能）
組 織	小中学校にそれぞれ校長（2 名）、小中学校別々の教員組織	1 人の校長、一つの教員組織
免 許	教員は所属する学校の免許を保有すれば十分	教員は原則小・中料免許を併有

(参考:義務教育学校のイメージ)



(イ) 本県における義務教育学校の動き

大槌町において平成28年4月1日から、これまで小中一貫教育を実施してきた「大槌学園」が義務教育学校に移行する見込みであること。

(ウ) 教職員給与

義務教育学校は、小学校及び中学校と同じ位置付けにあることから、義務教育学校に勤務する教員は県費負担教職員に位置付けられ、給与についても同様の処遇がなされるものであること。

イ 措置案

適当なものと認められます。

【理由】

- ・当該改正は、学校教育法等の一部改正に伴う義務教育学校制度の創設に係り、当該義務教育学校に勤務する教職員に対し給与を支給するための必要な改正であり適当と認められること。
- ・県内においては平成28年4月1日から義務教育学校が設置される見込みであり、今回の県議会において議決・公布される必要があること。

別紙 8

市町村立学校職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例

1 条例案の内容

(1) 趣旨

義務教育学校において特別支援教育に直接従事することを本務とする職員に、給料の調整額を支給しようとするもの

(2) 条例案の内容

ア 改正内容

改正前			改正後		
別表（第2条関係） 適用区分表			別表（第2条関係） 適用区分表		
勤務箇所	職員	調整数	勤務箇所	職員	調整数
小学校及び中学校	[略]		小学校、中学校及び義務教育学校	[略]	

イ 施行日 平成28年4月1日

2 条例案意見

措置案

適当なものと認められます。

【理由】

- ・当該改正は、学校教育法等の一部改正に伴う義務教育学校制度の創設に伴い、当該義務教育学校に勤務する教職員に対し給与を支給するための必要な改正であり適当と認められること。
- ・県内においては平成28年4月1日から義務教育学校が設置される見込みであり、今回の県議会において議決・公布される必要があること。

参考(市町村立学校職員の給料の調整額の概要)

(1) 趣旨

職務の複雑、困難若しくは責任の度合い等の特殊性に基づき給料月額に加える調整給

(2) 支給対象者

ア 特別支援学級を担当し、特別支援教育に直接従事することを本務とする職員

イ 障害がある児童及び生徒に対して行う当該児童及び生徒の障害に応じた特別の指導を担当し、特別支援教育に直接従事することを本務とする職員

(3) 支給額

下表の調整基本額に、職の特殊性の度合いに応じた調整数（1）を乗じて得た額

職務の級	調整基本額
1級	8,400円
2級	11,000円
特2級	11,300円
3級	11,500円（市町村立学校職員の給与等に関する条例別表第2の備考2に定める職員にあっては、11,800円）
4級	12,700円

別紙 9

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

1 条例案の内容

(1) 趣旨

給与等の特例の適用対象となる教育職員に義務教育学校の教育職員を加えるもの

(2) 条例案の内容

ア 改正内容

改正前	改正後
(定義) 第2条 この条例において、「義務教育諸学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校をいう。	(定義) 第2条 この条例において、「義務教育諸学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u> 、高等学校又は特別支援学校をいう。
2 [略]	2 [略]

イ 施行日 平成28年4月1日

2 条例案意見

措置案

適当なものと認められます。

【理由】

- ・当該改正は、学校教育法等の一部改正に伴う義務教育学校制度の創設に伴い、当該義務教育学校に勤務する教職員に対し給与を支給するための必要な改正であり適当と認められること。
- ・県内においては平成28年4月1日から義務教育学校が設置される見込みであり、今回の県議会において議決・公布される必要があること。

参考(教育職員の給与等に関する特別措置の概要)

(1) 趣旨

義務教育諸学校等の教育職員の職務と勤務態様の特殊性に基づき、時間外勤務を制限するとともに、時間外勤務手当を支給せずに教職調整額を支給するもの。

(2) 正規の勤務時間を超える勤務の制限

教育職員については、時間外勤務を命じないものとする。時間外勤務を命ずる場合は条例で定める場合（以下に掲げる業務に従事する場合で臨時又は緊急にやむを得ない必要がある場合）に限るものであること。

ア 校外実習その他生徒の実習に関する業務

イ 修学旅行その他学校の行事に関する業務

ウ 職員会議（設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう。）に関する業務

エ 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務

(3) 教職調整額

給料月額に4パーセントに相当する教職調整額を支給

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

第1 改正の趣旨

岩手県人事委員会の平成27年10月19日付けの給与改定に関する勧告に鑑み特定任期付職員の給料月額及び期末手当の支給割合を改定し、並びに地方公務員法の一部改正に伴い号給別基準職務表を定めるとともに、併せて所要の整備をしようとするものである。

第2 条例案の内容

1 表1の項関係

- (1) 特定任期付職員の給料月額を改定すること。(第7条関係)
- (2) 特定任期付職員の期末手当について、平成27年度の支給割合を次のとおり改定すること。(第9条関係)
12月に支給する場合について、100分の170とする。

現 行			平成27年度			平成28年度		
6 月	12月	合計	6 月	12月	合計	6 月	12月	合計
1.40	1.55	2.95	1.40	1.70	3.10	1.55	1.55	3.10

2 表2の項関係

- (1) 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う所要の整備を行うこと。(第1条関係)
- (2) 特定任期付職員の給料月額を改定すること。(第7条第1項関係)
- (3) 号給別基準職務表を定めること。(第7条第2項関係)
- (4) 特定任期付職員の期末手当について、平成28年度の支給割合を次のとおり改定すること。(第9条関係)
6月及び12月に支給する場合について、100分の155とする。
- (5) 管理職員特別勤務手当の支給範囲の拡大に伴う所要の整理を行うこと。(第10条関係)

3 施行期日等

- (1) この条例は公布の日から施行する。ただし、2は平成28年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) 1(1)は平成27年4月1日から、1(2)は平成27年12月1日から適用すること。(附則第2項関係)
- (3) 所要の経過措置を講ずること。(附則第3項から附則第7項関係)

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

第1 改正の趣旨

岩手県人事委員会の平成27年10月19日付けの給与改定に関する勧告に鑑み任期付研究員の給料月額及び期末手当の支給割合を改定し、並びに地方公務員法の一部改正に伴い号給別基準職務表を定めるとともに、併せて所要の整備をしようとするものである。

第2 条例案の内容

1 表1の項関係

- (1) 任期付研究員の給料月額を改定すること。(第5条関係)
- (2) 任期付研究員の期末手当について、平成27年度の支給割合を次のとおり改定すること。(第6条関係)
12月に支給する場合について、100分の170とする。

現 行			平成27年度			平成28年度		
6 月	12月	合計	6 月	12月	合計	6 月	12月	合計
1.40	1.55	2.95	1.40	1.70	3.10	1.55	1.55	3.10

2 表2の項関係

- (1) 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う所要の整備を行うこと。(第1条関係)
- (2) 任期付研究員の給料月額を改定すること。(第5条第1項及び第2項関係)
- (3) 号給別基準職務表を定めること。(第5条第3項関係)
- (4) 任期付研究員の期末手当について、平成28年度の支給割合を次のとおり改定すること。(第6条関係)
6月及び12月に支給する場合について、100分の155とする。

3 施行期日等

- (1) この条例は公布の日から施行する。ただし、2は平成28年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) 1(1)は平成27年4月1日から、1(2)は平成27年12月1日から適用すること。(附則第2項関係)
- (3) 所要の経過措置を講ずること。(附則第3項から附則第7項関係)

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案要綱

第1 改正の趣旨

岩手県人事委員会の平成27年10月19日付けの給与改定に関する勧告等に鑑み一般職の職員の給料月額、初任給調整手当及び単身赴任手当の支給限度額、地域手当の級地の区分及び支給割合並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定し、並びに管理職員特別勤務手当の支給範囲を拡大するとともに、地方公務員法の一部改正に伴い級別基準職務表を定め、諸般の情勢に鑑み管理又は監督の地位にある職員に支給されるべき給料の特別調整額を減額する等所要の改正をしようとするものである。

第2 条例案の内容

1 第1条関係

(1) 給料表の改定

給料表の改定を行うこと。(別表第1～別表第5関係)

(2) 諸手当の改定

ア 初任給調整手当

医師等に支給される初任給調整手当の支給月額の限度額を412,200円から413,300円に引き上げること。(第26条の2関係)

イ 期末手当

支給割合をそれぞれ次のとおり改定すること。(第38条関係)

		平成27年度					
		現行			改正後		
		6月	12月	計	6月	12月	計
一般職員		1.200	1.350	2.55	1.200	1.400	2.60
特定幹部職員		1.000	1.150	2.15	1.000	1.200	2.20
再任用職員	一般職員	0.625	0.775	1.40	0.625	0.825	1.45
	特定幹部職員	0.525	0.675	1.20	0.525	0.725	1.25

ウ 勤勉手当

支給割合をそれぞれ次のとおり改定すること。(第39条関係)

		平成27年度					
		現行			改正後		
		6月	12月	計	6月	12月	計
一般職員		0.700	0.700	1.40	0.700	0.850	1.55
特定幹部職員		0.900	0.900	1.80	0.900	1.050	1.95
再任用職員	一般職員	0.350	0.350	0.70	0.350	0.400	0.75
	特定幹部職員	0.450	0.450	0.90	0.450	0.500	0.95

2 第2条関係

(1) 給料表の改定

給料表の改定を行うこと。(別表第1～別表第5関係)

(2) 諸手当の改定

ア 地域手当

級地区分及び支給割合を次のとおり改定すること。また、医療職給料表(1)の適用を受ける職員について、支給割合を100分の15から100分の16に引き上げること。(第28条の2及び第28条の3関係)

現行	改正後
----	-----

1 級地	100分の18	1 級地	100分の20
2 級地	100分の15	2 級地	100分の16
3 級地	100分の12	3 級地	100分の15
4 級地	100分の10	4 級地	100分の12
5 級地	100分の6	5 級地	100分の10
6 級地	100分の3	6 級地	100分の6
	新設⇒	7 級地	100分の3

イ 単身赴任手当

基礎額を23,000円から30,000円に引き上げること。また、職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離の区分に応じて加算することとされている額（加算額）の限度を45,000円から70,000円に引き上げること。（第29条の2関係）

ウ 管理職員特別勤務手当

特定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により平日午前零時から午前5時までの間に勤務した場合においても支給すること。（第34条の2関係）

エ 期末手当

支給割合をそれぞれ次のとおり改定すること。（第38条関係）

	平成 27 年度						平成 28 年度			
	現行			改正後						
	6 月	12 月	計	6 月	12 月	計	6 月	12 月	計	
一 般 職 員	1.200	1.350	2.55	1.200	1.400	2.60	1.225	1.375	2.60	
特 定 幹 部 職 員	1.000	1.150	2.15	1.000	1.200	2.20	1.025	1.175	2.20	
再任用 職 員	一 般 職 員	0.625	0.775	1.40	0.625	0.825	1.45	0.650	0.800	1.45
	特 定 幹 部 職 員	0.525	0.675	1.20	0.525	0.725	1.25	0.550	0.700	1.25

オ 勤勉手当

支給割合をそれぞれ次のとおり改定すること。（第39条関係）

	平成 27 年度						平成 28 年度			
	現行			改正後						
	6 月	12 月	計	6 月	12 月	計	6 月	12 月	計	
一 般 職 員	0.700	0.700	1.40	0.700	0.850	1.55	0.775	0.775	1.55	
特 定 幹 部 職 員	0.900	0.900	1.80	0.900	1.050	1.95	0.975	0.975	1.95	
再任用 職 員	一 般 職 員	0.350	0.350	0.70	0.350	0.400	0.75	0.375	0.375	0.75
	特 定 幹 部 職 員	0.450	0.450	0.90	0.450	0.500	0.95	0.475	0.475	0.95

(3) 給料の特別調整額の減額

平成28年4月から平成29年3月までの間に支給されるべき給料の特別調整額の月額について、副部長級以上の職にある職員にあっては100分の10、総括課長級の職にある職員にあっては100分の5を減じた額とすること。（附則第36項関係）

(4) 級別基準職務表の制定

ア 級別基準職務表を定めること。（第5条及び別表第6関係）

イ アに伴う所要の整備を行うこと。（第6条、第40条、第41条の4及び別表第7～別表第9関係）

(5) その他

ア 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律及び行政不服審査法の施行に伴う所要の整備を行うこと。（第1条、第38条の3及び第43条の2関係）

イ 2 (2)ウの改正に伴う所要の整理を行うこと。(第34条関係)

3 附則関係(施行期日等)

(1) この条例は、公布の日から施行する。ただし、2は平成28年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)

(2) 1(1)及び(2)アは平成27年4月1日から、1(2)イ及びウは同年12月1日から適用すること。(附則第2項関係)

(3) 所要の経過措置等を講ずること。(附則第3項から第12項関係)

(4) 次に掲げる条例の一部を改正すること。(附則第13項から第15項関係)

ア 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正すること。

イ 医療局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正すること。

ウ 企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正すること。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案要綱

第1 改正の趣旨

国の例に準じて退職手当の調整額を改定するとともに、併せて所要の整備をしようとするものである。

第2 条例案の内容

- 1 職員の退職手当について、退職した職員の退職前の職責に応じて加算する退職手当の調整額を引き上げること。(第6条の4関係)

区 分	適用職員（行政職 給料表の例）	調整額（月額）		
		改正前	改正後	改定額
第1号区分	10級	54,150	70,400	16,250
第2号区分	9級	50,000	65,000	15,000
第3号区分	8級	45,850	59,550	13,700
第4号区分	7級	41,700	54,150	12,450
第5号区分	6級	33,350	43,350	10,000
第6号区分	5級	25,000	32,500	7,500
第7号区分	4級	20,850	27,100	6,250
第8号区分	3級	16,700	21,700	5,000

- 2 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の整備をすること（第1条関係）。
- 3 行政不服審査法の施行に伴い、所要の整備をすること。（第12条関係）
- 4 その他所要の整備をすること。（第7条関係）
- 5 施行期日等
 - (1) この条例は、平成28年4月1日から施行すること。ただし、4は、公布の日から施行すること。（附則第1項関係）
 - (2) 所要の経過措置を講ずること。（附則第2項関係）

参考

職員等の退職管理に関する条例案要綱

第1 制定の趣旨

地方公務員法の規定に基づき、職員等の退職管理に関し必要な事項を定めようとするものである。

第2 条例案の内容

- 1 趣旨について定めること。(第1条関係)
- 2 再就職者による依頼等の規制について定めること。(第2条関係)
- 3 任命権者への届出について定めること。(第3条関係)
- 4 施行期日
この条例は、平成28年4月1日から施行すること。(附則関係)

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案要綱

第1 改正の趣旨

地方公務員法の一部改正に伴い、任命権者が知事に対し報告すべき人事行政の運営の状況に職員の人事評価の状況を加える等所要の改正をしようとするものである。

第2 条例案の内容

- 1 地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正に伴い、任命権者が知事に対し報告すべき人事行政の運営の状況に職員の人事評価の状況及び退職管理の状況を加え、及び任命権者が知事に対し報告すべき人事行政の運営の状況から職員の勤務成績の評定の状況を除くこと。（第3条関係）
- 2 その他所要の整備をすること。（第5条関係）
- 3 施行期日等
 - （1） この条例は、平成28年4月1日から施行すること。（附則第1項関係）
 - （2） 所要の経過措置を講ずること。（附則第2項関係）

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

第1 改正の趣旨

岩手県人事委員会の平成27年10月19日付けの給与改定に関する勧告等に鑑み、市町村立学校職員の給料月額、単身赴任手当の支給限度額、地域手当の級地の区分及び支給割合並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定し、並びに管理職員特別勤務手当の支給範囲を拡大するとともに、地方公務員法の一部改正に伴い級別基準職務表を定め、諸般の情勢に鑑み管理又は監督の地位にある職員に支給されるべき管理職手当を減額する等所要の改正をしようとするものである。

第2 条例案の内容

1 第1条関係

(1) 給料表の改定

給料表の改定を行うこと。(別表第1から別表第3関係)

(2) 期末手当の改定

支給割合をそれぞれ次のとおり改定すること。(第29条関係)

	平成27年度					
	現行			改正後		
	6月	12月	計	6月	12月	計
一般職員	1.200	1.350	2.55	1.200	1.400	2.60
再任用職員	0.625	0.775	1.40	0.625	0.825	1.45

(3) 勤勉手当の改定

支給割合をそれぞれ次のとおり改定すること。(第30条関係)

	平成27年度					
	現行			改正後		
	6月	12月	計	6月	12月	計
一般職員	0.700	0.700	1.40	0.700	0.850	1.55
再任用職員	0.350	0.350	0.70	0.350	0.400	0.75

2 第2条関係

(1) 給料表の改定

ア 給料表の改定を行うこと。(別表第1から別表第3関係)

イ 教育職給料表の備考に、学校の種類として新たに義務教育学校を加えること。

ウ 医療職給料表の備考に、学校の種類として新たに義務教育学校を加えること。

(2) 諸手当の改定

ア 地域手当

級地区分及び支給割合を次のとおり改定すること。(第23条の2関係)

現行		改正後	
1級地	100分の18	1級地	100分の20
2級地	100分の15	2級地	100分の16
3級地	100分の12	3級地	100分の15
4級地	100分の10	4級地	100分の12
5級地	100分の6	5級地	100分の10
6級地	100分の3	6級地	100分の6
新設⇒		7級地	100分の3

イ 単身赴任手当

基礎額を23,000円から30,000円に引き上げること。また、職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離の区分に応じて加算することとされている額（加算額）の限度を45,000円から70,000円に引き上げること。（第24条の2関係）

ウ 管理職員特別勤務手当

特定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により平日午前零時から午前5時までの間に勤務した場合においても支給すること。（第28条の2関係）

エ 期末手当

支給割合をそれぞれ次のとおり改定すること。（第29条関係）

	平成 27 年度						平成 28 年度		
	現行			改正後			6 月	12 月	計
	6 月	12 月	計	6 月	12 月	計			
一 般 職 員	1.200	1.350	2.55	1.200	1.400	2.60	1.225	1.375	2.60
再 任 用 職 員	0.625	0.775	1.40	0.625	0.825	1.45	0.650	0.800	1.45

オ 勤勉手当

支給割合をそれぞれ次のとおり改定すること。（第30条関係）

	平成 27 年度						平成 28 年度		
	現行			改正後			6 月	12 月	計
	6 月	12 月	計	6 月	12 月	計			
一 般 職 員	0.700	0.700	1.40	0.700	0.850	1.55	0.775	0.775	1.55
再 任 用 職 員	0.350	0.350	0.70	0.350	0.400	0.75	0.375	0.375	0.75

カ 義務教育等教員特別手当

学校の種類として新たに義務教育学校を加えること。（第31条の2関係）

(3) 管理職手当の減額

平成28年4月から平成29年3月までの間に支給されるべき教育職給料表4級の適用を受ける校長の管理職手当の月額について、職責に応じ100分の10又は100分の5を減じた額とすること。（附則第38項関係）

(4) 級別基準職務表の制定

ア 級別基準職務表を定めること。（第6条及び別表第4関係）

イ アに伴う所要の整備を行うこと。（第7条、第31条、別表第5及び別表第6関係）

(5) その他

ア 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律並びに行政不服審査法の施行に伴う所要の整備を行うこと。（第1条及び第29条の3関係）

イ 2(2)ウに伴う所要の整理を行うこと。（第28条関係）

3 附則関係（施行期日等）

(1) この条例は、公布の日から施行する。ただし、2は平成28年4月1日から施行すること。（附則第1項関係）

(2) 1(1)は平成27年4月1日から、1(2)及び(3)は同年12月1日から適用すること。（附則第2項関係）

(3) 所要の経過措置等を講ずること。（附則第3項から附則第12項関係）

(4) 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正すること。（附則第13項関係）

参考

市町村立学校職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する 条例案要綱

第1 改正の趣旨

義務教育学校において特別支援教育に直接従事することを本務とする職員に給料の調整額を支給しようとするものである。

第2 条例案の内容

1 給料の調整を行う職に、義務教育学校において特別支援教育に直接従事することを本務とする職員の占める職を加えること。(別表関係)

学校教育法等の一部を改正する法律により学校教育法の一部が改正されたことに伴い、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」が新たな学校の種類として規定され、県内においては、大槌町が平成28年4月1日に義務教育学校を新設する方針を決定していることから、本条例を改正し、給料の調整を行う職に、義務教育学校において特別支援教育に直接従事することを本務とする職員の占める職を加えるもの。

2 施行期日

この条例は、平成28年4月1日から施行すること。(附則関係)

参考

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する
条例の一部を改正する条例案要綱

第1 改正の趣旨

給与等の特例の適用対象となる教育職員に義務教育学校の教育職員を加え、及び地方公務員法の一部改正に伴い所要の整備をしようとするものである。

第2 条例案の内容

- 1 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の整備を行うこと。(第1条関係)
- 2 給与等の特例の適用対象となる教育職員に義務教育学校の教育職員を加えること。(第2条関係)
- 3 施行期日等

この条例は、平成28年4月1日から施行すること。(附則関係)

議 第 2 4 8 号

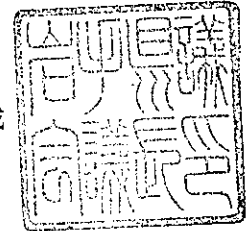
平成 28年 2 月 17 日

岩手県人事委員会

委員長 熊 谷 隆 司 様

岩手県議会議長 田 村

誠



条例案に対する意見について

今期定例会に提出される下記議案について、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

- 議案第34号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第35号 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第36号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第37号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第38号 職員等の退職管理に関する条例
- 議案第39号 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第66号 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第67号 市町村立学校職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第68号 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例
の一部を改正する条例

担当

議会事務局議事調査課

議事管理担当 柳原

内線 6016



議案第 34 号

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後																																				
1	<p>(特定任期付職員の給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員（医療局企業職員又は企業局企業職員として採用された職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号 給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;">377,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;">426,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: right;">479,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td style="text-align: right;">542,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td style="text-align: right;">618,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td style="text-align: right;">722,000</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td style="text-align: right;">845,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 [略]</p> <p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第4条、第28条の3、第34条の2第1項及び第38条第2項の規定の適用については、給与条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号。以下「任期付職員条例」という。）」と、給与条例第28条の3中「職員」とあるのは「職員及び任期付職</p>	号 給	給料月額		円	1	377,000	2	426,000	3	479,000	4	542,000	5	618,000	6	722,000	7	845,000	<p>(特定任期付職員の給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員（医療局企業職員又は企業局企業職員として採用された職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号 給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;">378,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;">427,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: right;">480,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td style="text-align: right;">543,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td style="text-align: right;">618,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td style="text-align: right;">722,000</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td style="text-align: right;">845,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 [略]</p> <p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第4条、第28条の3、第34条の2第1項及び第38条第2項の規定の適用については、給与条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号。以下「任期付職員条例」という。）」と、給与条例第28条の3中「職員」とあるのは「職員及び任期付職</p>	号 給	給料月額		円	1	378,000	2	427,000	3	480,000	4	543,000	5	618,000	6	722,000	7	845,000
号 給	給料月額																																					
	円																																					
1	377,000																																					
2	426,000																																					
3	479,000																																					
4	542,000																																					
5	618,000																																					
6	722,000																																					
7	845,000																																					
号 給	給料月額																																					
	円																																					
1	378,000																																					
2	427,000																																					
3	480,000																																					
4	543,000																																					
5	618,000																																					
6	722,000																																					
7	845,000																																					

員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第34条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第38条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の140」と、「100分の135」とあるのは「100分の155」とする。

3 特定任期付職員に対する給与等条例第5条、第28条の2第1項及び第29条第2項の規定の適用については、給与等条例第5条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号。以下「任期付職員条例」という。）」と、給与等条例第28条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員（任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。）が」と、給与等条例第29条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の140」と、「100分の135」とあるのは「100分の155」とする。

4 [略]

員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第34条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第38条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の140」と、「100分の140」とあるのは「100分の170」とする。

3 特定任期付職員に対する給与等条例第5条、第28条の2第1項及び第29条第2項の規定の適用については、給与等条例第5条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号。以下「任期付職員条例」という。）」と、給与等条例第28条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員（任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。）が」と、給与等条例第29条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の140」と、「100分の140」とあるのは「100分の170」とする。

4 [略]

2 (趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定任期付職員の給与に関する特例)

第7条 第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員（医療局企業職員又は企業局企業職員として採用された職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定任期付職員の給与に関する特例)

第7条 第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員（医療局企業職員又は企業局企業職員として採用された職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号 給	給料月額
	円
1	378,000
2	427,000
3	480,000
4	543,000
5	618,000
6	722,000
7	845,000

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、特定任期付職員が従事する業務に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定する。

号 給	給料月額
	円
1	374,000
2	423,000
3	475,000
4	537,000
5	612,000
6	715,000
7	836,000

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき職務の内容は次の号給別基準職務表に定めるとおりとする。

号 給	基準となるべき職務
1	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する職務
2	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する職務
3	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する職務
4	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する職務
5	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する職務

6	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する職務
7	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する職務

3～5 [略]

(給与条例等の適用除外等)

第9条 [略]

2 特定任期付職員に対する給与条例第4条、第28条の3、第34条の2第1項及び第38条第2項の規定の適用については、給与条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号。以下「任期付職員条例」という。）」と、給与条例第28条の3中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第34条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第38条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の140」と、「100分の140」とあるのは「100分の170」とする。

3 特定任期付職員に対する給与等条例第5条、第28条の2第1項及び第29条第2項の規定の適用については、給与等条例第5条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号。以下「任期付職員条例」という。）」と、給与等条例第28条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員（任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。）が」と、給

3～5 [略]

(給与条例等の適用除外等)

第9条 [略]

2 特定任期付職員に対する給与条例第4条、第28条の3、第34条の2第1項及び第38条第2項の規定の適用については、給与条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号。以下「任期付職員条例」という。）」と、給与条例第28条の3中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第34条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第38条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の155」とする。

3 特定任期付職員に対する給与等条例第5条、第28条の2第1項及び第29条第2項の規定の適用については、給与等条例第5条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号。以下「任期付職員条例」という。）」と、給与等条例第28条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員（任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次項において

与等条例第29条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の140」と、
「100分の140」とあるのは「100分の170」とする。

4 [略]

(医療局企業職員給与条例等の適用除外等)

第10条 [略]

2 特定任期付企業職員に対する医療局企業職員給与条例第2条第2項、
第10条の2及び第16条の規定の適用については、医療局企業職員給与条例第2条第2項中「及び退職手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当及び退職手当」と、医療局企業職員給与条例第10条の2中「職員が」とあるのは「職員（一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号）第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員を含む。）が」と、医療局企業職員給与条例第16条中「一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）」とあるのは「一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例」とする。

3 特定任期付企業職員に対する企業局企業職員給与条例第2条第2項、
第10条の2及び第16条の規定の適用については、企業局企業職員給与条例第2条第2項中「及び退職手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当及び退職手当」と、企業局企業職員給与条例第10条の2中「職員が」とあるのは「職員（一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号）第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員を含む。）が」と、企業局企業職員給与条例第16条中「一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）」とあるのは「一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例」とする。

同じ。）が」と、給与等条例第29条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の155」とする。

4 [略]

(医療局企業職員給与条例等の適用除外等)

第10条 [略]

2 特定任期付企業職員に対する医療局企業職員給与条例第2条第2項、
第10条の2第1項及び第16条の規定の適用については、医療局企業職員給与条例第2条第2項中「及び退職手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当及び退職手当」と、医療局企業職員給与条例第10条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員（一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号）第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員を含む。次項において同じ。）が」と、医療局企業職員給与条例第16条中「一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）」とあるのは「一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例」とする。

3 特定任期付企業職員に対する企業局企業職員給与条例第2条第2項、
第10条の2第1項及び第16条の規定の適用については、企業局企業職員給与条例第2条第2項中「及び退職手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当及び退職手当」と、企業局企業職員給与条例第10条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員（一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号）第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員を含む。次項において同じ。）が」と、企業局企業職員給与条例第16条中「一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）」とあるのは「一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例」とする。

る条例」とする。

4 [略]

4 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分及び附則第4項から第6項までの規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例(表1の項の改正部分に限る。次項において同じ。)による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第7条第1項の規定は平成27年4月1日から、改正後の条例第9条第2項及び第3項の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第3項の規定による給料月額の変更)

- 4 平成28年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「任期付職員条例」という。)第7条第3項の規定による給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額は、人事委員会規則で定める。

(給料の変更に伴う経過措置)

- 5 切替日の前日から引き続き任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、平成31年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

- 6 前項の規定による給料を支給される職員に関する任期付職員条例第7条第4項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(平成28年岩手県条例第 号)附則第5項の規定による給料の額との合計額」とする。

(人事委員会規則への委任)

- 7 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

平成28年2月18日提出

岩手県知事 達 増 拓 也

理由

岩手県人事委員会の平成27年10月19日付けの給与改定に関する勧告に鑑み特定任期付職員の給料月額及び期末手当の支給割合を改定し、並びに地方公務員法の一部改正に伴い号給別基準職務表を定めるとともに、併せて所要の整備をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 35 号

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年岩手県条例第62号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後																																
1	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第5条 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号 給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;"><u>400,000</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;"><u>461,000</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: right;"><u>524,000</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td style="text-align: right;">606,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td style="text-align: right;">705,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td style="text-align: right;">805,000</td> </tr> </tbody> </table>	号 給	給料月額		円	1	<u>400,000</u>	2	<u>461,000</u>	3	<u>524,000</u>	4	606,000	5	705,000	6	805,000	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第5条 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号 給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;"><u>401,000</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;"><u>462,000</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: right;"><u>525,000</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td style="text-align: right;">606,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td style="text-align: right;">705,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td style="text-align: right;">805,000</td> </tr> </tbody> </table>	号 給	給料月額		円	1	<u>401,000</u>	2	<u>462,000</u>	3	<u>525,000</u>	4	606,000	5	705,000	6	805,000
号 給	給料月額																																	
	円																																	
1	<u>400,000</u>																																	
2	<u>461,000</u>																																	
3	<u>524,000</u>																																	
4	606,000																																	
5	705,000																																	
6	805,000																																	
号 給	給料月額																																	
	円																																	
1	<u>401,000</u>																																	
2	<u>462,000</u>																																	
3	<u>525,000</u>																																	
4	606,000																																	
5	705,000																																	
6	805,000																																	
2	<p>第3条第2号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号 給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;"><u>332,000</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;"><u>369,000</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: right;"><u>398,000</u></td> </tr> </tbody> </table>	号 給	給料月額		円	1	<u>332,000</u>	2	<u>369,000</u>	3	<u>398,000</u>	<p>第3条第2号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号 給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;"><u>333,000</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;"><u>370,000</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: right;"><u>399,000</u></td> </tr> </tbody> </table>	号 給	給料月額		円	1	<u>333,000</u>	2	<u>370,000</u>	3	<u>399,000</u>												
号 給	給料月額																																	
	円																																	
1	<u>332,000</u>																																	
2	<u>369,000</u>																																	
3	<u>398,000</u>																																	
号 給	給料月額																																	
	円																																	
1	<u>333,000</u>																																	
2	<u>370,000</u>																																	
3	<u>399,000</u>																																	
3～6	<p>[略]</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p>	<p>[略]</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p>																																
第6条	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>																																

2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第4条、第34条の2第1項及び第38条第2項の規定の適用については、給与条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年岩手県条例第62号。以下「任期付研究員条例」という。）」と、給与条例第34条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第38条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の140」と、「100分の135」とあるのは「100分の155」とする。

2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第4条、第34条の2第1項及び第38条第2項の規定の適用については、給与条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年岩手県条例第62号。以下「任期付研究員条例」という。）」と、給与条例第34条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第38条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の140」と、「100分の140」とあるのは「100分の170」とする。

2 (趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成12年法律第51号。以下「法」という。）第2条第3号、第3条第1項、第5条第1項及び第6条並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、公設試験研究機関の研究業務に従事する職員について、任期を定めた採用並びに任期を定めて採用された職員の給与の特例及び裁量による勤務に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与に関する特例)

第5条 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。

号 給	給料月額
	円
1	401,000
2	462,000
3	525,000
4	606,000
5	705,000

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成12年法律第51号。以下「法」という。）第2条第3号、第3条第1項、第5条第1項及び第6条並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、公設試験研究機関の研究業務に従事する職員について、任期を定めた採用並びに任期を定めて採用された職員の給与の特例及び裁量による勤務に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与に関する特例)

第5条 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。

号 給	給料月額
	円
1	397,000
2	457,000
3	520,000
4	600,000
5	698,000

6	805,000
---	---------

2 第3条第2号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。

号 給	給料月額
	円
1	333,000
2	370,000
3	399,000

3 任命権者は、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員の号給を、その者が従事する研究業務に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定する。

6	797,000
---	---------

2 第3条第2号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。

号 給	給料月額
	円
1	330,000
2	366,000
3	395,000

3 任命権者は、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員の号給を、その者の知識経験等の度並びにその者が従事する研究業務の困難及び重要な度等に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき職務の内容は次の号給別基準職務表に定めるとおりとする。

(1) 第1号任期付研究員給料表号給別基準職務表

号 給	基準となるべき職務
1	高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務
2	高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務
3	特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究

	員の職務又はその知識経験等に基づき研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務
4	特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務
5	極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務
6	極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において極めて優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で特に重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき特に重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務

(2) 第2号任期付研究員給料表号給別基準職務表

号 給	基準となるべき職務
1	博士課程修了直後の者の有する程度の専門的

4～6 [略]

(給与条例の適用除外等)

第6条 [略]

2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第4条、第34条の2第1項及び第38条第2項の規定の適用については、給与条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年岩手県条例第52号。以下「任期付研究員条例」という。）」と、給与条例第34条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第38条第2項中「100分の120、」とあるのは「100分の140、」と、「100分の140」とあるのは「100分の170」とする。

な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務

2

博士課程修了後、特別研究員制度（特別の法律により設立された法人等によって運営され、主として博士課程を修了した優れた研究者に国立試験研究機関等において研究する機会を提供することを内容とする制度をいう。）等により数年にわたり研究に従事したことのある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務

3

博士課程修了後、相当の期間にわたり研究に従事したことのある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務

4～6 [略]

(給与条例の適用除外等)

第6条 [略]

2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第4条、第34条の2第1項及び第38条第2項の規定の適用については、給与条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年岩手県条例第52号。以下「任期付研究員条例」という。）」と、給与条例第34条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第38条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の155」とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分及び附則第4項から第6項までの規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例（表1の項の改正部分に限る。次項において同じ。）による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第1項及び第2項の規定は平成27年4月1日から、改正後の条例第6条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第4項の規定による給料月額の変更)

- 4 平成28年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第5条第4項の規定による給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額は、人事委員会規則で定める。

(給料の変更に伴う経過措置)

- 5 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、平成31年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 6 前項の規定による給料を支給される職員に関する任期付研究員条例第5条第5項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成28年岩手県条例第 号）附則第5項の規定による給料の額との合計額」とする。

(人事委員会規則への委任)

- 7 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

平成28年2月18日提出

岩手県知事 達 増 拓 也

理由

岩手県人事委員会の平成27年10月19日付けの給与改定に関する勧告に鑑み任期付研究員の給料月額及び期末手当の支給割合を改定し、並びに地方公務員法の一部改正に伴い号給別基準職務表を定めるとともに、併せて所要の整備をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 36 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第26条の2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>412,200円</u></p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>50,300円</u></p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(期末手当)</p> <p>第38条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては<u>100分の135</u>を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第26条の2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>413,300円</u></p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>50,500円</u></p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(期末手当)</p> <p>第38条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては<u>100分の140</u>を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに</p>

同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第39条において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合においては100分の100、12月に支給する場合においては100分の115を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の135」とあるのは「100分の77.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の52.5」と、「100分の115」とあるのは「100分の67.5」とする。

4～6 [略]

(勤勉手当)

第39条 [略]

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の70（特定幹部職員にあっては、100分の90）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に

同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第39条において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合においては100分の100、12月に支給する場合においては100分の120を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の140」とあるのは「100分の82.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の52.5」と、「100分の120を」とあるのは「100分の72.5を」とする。

4～6 [略]

(勤勉手当)

第39条 [略]

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の85（特定幹部職員にあっては、100分の105）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に

<p>100分の35（特定幹部職員にあっては、100分の45）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 [略]</p>	<p>100分の40（特定幹部職員にあっては、100分の50）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 [略]</p>
--	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

別表第1 行政職給料表（第5条関係）

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	139,400	189,400	226,100	264,900	292,000	323,000	368,200	414,600	466,000	529,900
	2	140,500	191,200	228,000	267,000	294,300	325,300	370,800	417,100	469,100	532,900
	3	141,700	193,000	229,900	269,000	296,600	327,600	373,400	419,600	472,200	536,100
	4	142,800	194,800	231,700	271,100	298,900	329,900	376,000	422,100	475,300	539,300
	5	143,900	196,400	233,400	273,000	301,000	332,200	378,100	424,000	478,100	542,400
	6	145,000	198,200	235,300	275,100	303,300	334,300	380,600	426,300	481,200	544,800
	7	146,100	200,000	237,200	277,200	305,600	336,500	383,100	428,500	484,300	547,300
	8	147,200	201,800	239,000	279,300	307,900	338,700	385,600	430,700	487,400	549,800
	9	148,300	203,400	240,700	281,400	310,100	340,800	388,200	432,800	490,200	552,200
	10	149,700	205,200	242,600	283,500	312,400	343,000	390,900	434,900	493,300	554,100
	11	151,000	207,000	244,400	285,600	314,700	345,200	393,600	437,000	496,300	555,900
	12	152,300	208,800	246,300	287,700	317,000	347,400	396,300	439,200	499,400	557,800
	13	153,600	210,400	247,900	289,800	319,200	349,400	398,700	440,900	502,000	559,600
	14	155,100	212,300	249,800	291,900	321,400	351,500	401,000	442,800	504,400	561,100
	15	156,600	214,200	251,600	294,000	323,600	353,600	403,300	444,800	506,600	562,600
	16	158,200	216,100	253,400	296,100	325,800	355,700	405,700	446,800	509,000	563,900
	17	159,500	217,800	255,000	298,000	327,800	357,500	407,600	448,700	511,300	565,300
	18	161,000	219,700	257,000	300,100	329,900	359,500	409,600	450,500	512,800	566,500
	19	162,500	221,600	259,000	302,200	332,000	361,500	411,500	452,300	514,300	567,700
20	164,000	223,500	261,000	304,300	334,000	363,400	413,400	454,100	515,700	568,900	

21	165,400	225,200	262,900	306,200	336,100	365,500	415,000	455,900	516,900	570,100
22	168,100	227,100	264,800	308,300	338,200	367,400	416,800	457,400	518,400	
23	170,700	229,000	266,700	310,400	340,300	369,400	418,700	458,900	519,900	
24	173,300	230,900	268,500	312,500	342,400	371,400	420,700	460,400	521,400	
25	176,000	232,500	270,500	314,400	343,900	373,300	422,500	461,700	522,600	
26	177,700	234,300	272,400	316,500	345,900	375,300	424,000	462,900	523,700	
27	179,400	236,000	274,300	318,600	347,900	377,300	425,600	464,100	524,900	
28	181,100	237,800	276,200	320,700	349,900	379,300	427,200	465,200	526,100	
29	182,600	239,100	277,900	322,700	351,600	380,900	428,800	466,200	527,200	
30	184,400	240,600	279,800	324,800	353,500	382,700	430,100	466,900	528,100	
31	186,200	242,100	281,700	326,900	355,400	384,500	431,400	467,700	529,000	
32	187,800	243,600	283,600	329,000	357,300	386,200	432,700	468,400	529,900	
33	189,400	244,900	285,300	330,600	359,200	388,000	433,900	469,100	530,700	
34	190,900	246,400	287,200	332,600	361,000	389,400	435,200	469,900	531,600	
35	192,400	247,900	289,100	334,700	362,800	391,000	436,500	470,600	532,500	
36	193,900	249,500	291,000	336,800	364,500	392,600	437,700	471,400	533,200	
37	195,200	250,800	292,700	338,700	366,000	394,000	438,900	472,200	534,100	
38	196,500	252,400	294,500	340,700	367,300	395,200	439,700	472,900	535,000	
39	197,800	254,000	296,300	342,700	368,700	396,400	440,400	473,700	535,900	
40	199,100	255,600	298,100	344,700	370,100	397,600	441,100	474,500	536,800	
41	200,300	257,000	299,800	346,600	371,600	398,700	441,700	475,300	537,700	
42	201,600	258,400	301,500	348,500	372,500	399,900	442,400	476,000		
43	202,900	259,800	303,200	350,400	373,600	401,100	443,100	476,800		
44	204,200	261,200	304,900	352,300	374,700	402,300	443,800	477,400		
45	205,400	262,300	306,300	353,800	375,400	403,000	444,600	478,200		
46	206,700	263,700	308,000	355,300	376,300	403,700	445,400			
47	208,000	265,100	309,700	356,800	377,200	404,400	446,100			
48	209,300	266,500	311,400	358,300	378,100	405,100	446,900			

49	210,300	267,800	312,600	360,000	379,100	405,700	447,500
50	211,400	269,000	314,200	360,700	379,900	406,300	448,200
51	212,500	270,300	315,800	361,900	380,700	407,000	449,000
52	213,600	271,600	317,400	362,900	381,500	407,700	449,800
53	214,800	272,700	319,100	363,800	382,200	408,300	450,400
54	215,800	273,800	320,700	364,900	382,900	409,000	451,200
55	216,800	275,100	322,300	365,900	383,600	409,700	452,000
56	217,800	276,400	323,900	367,000	384,300	410,200	452,600
57	218,600	277,400	325,400	367,900	384,700	410,800	453,200
58	219,600	278,500	326,600	368,600	385,300	411,300	454,000
59	220,500	279,600	327,800	369,300	386,000	411,800	454,800
60	221,500	280,700	329,000	370,000	386,700	412,400	455,600
61	222,200	281,900	329,800	370,500	387,000	412,900	456,200
62	223,200	282,900	330,700	371,100	387,700	413,600	
63	224,200	283,900	331,500	371,800	388,200	414,200	
64	225,200	284,900	332,300	372,500	388,700	414,800	
65	225,800	285,700	333,200	372,700	389,200	415,100	
66	226,800	286,600	333,600	373,400	389,700	415,700	
67	227,800	287,500	334,400	374,100	390,200	416,400	
68	228,900	288,400	335,200	374,800	390,700	416,900	
69	229,700	289,400	336,000	375,100	391,100	417,400	
70	230,500	290,200	336,700	375,600	391,600	418,100	
71	231,300	291,000	337,400	376,300	392,300	418,800	
72	232,100	291,800	338,100	376,800	392,800	419,500	
73	232,900	292,600	338,600	377,100	393,100	420,000	
74	233,600	293,100	339,200	377,600	393,800	420,700	
75	234,300	293,600	339,800	378,300	394,500	421,400	
76	235,000	294,100	340,400	378,800	395,000	422,100	
77	235,600	294,200	340,700	379,200	395,400	422,600	

78	236,400	294,600	341,200	379,600	396,100
79	237,200	294,800	341,600	380,200	396,800
80	238,000	295,200	342,100	380,600	397,500
81	238,700	295,400	342,500	381,100	398,000
82	239,400	295,500	343,000	381,700	398,700
83	240,100	295,900	343,500	382,300	399,400
84	240,800	296,200	344,000	382,700	400,100
85	241,400	296,500	344,300	383,300	400,600
86	242,100	296,800	344,600	383,900	401,300
87	242,800	297,100	345,100	384,500	402,000
88	243,500	297,500	345,400	385,100	402,700
89	244,100	297,800	345,600	385,800	403,200
90	244,600	298,200	345,900	386,400	
91	245,100	298,600	346,400	387,000	
92	245,600	299,000	346,700	387,600	
93	245,900	299,100	346,900	388,300	
94		299,300	347,200		
95		299,700	347,700		
96		300,100	348,000		
97		300,300	348,100		
98		300,600	348,600		
99		301,000	349,100		
100		301,400	349,400		
101		301,600	349,700		
102		301,900	350,100		
103		302,300	350,500		
104		302,600	350,900		
105		302,800	351,400		

106		303,100	351,800								
107		303,500	352,200								
108		303,800	352,600								
109		304,000	353,100								
110		304,400	353,500								
111		304,800	353,900								
112		305,100	354,200								
113		305,200	354,700								
114		305,500									
115		305,800									
116		306,200									
117		306,400									
118		306,600									
119		306,700									
120		306,800									
121		306,900									
122		307,000									
123		307,300									
124		307,600									
125		308,000									
再任用職員		185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600	395,400	447,500	529,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第42条に規定する職員を除く。

別表第2 公安職給料表（第5条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任		円	円	円	円	円	円	円	円	円

用職 員以 外の 職員	1	161,900	177,500	204,100	243,800	294,500	322,300	351,600	387,400	429,500
	2	163,600	179,300	206,100	245,600	296,800	324,600	353,900	389,600	431,400
	3	165,400	181,100	208,100	247,400	299,100	326,900	356,200	391,800	433,300
	4	167,100	182,900	210,100	249,200	301,400	329,200	358,500	393,800	435,200
	5	168,600	184,800	212,100	251,100	303,300	331,600	360,600	395,700	436,600
	6	170,500	187,100	214,100	253,000	305,600	333,800	362,800	397,700	438,300
	7	172,300	189,400	216,100	254,900	307,900	336,100	365,000	399,700	439,900
	8	174,200	191,700	217,900	256,600	310,200	338,400	367,200	401,400	441,500
	9	175,900	193,900	220,000	258,100	312,300	340,300	369,100	403,300	443,100
	10	177,600	196,500	221,800	260,000	314,600	342,600	371,300	405,300	444,800
	11	179,300	199,000	223,600	261,700	316,900	344,900	373,500	407,400	446,500
	12	181,000	201,500	225,400	263,500	319,200	347,200	375,700	409,500	448,200
	13	182,900	203,900	227,300	265,200	321,300	349,300	377,900	411,200	449,300
	14	185,000	205,700	229,200	266,800	323,600	351,500	380,100	413,300	450,900
	15	187,100	207,500	231,100	268,400	325,900	353,700	382,300	415,400	452,700
	16	189,200	209,300	233,000	269,900	328,200	355,900	384,500	417,500	454,500
	17	191,400	211,200	234,500	271,200	330,100	358,000	386,200	419,300	456,100
	18	193,800	213,100	236,300	273,100	332,400	360,100	388,200	421,000	457,900
	19	196,200	215,000	238,100	274,900	334,600	362,200	390,300	422,700	459,700
	20	198,600	216,700	239,900	276,700	336,900	364,300	392,300	424,400	461,500
	21	201,100	218,400	241,700	278,100	339,000	366,500	394,200	426,100	463,100
	22	202,900	220,200	243,200	280,000	341,100	368,500	396,300	427,700	464,900
	23	204,700	222,000	244,700	281,900	343,200	370,600	398,400	429,200	466,600
	24	206,500	223,800	246,000	283,800	345,300	372,700	400,500	430,800	468,400
	25	208,400	225,500	247,300	285,300	347,100	374,500	402,100	432,000	469,800
	26	210,200	227,200	248,900	287,500	349,200	376,600	404,200	433,400	471,100
	27	212,000	228,900	250,500	289,700	351,300	378,700	406,300	435,000	472,600
	28	213,600	230,600	252,100	291,900	353,400	380,800	408,400	436,600	473,800
	29	215,500	232,000	253,500	294,200	355,600	382,700	410,000	437,900	475,000

30	217,300	233,800	254,900	296,200	357,700	384,800	411,800	439,600	475,700
31	219,100	235,600	256,400	298,200	359,800	386,900	413,500	441,300	476,400
32	220,900	237,400	257,900	300,200	361,900	389,000	415,200	443,000	477,100
33	222,600	239,000	259,100	302,100	363,500	390,900	417,000	444,100	477,600
34	224,300	240,600	260,600	304,000	365,600	393,000	418,500	445,800	478,400
35	226,000	242,200	262,000	305,900	367,600	395,100	420,100	447,500	479,100
36	227,700	243,600	263,500	307,800	369,700	397,100	421,700	449,100	479,900
37	229,100	244,900	264,600	309,600	371,700	398,800	422,700	450,500	480,500
38	230,900	246,400	266,100	311,500	373,800	400,300	424,200	451,200	481,200
39	232,700	247,900	267,600	313,400	375,900	401,700	425,700	451,900	482,000
40	234,500	249,400	269,000	315,300	378,000	403,100	427,200	452,600	482,800
41	236,100	250,900	270,200	317,200	380,000	404,300	428,800	453,000	483,400
42	237,600	252,300	271,900	319,100	382,100	405,400	430,100	453,600	484,200
43	239,100	253,800	273,600	321,000	384,200	406,400	431,400	454,300	485,000
44	240,400	255,300	275,200	322,900	386,300	407,400	432,700	454,900	485,600
45	241,700	256,500	276,700	324,800	388,000	408,600	433,500	455,700	486,200
46	243,000	258,000	278,400	326,700	389,700	409,800	434,300	456,400	
47	244,300	259,400	280,100	328,600	391,400	411,000	435,100	457,000	
48	245,600	260,900	281,800	330,500	393,100	412,200	435,900	457,700	
49	246,700	262,000	283,600	331,900	394,500	413,500	436,400	458,400	
50	248,100	263,500	285,300	333,500	395,500	414,300	437,200	459,000	
51	249,600	265,000	287,000	335,200	396,500	415,100	438,000	459,700	
52	250,900	266,500	288,700	336,900	397,500	415,900	438,800	460,400	
53	252,100	267,600	290,000	338,600	398,800	416,400	439,300	461,100	
54	253,600	269,000	291,800	340,400	399,900	417,100	440,000	461,800	
55	255,000	270,700	293,600	342,200	401,100	417,800	440,700	462,500	
56	256,500	272,300	295,400	344,000	402,300	418,400	441,300	463,000	
57	257,600	273,700	297,000	345,200	403,600	418,900	441,900	463,700	
58	258,900	275,400	298,800	346,900	404,400	419,300	442,500	464,300	

59	260,200	277,100	300,600	348,600	405,200	419,900	443,000	465,000
60	261,500	278,800	302,400	350,300	406,000	420,500	443,600	465,700
61	262,800	280,400	304,000	352,000	406,200	421,000	444,200	466,400
62	264,000	282,000	305,800	353,700	406,900	421,600	444,800	
63	265,400	283,600	307,600	355,400	407,600	422,000	445,300	
64	266,800	285,200	309,400	357,100	408,300	422,400	445,900	
65	268,200	286,600	310,800	358,800	408,600	422,800	446,400	
66	269,500	288,100	312,500	360,400	409,300	423,400	447,000	
67	270,900	289,600	314,200	362,000	410,000	423,800	447,600	
68	272,300	291,100	315,900	363,600	410,700	424,300	447,900	
69	273,500	292,700	317,500	364,900	411,100	424,800	448,600	
70	274,900	294,300	319,000	366,300	411,600	425,300	449,200	
71	276,300	295,900	320,500	367,600	412,200	425,900	449,800	
72	277,700	297,500	322,000	369,000	412,600	426,500	450,400	
73	279,000	298,900	322,900	370,300	413,000	426,900	451,000	
74	280,400	300,200	324,600	371,400	413,400	427,500	451,600	
75	281,800	301,700	326,300	372,800	414,000	428,100	452,200	
76	283,200	303,200	328,000	374,100	414,500	428,400	452,800	
77	284,400	304,300	329,800	375,400	415,000	428,900	453,500	
78	285,600	305,800	331,500	376,600	415,500	429,500		
79	286,800	307,300	333,100	377,800	416,100	430,100		
80	288,000	308,800	334,800	379,000	416,600	430,700		
81	289,300	310,300	336,500	380,300	417,000	431,200		
82	290,400	311,700	338,200	381,500	417,600	431,800		
83	291,700	313,100	339,900	382,700	418,200	432,400		
84	293,000	314,500	341,600	383,900	418,500	433,000		
85	294,200	315,700	343,100	385,000	419,000	433,600		
86	295,400	317,200	344,600	385,600	419,600	434,200		
87	296,600	318,700	346,100	386,000	420,200	434,800		

88	297,800	320,200	347,600	386,600	420,700	435,400
89	299,000	321,700	348,900	387,200	421,300	436,000
90	300,200	323,200	350,100	387,800	421,900	
91	301,400	324,700	351,400	388,400	422,500	
92	302,600	326,200	352,800	389,000	423,100	
93	303,400	327,500	354,200	389,300	423,700	
94	304,700	328,900	355,700	389,700	424,300	
95	306,000	330,300	357,200	390,300	424,900	
96	307,300	331,700	358,700	390,700	425,500	
97	308,400	332,900	359,900	391,000	426,100	
98	309,600	334,200	361,100	391,400		
99	310,800	335,500	362,200	392,000		
100	312,000	336,800	363,400	392,500		
101	313,200	338,200	364,600	392,900		
102	314,300	339,100	365,700	393,400		
103	315,400	340,300	366,800	394,000		
104	316,500	341,500	368,000	394,500		
105	317,300	342,600	369,200	394,800		
106	317,900	343,700	369,800	395,300		
107	318,500	344,800	370,400	395,800		
108	319,200	345,900	371,000	396,100		
109	319,700	347,100	371,600	396,400		
110	320,100	348,100	372,000	396,900		
111	320,700	349,100	372,600	397,400		
112	321,300	350,100	373,000	397,900		
113	322,100	351,000	373,300	398,200		
114	322,800	351,800	373,700	398,700		
115	323,500	352,800	374,300	399,200		
116	324,300	353,800	374,800	399,700		

117	324,900	354,900	375,200	400,100
118	325,700	355,300	375,700	400,600
119	326,500	355,900	376,300	401,100
120	327,300	356,500	376,800	401,600
121	327,900	356,800	376,900	402,000
122	328,200	357,100	377,500	402,500
123	328,700	357,600	378,100	403,000
124	329,200	357,900	378,500	403,500
125	329,500	358,300	379,000	403,900
126		358,700	379,500	
127		359,200	380,000	
128		359,600	380,500	
129		360,000	380,800	
130		360,400	381,300	
131		360,800	381,800	
132		361,200	382,300	
133		361,400	382,600	
134		361,900	383,100	
135		362,400	383,500	
136		362,700	384,000	
137		363,000	384,300	
138		363,400	384,800	
139		363,900	385,300	
140		364,400	385,800	
141		364,700	386,100	
142		365,200		
143		365,700		
144		366,200		

	145		366,500							
再任用職員		239,400	251,100	255,400	291,500	308,800	323,200	347,300	383,100	415,400

備考 この表は、警察官で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第3 教育職給料表（第5条関係）

ア 教育職給料表（1）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	152,900	197,200	257,900	333,800	423,600
	2	154,400	198,900	260,700	336,100	425,400
	3	155,900	200,400	263,500	338,400	427,200
	4	157,400	202,100	266,300	340,700	429,000
	5	159,100	203,900	268,900	343,000	430,500
	6	161,000	205,600	271,600	345,300	432,100
	7	162,800	207,300	274,200	347,600	434,000
	8	164,600	208,800	276,800	349,900	435,900
	9	166,400	210,600	279,400	352,100	437,700
	10	168,500	212,500	282,100	354,300	439,500
	11	170,500	214,400	284,800	356,500	441,400
	12	172,500	216,300	287,500	358,700	443,300
	13	174,500	218,000	290,000	360,900	445,000
	14	176,700	220,000	292,500	362,900	446,900
	15	178,900	222,000	295,200	364,800	448,800
	16	181,100	224,000	297,900	366,900	450,700
	17	183,400	225,900	300,600	368,700	452,300
	18	186,000	228,600	303,300	370,700	454,000
	19	188,500	231,300	306,000	372,700	455,700
20	191,000	234,000	308,700	374,700	457,400	

21	193,500	236,800	311,400	376,600	459,000
22	195,200	239,700	314,100	378,600	460,800
23	196,900	242,600	316,600	380,600	462,700
24	198,600	245,300	319,300	382,400	464,400
25	200,100	247,900	322,000	383,800	466,100
26	201,800	250,700	324,400	385,700	467,800
27	203,500	253,500	326,800	387,600	469,400
28	205,000	256,300	329,200	389,500	471,100
29	206,500	259,100	331,600	391,400	472,900
30	208,200	261,700	333,500	393,400	474,500
31	209,900	264,300	335,700	395,400	476,100
32	211,600	266,900	337,900	397,400	477,800
33	213,200	269,300	340,100	399,100	479,500
34	215,000	271,900	342,300	400,800	480,500
35	216,800	274,400	344,500	402,500	481,500
36	218,600	276,900	346,700	404,300	482,300
37	220,100	279,400	348,900	405,500	483,400
38	221,900	281,800	351,100	407,000	
39	223,700	284,400	353,300	408,400	
40	225,500	287,000	355,500	409,900	
41	227,400	289,500	357,500	411,600	
42	229,200	292,100	359,600	413,000	
43	231,000	294,600	361,700	414,400	
44	232,600	297,100	363,800	416,000	
45	234,300	299,400	365,900	417,500	
46	236,000	301,900	368,000	418,800	
47	237,700	304,400	370,000	420,400	
48	239,400	307,100	372,100	422,000	

49	241,000	309,600	373,800	423,700
50	242,700	312,100	375,700	425,100
51	244,400	314,600	377,700	426,700
52	246,100	317,100	379,700	428,300
53	247,500	319,500	381,700	429,900
54	249,000	321,700	383,500	431,400
55	250,600	323,900	385,300	433,000
56	252,300	326,100	387,100	434,600
57	253,800	328,200	388,400	436,100
58	255,200	330,400	390,100	437,500
59	256,800	332,600	391,800	438,800
60	258,400	334,700	393,500	440,200
61	259,800	336,900	394,800	441,800
62	261,400	339,100	396,200	443,200
63	263,000	341,300	397,600	444,700
64	264,500	343,500	398,900	446,100
65	266,000	345,500	400,300	447,800
66	267,700	347,700	401,600	449,300
67	269,300	349,900	403,000	450,700
68	271,000	352,100	404,400	452,300
69	272,500	354,100	405,700	453,900
70	274,000	356,200	407,000	455,300
71	275,500	358,300	408,400	456,900
72	277,000	360,400	409,800	458,500
73	278,100	362,200	411,100	460,000
74	279,500	364,100	412,500	461,000
75	280,900	366,100	413,900	462,000
76	282,300	368,000	415,300	462,800
77	283,700	370,000	416,500	463,600

78	284,900	371,700	417,800
79	286,100	373,400	419,100
80	287,300	375,100	420,500
81	288,600	376,400	420,900
82	289,800	377,900	422,200
83	291,000	379,400	423,400
84	292,200	380,900	424,700
85	293,300	382,000	425,900
86	294,500	383,400	427,100
87	295,700	384,800	428,300
88	296,900	386,200	429,400
89	298,100	387,500	430,500
90	299,300	388,800	431,500
91	300,500	390,100	432,500
92	301,700	391,400	433,500
93	302,500	392,600	434,500
94	303,500	393,800	435,600
95	304,700	395,100	436,600
96	305,900	396,400	437,700
97	306,900	397,800	438,600
98	308,000	398,800	439,300
99	309,100	399,900	440,100
100	310,200	401,000	440,700
101	311,100	401,900	441,500
102	312,200	402,900	442,100
103	313,300	404,000	442,700
104	314,400	405,100	443,300
105	315,000	405,700	443,800
106	315,900	406,700	444,400

107	316,700	407,700	445,000
108	317,500	408,700	445,600
109	318,400	409,400	446,200
110	318,700	410,300	
111	319,200	411,200	
112	319,700	411,900	
113	320,300	412,500	
114	320,600	413,100	
115	321,100	413,700	
116	321,600	414,300	
117	322,200	414,900	
118	322,700	415,700	
119	323,200	416,200	
120	323,700	417,000	
121	324,200	417,600	
122	324,600	417,900	
123	325,100	418,400	
124	325,600	418,700	
125	326,200	419,100	
126	326,400	419,600	
127	326,600	420,100	
128	326,900	420,600	
129	327,200	421,000	
130	327,500	421,500	
131	327,800	422,000	
132	328,100	422,500	
133	328,300	422,900	
134	328,400	423,400	
135	328,500	423,900	

	136	328,600	424,400			
	137	328,800	424,800			
	138	329,000				
	139	329,300				
	140	329,600				
	141	329,800				
	142	329,900				
	143	330,200				
	144	330,400				
	145	330,700				
	146	330,900				
	147	331,200				
	148	331,500				
	149	331,700				
	150	331,900				
	151	332,200				
	152	332,500				
	153	332,700				
再任用職員		234,000	277,500	306,800	335,400	421,200

備考1 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

再任職員以外の職員	1	円 153,100	円 169,000	円 258,100	円 289,800	円 413,200
	2	154,600	171,100	260,900	292,900	414,700
	3	156,100	173,200	263,700	296,000	416,200
	4	157,600	175,400	266,500	299,100	417,700
	5	159,300	177,400	269,100	301,800	419,000
	6	161,200	179,600	271,800	304,500	420,500
	7	163,000	181,800	274,400	307,600	422,100
	8	164,800	184,000	277,000	310,700	423,700
	9	166,600	186,300	279,600	313,700	425,100
	10	168,700	189,100	282,300	316,600	426,500
	11	170,700	191,800	285,000	319,500	427,900
	12	172,700	194,500	287,700	322,400	429,300
	13	174,700	197,400	290,200	325,000	430,600
	14	176,900	199,100	292,700	327,300	432,000
	15	179,100	200,600	295,400	329,400	433,400
	16	181,300	202,300	298,100	331,700	434,800
	17	183,600	204,100	300,800	334,000	435,900
	18	186,200	205,800	303,500	336,300	437,100
	19	188,700	207,500	306,200	338,600	438,200
	20	191,200	209,000	308,900	340,900	439,400
	21	193,700	210,800	311,600	343,200	440,500
	22	195,400	212,700	314,300	345,500	441,800
	23	197,100	214,600	316,800	347,800	443,100
	24	198,800	216,500	319,500	350,100	444,400
	25	200,300	218,200	322,200	352,300	445,700
	26	201,900	220,200	324,600	354,200	447,000
	27	203,500	222,200	327,000	356,100	448,200
	28	204,900	224,200	329,400	358,000	449,500

29	206,600	226,100	331,800	359,900	450,800
30	208,300	228,800	333,700	361,800	451,900
31	210,000	231,500	335,900	363,400	453,100
32	211,700	234,200	338,100	365,300	454,300
33	213,200	237,000	340,300	367,100	455,500
34	214,900	239,900	342,400	368,700	456,400
35	216,600	242,800	344,500	370,500	457,300
36	218,300	245,500	346,600	372,300	458,000
37	219,700	248,100	348,700	374,200	458,900
38	221,400	250,900	350,700	375,800	
39	223,100	253,700	352,700	377,400	
40	224,800	256,500	354,700	379,000	
41	226,600	259,300	356,500	380,200	
42	228,400	261,900	358,300	381,700	
43	230,200	264,500	360,100	383,200	
44	231,800	267,100	361,900	384,700	
45	233,700	269,500	363,700	386,300	
46	235,400	272,100	365,400	387,900	
47	237,100	274,600	367,100	389,500	
48	238,800	277,100	368,700	391,100	
49	240,500	279,600	370,000	392,400	
50	242,200	282,000	371,600	393,900	
51	243,900	284,600	373,300	395,400	
52	245,400	287,200	375,000	396,900	
53	246,700	289,700	376,500	398,100	
54	248,400	292,300	378,000	399,400	
55	250,000	294,800	379,500	400,500	
56	251,700	297,300	381,000	401,700	
57	253,000	299,600	382,500	403,000	

58	254,500	302,100	383,900	404,200
59	256,000	304,600	385,300	405,500
60	257,500	307,300	386,700	406,800
61	258,900	309,600	387,600	408,100
62	260,400	312,100	388,800	409,100
63	261,900	314,600	390,000	410,500
64	263,300	317,100	391,200	411,900
65	264,600	319,500	392,300	413,100
66	266,200	321,700	393,500	414,200
67	267,800	323,900	394,500	415,400
68	269,300	326,100	395,600	416,600
69	271,000	328,400	396,800	417,600
70	272,500	330,600	397,700	418,800
71	274,000	332,800	398,800	420,000
72	275,500	334,900	400,000	421,200
73	276,600	337,100	401,100	422,000
74	277,900	339,300	402,200	422,800
75	279,200	341,500	403,300	423,600
76	280,500	343,700	404,400	424,400
77	281,900	345,600	404,900	424,900
78	283,100	347,500	405,900	425,700
79	284,300	349,400	406,900	426,300
80	285,500	351,300	407,900	426,900
81	286,800	353,100	408,700	427,700
82	287,800	354,900	409,300	428,200
83	289,000	356,700	409,900	428,600
84	290,200	358,500	410,500	429,300
85	291,100	359,900	411,100	430,000
86	292,100	361,600	411,900	430,300

87	293,100	363,300	412,600	430,800
88	294,100	364,900	413,300	431,500
89	295,200	366,200	413,900	432,200
90	296,100	367,500	414,600	432,700
91	297,000	368,900	415,100	433,400
92	297,900	370,300	415,800	433,700
93	298,400	371,800	416,300	434,200
94	299,200	373,100	416,800	
95	300,000	374,400	417,500	
96	300,800	375,700	418,200	
97	301,500	376,700	418,700	
98	302,300	377,700	419,200	
99	303,100	378,700	419,800	
100	303,900	379,700	420,100	
101	304,800	380,800	420,600	
102	305,300	381,800	421,200	
103	305,800	382,800	421,800	
104	306,300	383,800	422,300	
105	306,500	384,500	422,700	
106	306,900	385,400	423,300	
107	307,200	386,300	423,900	
108	307,500	387,300	424,400	
109	307,700	388,200	424,900	
110	307,900	389,200		
111	308,200	390,200		
112	308,500	391,200		
113	308,700	391,800		
114	308,900	392,700		
115	309,100	393,600		

116	309,400	394,500
117	309,700	395,200
118	309,900	396,000
119	310,200	396,800
120	310,500	397,600
121	310,600	398,100
122	310,700	398,900
123	311,000	399,500
124	311,300	400,100
125	311,500	400,800
126		401,500
127		401,800
128		402,400
129		403,100
130		403,600
131		404,200
132		404,700
133		405,000
134		405,600
135		406,200
136		406,400
137		406,800
138		407,400
139		408,000
140		408,600
141		409,000
142		409,600
143		410,200
144		410,800

	145		411,200			
	146		411,800			
	147		412,400			
	148		413,000			
	149		413,400			
再任用職員		225,200	274,200	301,800	328,600	411,000

備考1 この表は、中学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4 研究職給料表（第5条関係）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	139,600	189,100	278,600	334,800	394,500
	2	140,700	191,600	281,400	337,000	397,400
	3	141,900	194,000	284,200	339,200	400,300
	4	143,000	196,400	287,000	341,400	403,100
	5	144,100	198,900	289,400	343,400	405,300
	6	145,400	201,200	292,000	345,500	408,100
	7	146,700	203,500	294,800	347,600	410,900
	8	148,000	205,700	297,600	349,700	413,600
	9	149,100	207,800	300,200	351,800	416,300
	10	150,800	210,100	303,000	353,900	419,100
	11	152,400	212,400	305,800	356,000	421,900
12	154,000	214,700	308,600	358,100	424,700	

13	155,500	216,900	311,200	360,200	427,400
14	157,400	219,300	314,000	362,100	430,200
15	159,300	221,700	316,600	363,900	433,000
16	161,300	224,100	319,400	365,900	435,800
17	163,100	226,300	322,000	367,800	438,300
18	165,300	229,100	324,300	369,600	440,900
19	167,500	232,000	326,600	371,600	443,500
20	169,600	234,900	328,900	373,600	446,100
21	171,800	237,600	331,300	375,300	448,700
22	174,200	240,400	333,200	377,300	451,300
23	176,500	243,200	335,200	379,300	453,900
24	178,800	246,000	337,300	381,100	456,500
25	180,900	248,700	339,500	382,700	458,700
26	183,000	251,400	341,400	384,400	461,000
27	185,100	254,100	343,300	386,300	463,600
28	187,200	256,800	345,200	388,200	466,100
29	189,200	259,600	346,500	390,100	468,600
30	191,000	262,000	348,200	392,100	471,200
31	192,800	264,400	349,900	394,100	473,800
32	194,400	266,800	351,600	396,100	476,400
33	196,200	268,800	353,000	397,700	478,700
34	198,100	271,300	354,500	399,500	481,200
35	200,000	273,700	356,000	401,100	483,700
36	201,900	276,100	357,500	402,900	486,200
37	203,600	278,100	358,900	404,200	488,500
38	205,500	280,000	360,300	405,700	491,000
39	207,400	281,900	361,700	407,100	493,300
40	209,300	283,800	363,100	408,500	495,800
41	211,100	285,300	364,000	409,900	498,000

42	213,000	286,600	365,200	411,300	500,300
43	214,900	287,900	366,500	412,800	502,400
44	216,800	289,200	367,700	414,400	504,700
45	218,700	290,200	368,900	415,800	506,600
46	220,700	291,500	370,100	417,100	508,200
47	222,700	292,800	371,400	418,700	509,800
48	224,600	294,100	372,700	420,300	511,300
49	226,400	295,500	373,800	421,600	513,000
50	228,300	296,800	375,100	423,100	514,500
51	230,300	298,100	376,400	424,600	515,900
52	232,300	299,200	377,700	426,100	517,400
53	234,100	300,400	378,400	427,500	518,600
54	236,100	301,500	379,400	428,900	519,800
55	238,100	302,800	380,400	430,300	521,000
56	239,900	304,100	381,400	431,700	522,200
57	241,600	305,200	382,300	432,700	523,200
58	243,100	306,400	383,100	433,900	524,200
59	244,500	307,600	383,800	435,300	525,200
60	246,000	308,800	384,500	436,500	526,200
61	247,300	309,900	385,100	437,200	527,300
62	248,700	311,000	385,800	438,100	528,200
63	250,100	312,100	386,700	439,100	529,100
64	251,500	313,200	387,600	440,000	529,800
65	252,600	314,200	388,300	440,900	530,700
66	254,000	315,300	389,100	441,800	531,600
67	255,400	316,400	389,900	442,600	532,500
68	256,800	317,500	390,700	443,500	533,400
69	258,100	318,500	391,300	444,100	534,400
70	259,600	319,600	392,000	444,900	535,300

71	261,100	320,700	392,700	445,800	536,200
72	262,600	321,800	393,400	446,700	537,100
73	264,000	322,600	394,100	447,400	538,100
74	265,400	323,700	394,700		
75	266,800	324,800	395,400		
76	268,200	325,900	396,100		
77	269,300	327,000	396,800		
78	270,400	328,000	397,400		
79	271,700	329,000	397,900		
80	273,000	330,000	398,400		
81	274,400	331,100	398,900		
82	275,700	331,900	399,600		
83	277,000	332,600	400,100		
84	278,300	333,400	400,600		
85	279,500	334,000	401,100		
86	280,600	334,500	401,600		
87	281,900	335,000	402,300		
88	283,200	335,500	403,000		
89	284,100	335,800	403,400		
90	285,300	336,300	403,900		
91	286,500	336,800	404,600		
92	287,700	337,300	405,300		
93	288,800	337,600	405,700		
94	289,800	338,000			
95	290,800	338,500			
96	291,800	339,000			
97	292,400	339,600			
98	293,300	339,900			
99	294,200	340,400			

100	295,100	340,900			
101	296,000	341,400			
102	296,700	341,900			
103	297,400	342,400			
104	298,100	342,900			
105	298,900	343,400			
106	299,400	343,700			
107	299,900	344,200			
108	300,400	344,700			
109	300,600	345,100			
110	301,000	345,400			
111	301,300	345,900			
112	301,600	346,200			
113	301,800	346,600			
114	302,100	346,900			
115	302,400	347,400			
116	302,700	347,700			
117	303,000	348,200			
118	303,400	348,500			
119	303,800	349,000			
120	304,200	349,300			
121	304,500	349,700			
再任用職員	215,700	261,200	286,900	330,100	389,800

備考 この表は、試験研究機関等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5 医療職給料表（第5条関係）

ア 医療職給料表（1）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	242,800	328,200	394,900	470,400
2	245,300	331,300	397,800	472,700
3	247,800	334,400	400,700	475,000
4	250,300	337,500	403,600	477,300
5	252,500	340,300	406,300	479,600
6	256,300	343,600	409,100	481,800
7	260,100	346,900	411,900	484,000
8	263,900	350,200	414,700	486,200
9	267,500	353,100	417,300	488,100
10	271,500	356,300	420,000	490,200
11	275,500	359,500	422,700	492,300
12	279,500	362,700	425,400	494,400
13	283,200	365,800	427,900	496,500
14	287,200	369,500	430,400	498,600
15	291,200	373,000	432,700	500,700
16	295,200	376,700	435,200	502,800
17	299,000	380,300	437,300	504,900
18	302,600	382,900	439,700	506,900
19	306,200	385,700	442,100	508,900
20	309,800	388,500	444,500	510,900
21	313,500	391,400	446,400	512,700
22	317,300	394,000	448,800	514,400
23	321,000	396,600	451,200	516,300
24	324,700	399,200	453,400	518,200
25	328,300	401,600	455,500	519,900
26	331,000	403,900	457,800	521,700

27	333,800	406,200	460,100	523,500
28	336,600	408,500	462,400	525,300
29	339,300	410,900	464,600	527,200
30	341,700	413,000	466,900	529,000
31	344,100	414,900	469,200	530,800
32	346,500	417,000	471,500	532,600
33	348,900	419,000	473,400	534,000
34	351,400	421,000	475,500	535,800
35	353,700	423,000	477,600	537,400
36	356,200	425,000	479,700	539,200
37	358,600	427,100	481,800	540,700
38	361,000	429,100	483,600	542,300
39	363,400	431,100	485,400	543,500
40	365,800	433,100	487,200	545,100
41	368,100	435,000	488,900	546,500
42	369,600	436,800	490,700	547,900
43	371,100	438,600	492,500	549,300
44	372,600	440,400	494,300	550,500
45	374,000	442,300	495,600	551,700
46	375,300	444,100	497,300	552,700
47	376,800	445,900	499,100	553,700
48	378,300	447,700	500,900	554,700
49	379,600	449,400	502,500	555,600
50	380,600	451,000	503,800	556,500
51	381,600	452,800	505,100	557,400
52	382,600	454,600	506,400	558,300
53	383,500	456,500	507,700	559,000
54	384,400	457,700	509,000	559,900
55	385,300	458,900	510,300	560,800

56	386,200	460,100	511,600	561,700
57	387,200	461,300	512,600	562,600
58	388,100	462,300	513,300	563,500
59	388,800	463,300	514,000	564,400
60	389,700	464,300	514,700	564,900
61	390,400	465,000	515,600	565,800
62	390,900	465,700	516,300	566,700
63	391,400	466,400	517,200	567,600
64	391,900	467,100	517,900	568,500
65	392,200	467,800	518,800	569,400
66		468,500	519,700	
67		469,200	520,200	
68		469,900	521,100	
69		470,400	522,000	
70		471,100	522,700	
71		471,800	523,600	
72		472,500	524,500	
73		472,800	525,300	
74		473,300	526,200	
75		474,000	527,100	
76		474,700	527,600	
77		475,000	528,400	
78		475,600	529,300	
79		476,200	530,200	
80		476,600	531,100	
81		477,200	531,900	
82		477,600	532,800	
83		478,000	533,700	
84		478,400	534,600	

85		478,700	535,400
86		479,300	536,300
87		479,700	537,200
88		480,200	538,100
89		480,700	538,900
90		481,300	
91		481,900	
92		482,300	
93		482,800	
94		482,900	
95		483,500	
96		484,100	
97		484,600	

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	144,300	182,200	217,200	245,300	282,700	331,100	377,000
	2	145,700	183,800	218,800	246,900	284,900	333,200	379,700
	3	147,100	185,400	220,400	248,500	287,100	335,400	382,400
	4	148,500	187,000	222,000	250,100	289,300	337,600	385,100
	5	149,700	188,500	223,600	251,500	291,500	339,600	387,500
	6	151,500	190,100	225,300	253,100	293,700	341,800	390,200
	7	153,200	191,700	227,000	254,600	295,900	344,000	392,900
	8	154,900	193,100	228,700	256,200	298,100	346,200	395,600
	9	156,600	194,700	230,200	257,500	300,200	348,200	397,800
10	158,300	196,400	232,000	258,900	302,400	350,400	400,100	

11	160,000	197,900	233,600	260,400	304,600	352,600	402,300
12	161,800	199,600	235,300	261,900	306,800	354,800	404,600
13	163,300	201,200	237,100	263,200	308,900	356,400	406,700
14	165,200	202,800	238,700	265,100	311,000	358,400	408,700
15	167,200	204,400	240,300	267,000	313,100	360,400	410,800
16	169,100	206,000	241,900	268,800	315,200	362,400	413,000
17	171,000	207,400	243,300	270,500	317,400	364,400	414,700
18	172,900	209,100	244,900	272,400	319,500	366,500	416,700
19	174,600	210,800	246,400	274,300	321,600	368,500	418,800
20	176,500	212,500	248,000	276,200	323,700	370,600	420,900
21	178,400	214,000	249,500	278,000	325,500	372,300	422,700
22	179,900	215,600	250,900	279,900	327,500	374,400	424,300
23	181,400	217,200	252,400	281,800	329,500	376,500	425,900
24	182,900	218,800	253,900	283,700	331,500	378,600	427,500
25	184,500	220,200	255,200	285,500	333,500	380,100	429,000
26	186,000	221,800	256,900	287,400	335,500	381,900	430,300
27	187,500	223,400	258,600	289,300	337,500	383,700	431,600
28	188,800	225,000	260,300	291,200	339,500	385,500	432,900
29	190,400	226,600	262,000	293,200	341,100	387,300	434,100
30	191,700	228,300	263,800	295,100	342,900	388,800	435,200
31	193,000	230,000	265,600	297,000	344,700	390,500	436,300
32	194,300	231,700	267,400	298,900	346,500	392,200	437,300
33	195,700	233,300	268,900	300,700	348,300	393,500	438,500
34	197,100	234,900	270,700	302,500	350,200	394,800	439,700
35	198,500	236,400	272,500	304,300	352,100	396,100	441,000
36	199,900	238,000	274,300	306,100	354,000	397,400	442,200
37	200,900	239,400	275,800	307,600	355,100	398,500	443,500
38	202,200	241,000	277,500	309,300	356,800	399,700	444,300
39	203,500	242,600	279,200	311,000	358,500	400,800	445,000

40	204,800	244,200	280,900	312,700	360,200	402,000	445,800
41	206,000	245,500	282,600	314,500	361,400	402,800	446,400
42	207,200	247,000	284,300	316,200	362,600	403,600	447,100
43	208,400	248,500	286,000	317,900	363,800	404,400	447,900
44	209,600	250,000	287,700	319,600	365,000	405,200	448,700
45	210,700	251,400	289,400	320,700	366,200	405,500	449,300
46	211,800	253,000	291,100	322,200	367,000	406,200	450,100
47	212,900	254,600	292,800	323,700	368,200	406,900	450,900
48	214,000	256,200	294,500	325,300	369,300	407,600	451,500
49	215,100	257,800	295,700	326,800	370,400	408,200	452,100
50	216,100	259,200	297,300	328,100	371,400	408,900	452,900
51	217,100	260,600	298,900	329,400	372,400	409,600	453,700
52	218,100	262,000	300,500	330,700	373,400	410,100	454,500
53	218,900	263,100	301,900	331,800	374,200	410,700	455,100
54	219,900	264,500	303,400	332,800	375,100	411,200	
55	220,800	265,900	304,900	333,900	376,000	411,700	
56	221,800	267,300	306,400	335,000	376,900	412,300	
57	222,600	268,400	307,700	335,500	377,500	412,800	
58	223,500	269,700	309,000	336,400	378,300	413,500	
59	224,400	271,000	310,300	337,200	379,100	414,100	
60	225,300	272,300	311,700	338,100	379,900	414,800	
61	226,200	273,400	313,000	338,900	380,300	415,100	
62	227,200	274,500	314,300	339,100	381,000	415,600	
63	228,200	275,800	315,600	339,800	381,700	416,300	
64	229,300	277,100	316,900	340,500	382,400	417,000	
65	230,000	278,100	318,300	341,100	382,900	417,300	
66	230,900	279,200	319,100	341,800	383,500		
67	231,800	280,300	319,900	342,500	384,200		
68	232,700	281,400	320,700	343,200	384,800		

69	233,400	282,500	321,300	343,900	385,300
70	233,900	283,600	322,000	344,500	385,800
71	234,600	284,700	322,700	344,900	386,300
72	235,300	285,800	323,300	345,200	386,800
73	235,900	286,700	324,100	345,300	387,400
74	236,700	287,400	324,200	345,900	387,700
75	237,500	288,100	324,800	346,400	388,300
76	238,300	288,900	325,400	347,000	388,900
77	238,900	289,700	326,000	347,500	389,400
78	239,500	290,300	326,500	348,000	389,800
79	240,100	290,900	327,000	348,500	390,400
80	240,700	291,500	327,500	349,000	391,000
81	241,000	292,200	328,100	349,300	391,500
82	241,400	292,700	328,600	349,600	392,100
83	241,800	293,200	329,100	350,000	392,700
84	242,200	293,600	329,600	350,300	393,300
85	242,500	293,800	330,100	350,800	394,000
86		294,000	330,500	351,100	394,600
87		294,200	330,600	351,400	395,200
88		294,400	331,000	351,700	395,800
89		294,800	331,400	352,100	396,500
90		295,000	331,800	352,300	
91		295,200	332,200	352,700	
92		295,400	332,600	353,000	
93		295,800	332,900	353,400	
94		295,900	333,100	353,600	
95		296,100	333,500	354,000	
96		296,400	333,800	354,300	

	97		296,800	334,000	354,600			
	98		297,100	334,900	355,000			
	99		297,400	334,600	355,400			
	100		297,700	334,900	355,800			
	101		298,000	335,100	356,300			
	102		298,100	335,200	356,700			
	103		298,400	335,400	357,100			
	104		298,700	335,500	357,500			
	105		299,000	335,600	358,000			
	106			335,700				
	107			336,100				
	108			336,300				
	109			336,500				
	110			336,900				
	111			337,300				
	112			337,700				
	113			337,900				
再任用職員		186,800	213,500	245,700	259,300	285,500	327,000	370,000

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	157,700	185,100	233,300	258,300	288,600	334,300
	2	159,100	187,200	235,100	259,500	290,600	336,500
	3	160,600	189,300	236,900	260,800	292,600	338,700
	4	162,000	191,400	238,700	262,100	294,600	340,900

5	163,400	193,500	240,300	263,200	296,400	343,100
6	164,900	195,700	241,800	264,600	298,300	345,300
7	166,400	198,000	243,300	265,700	300,200	347,500
8	167,900	200,300	244,600	267,100	302,100	349,700
9	169,200	202,700	245,800	268,500	304,100	351,300
10	170,900	204,100	247,200	269,600	306,000	353,300
11	172,500	205,500	248,400	271,200	307,900	355,300
12	174,100	206,900	249,800	272,800	309,800	357,300
13	175,600	208,300	251,100	274,200	311,400	359,500
14	177,600	209,800	252,400	275,800	313,200	361,600
15	179,600	211,300	253,700	277,400	315,000	363,700
16	181,600	212,400	255,000	279,000	316,800	365,800
17	183,800	213,800	256,000	280,600	318,700	367,700
18	185,900	215,300	257,400	282,100	320,400	369,800
19	188,000	216,800	258,700	283,600	322,100	371,900
20	190,100	218,300	260,000	285,100	323,800	374,000
21	192,200	219,700	261,000	286,700	325,300	375,800
22	194,400	221,400	262,400	288,300	326,900	377,900
23	196,600	223,100	263,800	289,900	328,500	380,000
24	198,800	224,800	265,200	291,300	330,100	382,100
25	200,900	226,100	266,500	292,700	331,800	384,100
26	202,200	227,800	268,100	294,500	333,300	385,800
27	203,500	229,500	269,600	296,300	334,700	387,700
28	204,800	231,200	271,200	298,100	336,300	389,600
29	206,000	233,000	272,800	299,700	337,600	391,300
30	207,100	234,500	274,400	301,400	339,100	393,100
31	208,400	236,000	276,000	303,100	340,600	395,000
32	209,500	237,300	277,600	304,800	342,100	396,900
33	210,800	238,600	279,200	306,300	343,800	398,600

34	212,100	240,000	280,700	307,900	345,400	400,300
35	213,400	241,400	282,200	309,500	347,000	402,100
36	214,700	242,800	283,500	311,100	348,600	403,900
37	216,100	244,100	285,100	312,500	350,300	405,500
38	217,500	245,400	286,400	314,100	351,900	407,300
39	218,900	246,700	287,900	315,700	353,500	409,100
40	220,300	248,000	289,400	317,300	355,100	410,900
41	221,300	249,000	291,000	318,900	356,300	412,200
42	222,700	250,300	292,600	320,400	357,800	413,900
43	224,100	251,500	294,200	321,700	359,300	415,600
44	225,500	252,800	295,800	323,200	360,800	417,200
45	226,900	253,800	297,200	324,300	361,800	418,600
46	228,400	255,200	298,700	325,700	362,900	420,200
47	229,900	256,600	300,200	327,100	364,400	421,700
48	231,200	258,000	301,700	328,600	365,700	423,200
49	232,300	259,000	302,900	329,900	367,000	424,800
50	233,700	260,500	304,300	331,300	368,400	426,200
51	235,100	261,900	305,700	332,600	369,800	427,600
52	236,500	263,300	307,100	334,000	371,200	429,100
53	237,800	264,800	308,600	335,400	372,700	430,500
54	239,100	266,400	310,000	336,800	373,900	432,000
55	240,400	268,000	311,400	338,200	375,100	433,400
56	241,700	269,500	312,800	339,600	376,300	434,800
57	242,900	271,100	313,800	340,500	377,400	435,900
58	244,200	272,700	315,100	341,800	378,400	436,800
59	245,400	274,300	316,400	343,000	379,400	437,700
60	246,700	275,900	317,800	344,300	380,400	438,400
61	247,700	277,300	319,000	345,500	381,000	439,300
62	249,000	278,800	320,300	346,300	381,800	440,200

63	250,300	280,300	321,600	347,600	382,600	441,100
64	251,600	281,800	322,900	348,900	383,400	442,000
65	252,400	283,400	324,200	350,000	384,200	442,900
66	253,700	284,900	325,500	351,200	384,900	443,700
67	255,100	286,400	326,800	352,400	385,700	444,500
68	256,500	287,900	328,100	353,500	386,400	445,300
69	257,600	289,200	328,900	354,500	387,100	446,100
70	258,900	290,700	330,000	355,600	387,700	
71	260,200	292,200	331,100	356,700	388,400	
72	261,500	293,700	332,000	357,800	388,900	
73	262,900	294,800	333,100	358,100	389,600	
74	264,200	296,200	333,800	359,200	390,000	
75	265,500	297,600	335,000	360,300	390,600	
76	266,800	299,000	336,200	361,400	391,000	
77	267,700	300,400	337,300	361,900	391,400	
78	268,900	301,700	338,500	362,700	392,000	
79	270,200	303,000	339,700	363,500	392,600	
80	271,500	304,300	340,900	364,300	393,000	
81	272,600	305,100	341,900	364,900	393,500	
82	273,700	306,300	343,000	365,400	394,100	
83	274,800	307,500	344,100	366,000	394,700	
84	275,900	308,800	345,200	366,500	395,300	
85	276,800	309,600	346,100	367,100	395,800	
86	277,700	310,800	347,100	367,600	396,400	
87	278,800	312,000	348,000	368,200	397,000	
88	279,900	313,200	349,000	368,700	397,600	
89	280,800	314,400	350,100	369,100	398,000	
90	281,800	315,600	350,900	369,600	398,500	
91	282,800	316,800	351,700	370,200	399,100	

92	283,800	318,000	352,500	370,600	399,700
93	284,800	318,900	353,200	370,900	400,200
94	285,800	319,600	353,700	371,400	400,700
95	286,800	320,300	354,400	371,900	401,300
96	287,800	320,900	354,900	372,200	401,900
97	288,700	321,600	355,200	372,800	402,400
98	289,500	321,900	355,500	373,300	
99	290,300	322,600	356,000	373,800	
100	291,200	323,300	356,300	374,300	
101	292,000	323,700	356,800	374,900	
102	292,800	324,300	357,100	375,400	
103	293,600	324,900	357,600	375,900	
104	294,400	325,500	357,900	376,300	
105	295,100	325,900	358,200	376,900	
106	295,600	326,400	358,700	377,400	
107	296,100	326,900	359,200	377,900	
108	296,600	327,400	359,500	378,400	
109	296,800	327,800	360,000	379,000	
110	297,200	328,200	360,500	379,500	
111	297,400	328,500	361,000	380,000	
112	297,800	328,900	361,500	380,500	
113	298,100	329,300	362,000	381,100	
114	298,200	329,700	362,500		
115	298,600	330,100	363,000		
116	298,900	330,400	363,400		
117	299,200	330,600	363,800		
118	299,500	330,900	364,300		
119	299,800	331,300	364,800		
120	300,200	331,400	365,300		

121	300,500	331,500	365,700
122	300,900	331,700	366,200
123	301,300	331,900	366,700
124	301,700	332,100	367,200
125	301,900	332,300	367,600
126	302,000	332,600	
127	302,400	333,000	
128	302,800	333,100	
129	303,000	333,200	
130	303,200	333,600	
131	303,600	334,000	
132	304,000	334,200	
133	304,200	334,500	
134	304,400	334,900	
135	304,800	335,300	
136	305,000	335,700	
137	305,200	336,000	
138	305,500	336,400	
139	305,900	336,800	
140	306,100	337,200	
141	306,300	337,500	
142	306,700	337,900	
143	307,100	338,300	
144	307,400	338,700	
145	307,500	339,000	
146	307,700	339,400	
147	307,900	339,800	
148	308,300	340,200	

149	308,500	340,500				
150	308,700	340,900				
151	309,000	341,300				
152	309,300	341,700				
153	309,700	342,000				
154	309,800					
155	310,000					
156	310,300					
157	310,600					
158	310,900					
159	311,200					
160	311,500					
161	311,900					
162	312,200					
163	312,500					
164	312,800					
165	313,200					
166	313,500					
167	313,800					
168	314,100					
169	314,500					
再任用職員	233,200	257,800	265,100	275,500	292,600	330,400

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」とい	第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」とい

う。) 第24条第6項及び地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)附則第5項の規定により準用される地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第38条第4項の規定により、別に定めるものを除き、一般職の職員(第43条の2に規定する技能職員等を除く。以下同条を除き「職員」という。)の給与に関し必要な事項並びに同条に規定する技能職員等の給与の種類及び基準を定めるものとする。

(給料表等)

第5条 [略]

2 [略]

3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、人事委員会規則で定める。

(初任給、昇格、昇給等)

第6条 [略]

2 職員の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、人事委員会規則の定める基準に従い決定する。

3~11 [略]

(地域手当)

第28条の2 [略]

2 地域手当の月額は、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 1級地 100分の18
- (2) 2級地 100分の15
- (3) 3級地 100分の12
- (4) 4級地 100分の10
- (5) 5級地 100分の6

う。) 第24条第5項及び地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)附則第5項の規定により準用される地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第38条第4項の規定により、別に定めるものを除き、一般職の職員(第43条の2に規定する技能職員等を除く。以下同条を除き「職員」という。)の給与に関し必要な事項並びに同条に規定する技能職員等の給与の種類及び基準を定めるものとする。

(給料表等)

第5条 [略]

2 [略]

3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第6に定めるとおりとする。

(初任給、昇格、昇給等)

第6条 [略]

2 職員の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、別表第6及び人事委員会規則の定める基準に従い決定する。

3~11 [略]

(地域手当)

第28条の2 [略]

2 地域手当の月額は、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 1級地 100分の20
- (2) 2級地 100分の16
- (3) 3級地 100分の15
- (4) 4級地 100分の12
- (5) 5級地 100分の10

(6) 6級地 100分の3

3 [略]

第28条の3 医療職給料表(1)の適用を受ける職員には、前条の規定によりこの条の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される場合を除き、当分の間、前条の規定にかかわらず、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に100分の15を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

(単身赴任手当)

第29条の2 [略]

2 単身赴任手当の月額は、23,000円（人事委員会規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が人事委員会規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、45,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて人事委員会規則で定める額を加算した額）とする。

3・4 [略]

(宿日直手当)

第34条 [略]

2 前項の勤務は、前2条、次条第1項及び第35条の勤務には含まれないものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第34条の2 第26条第1項に規定する職にある職員（以下「特定管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

(6) 6級地 100分の6(7) 7級地 100分の3

3 [略]

第28条の3 医療職給料表(1)の適用を受ける職員には、前条の規定によりこの条の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される場合を除き、当分の間、前条の規定にかかわらず、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に100分の16を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

(単身赴任手当)

第29条の2 [略]

2 単身赴任手当の月額は、30,000円（人事委員会規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が人事委員会規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて人事委員会規則で定める額を加算した額）とする。

3・4 [略]

(宿日直手当)

第34条 [略]

2 前項の勤務は、前2条、次条第1項及び第2項並びに第35条の勤務には含まれないものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第34条の2 第26条第1項に規定する職にある職員（以下「特定管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

3 前2項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(期末手当)

第38条 [略]

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の140を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第39条において「特定幹部職員」という。）にあつては、6月に支給する場合においては100分の100、12月に支給する場合においては100分の120を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

2 前項に規定する場合のほか、特定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額（同項の勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額

4 前3項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(期末手当)

第38条 [略]

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第39条において「特定幹部職員」という。）にあつては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120、」とあるのは「100分の62.5、」と、「100分の140」とあるのは「100分の82.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の52.5」と、「100分の120を」とあるのは「100分の72.5を」とする。

4～6 [略]

第38条の3 [略]

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3～6 [略]

（勤勉手当）

第39条 [略]

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の85（特定幹部職員にあっては、100分の105）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の40（特定幹部職員にあっては、100分の50）を乗じて得た額の総

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の70」とする。

4～6 [略]

第38条の3 [略]

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3～6 [略]

（勤勉手当）

第39条 [略]

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の77.5（特定幹部職員にあっては、100分の97.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の37.5（特定幹部職員にあっては、100分の47.5）を乗じて得た額

額

3～5 [略]

(寒冷地手当)

第40条 寒冷地手当は、職員であつて、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）において、別表第6の左欄に掲げる支給地域（以下「支給地域」という。）に現に居住するもの（支給地域に現に居住しない職員で第29条の2の規定により単身赴任手当を支給されるもの（これに準ずる職員として知事が別に定める職員を含む。）のうち、知事が必要と認める職員を含む。）に対して支給する。

2 寒冷地手当の額は、基準日における別表第7に掲げる支給地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じ、同表に定める額の範囲内で知事が規則で定める額とする。

3 [略]

(災害派遣手当)

第41条の4 [略]

2 災害派遣手当の額は、滞在期間及び施設の利用区分に応じ、別表第8に掲げる額とする。

(技能職員等の給与の種類及び基準)

第43条の2 技能職員等（地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第5項の規定により同法（第17条を除く。）及び地方公営企業法第37条から第39条までの規定が準用される職員をいう。）の給与の種類は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、超過勤務手当、休日給、宿日直手当、夜勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び退職手当とし、その給与の基準は、職務の性質及び責任を考慮して知事が定める。

附 則

1～35 [略]

の総額

3～5 [略]

(寒冷地手当)

第40条 寒冷地手当は、職員であつて、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）において、別表第7の左欄に掲げる支給地域（以下「支給地域」という。）に現に居住するもの（支給地域に現に居住しない職員で第29条の2の規定により単身赴任手当を支給されるもの（これに準ずる職員として知事が別に定める職員を含む。）のうち、知事が必要と認める職員を含む。）に対して支給する。

2 寒冷地手当の額は、基準日における別表第8に掲げる支給地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じ、同表に定める額の範囲内で知事が規則で定める額とする。

3 [略]

(災害派遣手当)

第41条の4 [略]

2 災害派遣手当の額は、滞在期間及び施設の利用区分に応じ、別表第9に掲げる額とする。

(技能職員等の給与の種類及び基準)

第43条の2 技能職員等（地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第5項の規定により同法（第17条を除く。）並びに地方公営企業法第38条及び第39条の規定が準用される職員をいう。）の給与の種類は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、超過勤務手当、休日給、宿日直手当、夜勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び退職手当とし、その給与の基準は、職務の性質及び責任を考慮して知事が定める。

附 則

1～35 [略]

36 特定管理職員で次の各号のいずれかに該当するものの平成28年4月から平成29年3月までの間に支給されるべき給料の特別調整額の月額は、第26条第1項の規定にかかわらず、同項の規定に基づき定められる額から当該額に当該各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(1) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するものとして知事が定める職員 100分の10

(2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級又は7級であるもの（知事が定める職員を除く。）並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するものとして知事が定める職員 100分の5

備考 改正部分は、下線の部分である。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

別表第1 行政職給料表（第5条関係）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	141,400	191,900	228,400	262,200	288,800	319,900	364,600	410,600	461,300	525,200
	2	142,500	193,700	230,100	264,300	291,000	322,100	367,200	413,000	464,400	528,100
	3	143,700	195,500	231,600	266,100	293,300	324,400	369,700	415,500	467,500	531,200
	4	144,800	197,400	233,200	268,200	295,500	326,600	372,300	417,900	470,500	534,400
	5	145,900	199,000	234,700	270,100	297,600	328,900	374,400	419,800	473,500	537,500
	6	147,000	200,800	236,400	272,000	299,900	331,000	377,000	422,200	476,600	539,800
	7	148,100	202,600	237,900	274,000	302,200	333,200	379,300	424,300	479,600	542,300
8	149,200	204,400	239,500	276,200	304,500	335,400	381,800	426,500	482,700	544,800	

9	150,300	206,100	241,100	278,300	306,600	337,500	384,300	428,500	485,400	547,200
10	151,800	208,000	242,600	280,300	309,000	339,700	387,100	430,600	488,600	549,000
11	153,100	209,800	244,200	282,400	311,200	341,800	389,700	432,800	491,600	550,800
12	154,400	211,600	245,700	284,500	313,500	344,100	392,400	434,900	494,700	552,700
13	155,700	213,000	247,200	286,600	315,700	346,100	394,800	436,600	497,400	554,400
14	157,200	214,800	248,700	288,700	317,800	348,100	397,100	438,400	499,800	555,900
15	158,700	216,500	250,100	290,700	320,100	350,200	399,400	440,400	502,100	557,200
16	160,300	218,300	251,500	292,800	322,200	352,200	401,800	442,400	504,400	558,300
17	161,600	220,100	253,100	294,800	324,300	354,200	403,600	444,400	506,500	559,600
18	163,200	221,800	254,900	296,800	326,300	356,200	405,600	446,200	507,900	560,600
19	164,700	223,400	256,600	299,000	328,400	358,000	407,500	448,000	509,400	561,500
20	166,200	225,000	258,400	301,000	330,400	359,900	409,400	449,700	510,900	562,400
21	167,600	226,500	260,100	303,100	332,500	361,900	411,300	451,500	512,100	563,300
22	170,300	228,200	261,900	305,200	334,600	363,800	413,100	453,000	513,500	
23	172,900	229,900	263,800	307,200	336,600	365,900	414,900	454,500	515,000	
24	175,600	231,500	265,500	309,400	338,700	367,800	416,800	456,000	516,500	
25	178,300	232,900	267,500	311,200	340,300	369,800	418,600	457,400	517,600	
26	180,000	234,400	269,400	313,300	342,300	371,700	420,100	458,700	518,700	
27	181,700	235,900	271,200	315,400	344,200	373,700	421,700	460,000	519,900	
28	183,400	237,200	273,100	317,400	346,100	375,800	423,300	461,200	521,100	
29	184,900	238,500	274,900	319,400	347,800	377,300	424,900	462,200	522,200	
30	186,800	239,700	276,800	321,500	349,700	379,100	426,200	462,900	523,100	
31	188,600	240,800	278,700	323,600	351,600	380,900	427,500	463,700	524,000	
32	190,300	242,100	280,500	325,700	353,500	382,500	428,700	464,400	524,900	
33	191,900	243,400	282,200	327,200	355,400	384,300	429,900	465,100	525,700	
34	193,400	244,700	284,100	329,200	357,200	385,700	431,200	466,000	526,600	
35	194,900	245,900	286,000	331,200	359,000	387,300	432,600	466,700	527,300	
36	196,500	247,200	287,900	333,300	360,700	388,900	433,800	467,300	527,800	

37	197,800	248,200	289,600	335,200	362,100	390,300	435,000	467,800	528,500
38	199,100	249,600	291,300	337,100	363,400	391,500	435,800	468,400	529,100
39	200,400	251,100	293,100	339,100	364,900	392,700	436,600	469,000	529,900
40	201,700	252,700	294,900	341,000	366,300	393,800	437,400	469,600	530,500
41	203,000	254,100	296,600	343,000	367,600	394,900	438,000	470,100	531,000
42	204,300	255,500	298,400	344,900	368,500	396,100	438,700	470,600	
43	205,600	256,900	300,100	346,700	369,600	397,300	439,400	471,000	
44	206,900	258,300	301,700	348,600	370,700	398,500	440,100	471,300	
45	208,200	259,500	303,400	350,100	371,500	399,200	440,900	471,600	
46	209,500	260,800	305,100	351,500	372,400	399,900	441,700		
47	210,800	262,200	306,700	353,000	373,300	400,600	442,100		
48	212,100	263,700	308,500	354,600	374,200	401,300	442,900		
49	213,200	265,000	309,700	356,200	375,100	401,900	443,400		
50	214,300	266,100	311,200	357,000	376,000	402,500	443,800		
51	215,300	267,400	312,700	358,200	376,800	403,000	444,200		
52	216,400	268,700	314,300	359,200	377,600	403,400	444,600		
53	217,500	269,800	315,900	360,100	378,300	403,800	445,000		
54	218,500	270,900	317,500	361,200	379,000	404,100	445,400		
55	219,500	272,200	319,100	362,100	379,700	404,400	445,800		
56	220,500	273,500	320,700	363,200	380,400	404,700	446,100		
57	221,200	274,600	322,200	364,100	380,900	405,000	446,400		
58	222,100	275,700	323,400	364,900	381,500	405,300	446,800		
59	223,000	276,800	324,600	365,600	382,100	405,600	447,100		
60	223,900	277,900	325,800	366,300	382,800	405,900	447,400		
61	224,600	279,100	326,500	366,700	383,200	406,200	447,700		
62	225,600	280,100	327,400	367,300	383,900	406,500			
63	226,500	281,000	328,200	368,000	384,500	406,800			
64	227,400	282,000	329,000	368,700	385,100	407,100			
65	228,100	282,800	329,900	369,000	385,500	407,400			

66	229,000	283,700	330,300	369,700	386,100	407,700
67	230,000	284,400	331,100	370,400	386,700	408,000
68	231,100	285,300	331,900	371,100	387,400	408,300
69	231,900	286,400	332,700	371,400	387,800	408,500
70	232,600	287,200	333,400	372,000	388,300	408,800
71	233,300	288,000	334,100	372,700	388,800	409,100
72	234,100	288,800	334,800	373,300	389,400	409,500
73	234,900	289,600	335,300	373,600	389,700	409,700
74	235,600	290,100	335,900	374,200	390,100	410,000
75	236,300	290,500	336,400	374,900	390,500	410,300
76	237,000	291,000	337,000	375,500	390,900	410,500
77	237,700	291,100	337,300	376,000	391,200	410,700
78	238,500	291,500	337,800	376,500	391,500	
79	239,300	291,700	338,200	377,100	391,800	
80	240,100	292,100	338,700	377,600	392,100	
81	240,800	292,300	339,100	378,100	392,300	
82	241,600	292,500	339,600	378,700	392,600	
83	242,300	292,900	340,100	379,200	392,900	
84	243,000	293,200	340,600	379,500	393,100	
85	243,700	293,500	340,900	379,900	393,300	
86	244,400	293,800	341,300	380,400	393,600	
87	245,100	294,100	341,800	380,800	393,900	
88	245,800	294,500	342,300	381,200	394,100	
89	246,500	294,800	342,600	381,600	394,300	
90	247,000	295,200	343,000	382,100	394,600	
91	247,500	295,500	343,500	382,500	394,900	
92	248,000	295,900	343,900	382,900	395,100	
93	248,300	296,000	344,100	383,200	395,300	
94		296,200	344,500	383,700	395,600	

95	296,600	345,000	384,100	395,900
96	297,000	345,400	384,500	396,100
97	297,300	345,500	384,800	396,300
98	297,600	346,000	385,300	
99	298,000	346,400	385,700	
100	298,400	346,700	386,100	
101	298,600	347,000	386,400	
102	298,900	347,400		
103	299,300	347,800		
104	299,600	348,200		
105	299,800	348,700		
106	300,100	349,100		
107	300,500	349,500		
108	300,800	349,900		
109	301,000	350,400		
110	301,400	350,800		
111	301,800	351,100		
112	302,100	351,400		
113	302,200	351,900		
114	302,500			
115	302,800			
116	303,200			
117	303,400			
118	303,600			
119	303,900			
120	304,200			
121	304,600			
122	304,800			
123	305,100			

	124		305,400								
	125		305,700								
再任用職員		188,200	215,900	256,300	275,900	291,100	316,700	358,800	392,200	443,800	524,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第42条に規定する職員を除く。

別表第2 公安職給料表（第5条関係）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	164,700	180,400	207,200	247,500	292,000	319,100	348,200	383,600	425,400
	2	166,400	182,200	209,300	249,300	294,200	321,400	350,400	385,800	427,200
	3	168,200	184,000	211,300	251,100	296,300	323,700	352,700	388,000	429,100
	4	169,900	185,900	213,300	253,000	298,700	325,900	355,000	390,100	431,000
	5	171,400	187,800	215,300	254,700	300,600	328,200	357,100	392,000	432,500
	6	173,300	190,100	217,300	256,500	302,800	330,400	359,200	394,000	434,200
	7	175,200	192,400	219,400	258,100	305,000	332,800	361,400	395,800	435,800
	8	177,100	194,700	221,300	259,800	307,200	335,100	363,600	397,600	437,300
	9	178,800	197,000	223,400	261,200	309,300	337,000	365,600	399,500	438,900
	10	180,500	199,600	225,200	262,800	311,500	339,300	367,800	401,500	440,600
	11	182,200	202,100	227,000	264,200	313,800	341,500	369,900	403,500	442,200
	12	183,900	204,600	228,800	265,600	316,000	343,900	372,100	405,600	443,900
	13	185,900	207,000	230,800	267,200	318,100	346,000	374,300	407,300	445,000
	14	188,000	208,900	232,700	268,600	320,500	348,100	376,500	409,500	446,600
	15	190,100	210,700	234,600	269,700	322,700	350,300	378,700	411,500	448,400
	16	192,200	212,500	236,500	271,000	325,000	352,400	380,800	413,600	450,200
	17	194,400	214,400	238,100	272,100	326,900	354,700	382,600	415,300	451,800
	18	196,900	216,300	239,900	273,500	329,200	356,700	384,600	417,000	453,600
19	199,300	218,200	241,800	275,000	331,400	358,800	386,500	418,700	455,500	

20	201,700	220,100	243,600	276,500	333,700	360,900	388,600	420,300	457,200
21	204,200	221,800	245,200	277,800	335,800	363,000	390,400	422,100	458,800
22	206,000	223,600	246,600	279,200	337,800	365,100	392,500	423,700	460,500
23	207,900	225,400	247,800	280,700	339,900	367,100	394,600	425,100	462,100
24	209,700	227,200	249,100	282,200	342,000	369,200	396,600	426,600	463,900
25	211,600	228,900	250,400	283,400	344,000	371,100	398,400	427,900	465,500
26	213,400	230,700	251,700	285,400	346,100	373,100	400,400	429,300	466,900
27	215,200	232,400	253,100	287,500	348,100	375,100	402,500	430,800	468,400
28	216,900	234,100	254,300	289,500	350,100	377,200	404,600	432,500	469,700
29	218,900	235,500	255,500	291,500	352,300	379,100	406,100	433,800	470,900
30	220,700	237,300	256,600	293,500	354,500	381,200	407,900	435,500	471,600
31	222,500	239,100	257,900	295,400	356,500	383,300	409,700	437,200	472,300
32	224,300	240,900	259,000	297,400	358,600	385,300	411,400	438,800	473,000
33	226,000	242,400	259,900	299,200	360,300	387,300	413,100	440,200	473,500
34	227,700	243,900	261,100	301,000	362,300	389,400	414,600	441,900	474,300
35	229,400	245,200	262,200	302,900	364,200	391,500	416,200	443,700	475,000
36	231,200	246,600	263,400	304,800	366,400	393,400	417,700	445,300	475,600
37	232,600	247,900	264,500	306,600	368,300	395,100	419,000	446,500	475,900
38	234,400	249,200	265,700	308,600	370,400	396,600	420,600	447,400	476,600
39	236,200	250,400	266,800	310,500	372,400	397,900	422,100	448,100	477,100
40	238,000	251,600	267,800	312,300	374,400	399,400	423,600	448,800	477,600
41	239,400	252,900	269,000	314,200	376,500	400,600	425,100	449,200	478,100
42	240,800	254,100	270,500	316,000	378,600	401,700	426,400	449,800	478,500
43	242,200	255,200	271,800	317,900	380,700	402,700	427,700	450,500	478,900
44	243,400	256,300	273,000	319,900	382,700	403,700	428,900	451,100	479,300
45	244,700	257,400	274,200	321,700	384,400	404,900	429,900	451,900	479,600
46	245,800	258,500	275,800	323,600	386,100	406,100	430,600	452,600	
47	246,800	259,600	277,400	325,500	387,800	407,200	431,400	453,100	
48	247,700	260,800	279,000	327,300	389,500	408,400	432,300	453,600	

49	248,600	261,800	280,800	328,900	390,900	409,800	432,800	454,200
50	249,700	263,000	282,500	330,500	391,900	410,600	433,200	454,500
51	250,900	264,200	284,200	332,200	392,900	411,400	433,600	454,800
52	252,000	265,300	285,800	333,900	393,900	412,100	433,900	455,200
53	253,100	266,500	287,400	335,600	395,200	412,600	434,200	455,600
54	254,300	267,600	289,200	337,300	396,300	413,300	434,600	455,800
55	255,300	269,000	290,900	339,100	397,400	414,000	434,900	456,100
56	256,500	270,200	292,700	340,900	398,700	414,600	435,200	456,300
57	257,600	271,300	294,300	342,200	400,000	415,300	435,500	456,700
58	258,600	272,900	296,000	343,900	400,800	415,700	435,800	456,900
59	259,400	274,400	297,900	345,500	401,600	416,300	436,100	457,100
60	260,400	276,100	299,700	347,100	402,300	416,900	436,400	457,300
61	261,500	277,700	301,200	348,700	402,800	417,300	436,700	457,700
62	262,600	279,300	303,000	350,400	403,500	417,900	437,000	
63	263,800	280,900	304,800	352,100	404,200	418,400	437,300	
64	264,800	282,500	306,500	353,900	404,900	418,900	437,600	
65	265,900	284,000	308,000	355,500	405,200	419,400	437,900	
66	267,100	285,400	309,800	357,100	405,900	420,000	438,200	
67	268,400	287,000	311,400	358,700	406,600	420,500	438,500	
68	269,700	288,500	313,100	360,300	407,200	421,000	438,800	
69	270,900	290,100	314,700	361,500	407,600	421,400	439,000	
70	272,300	291,600	316,100	362,900	408,100	421,700	439,300	
71	273,700	293,200	317,600	364,200	408,700	422,000	439,600	
72	275,200	294,800	319,100	365,700	409,300	422,300	439,900	
73	276,500	296,100	320,200	366,900	409,800	422,600	440,100	
74	277,900	297,600	321,800	368,100	410,200	422,900	440,400	
75	279,300	299,100	323,300	369,400	410,700	423,200	440,700	
76	280,600	300,600	325,000	370,700	411,200	423,500	441,000	

77	281,800	301,700	326,800	372,000	411,700	423,700	441,200
78	283,000	303,200	328,500	373,200	412,200	424,000	
79	284,200	304,600	330,100	374,400	412,800	424,300	
80	285,300	306,100	331,800	375,700	413,300	424,600	
81	286,700	307,600	333,500	376,900	413,700	424,800	
82	287,900	309,100	335,200	378,100	414,300	425,100	
83	289,200	310,400	336,800	379,200	414,800	425,400	
84	290,500	311,800	338,500	380,400	415,000	425,600	
85	291,700	313,000	339,900	381,500	415,300	425,800	
86	292,900	314,500	341,400	382,100	415,800	426,100	
87	294,100	315,800	343,000	382,600	416,100	426,400	
88	295,300	317,300	344,500	383,200	416,400	426,600	
89	296,400	318,800	345,800	383,800	416,700	426,800	
90	297,700	320,400	347,000	384,400	417,100	427,100	
91	298,800	321,800	348,300	385,000	417,500	427,400	
92	300,000	323,300	349,600	385,600	417,900	427,600	
93	300,800	324,600	351,000	385,900	418,200	427,800	
94	302,100	325,900	352,500	386,400	418,600	428,100	
95	303,200	327,300	354,100	387,100	419,000	428,400	
96	304,500	328,600	355,600	387,600	419,400	428,600	
97	305,600	329,800	356,900	388,000	419,700	428,800	
98	306,800	331,200	358,100	388,400	420,100		
99	308,000	332,500	359,200	389,000	420,500		
100	309,300	333,800	360,400	389,500	420,900		
101	310,500	335,200	361,500	389,900	421,200		
102	311,500	336,100	362,600	390,400	421,600		
103	312,600	337,200	363,700	391,000	422,000		
104	313,600	338,400	365,000	391,500	422,400		
105	314,400	339,500	366,200	391,800	422,600		

106	315,000	340,600	366,700	392,200
107	315,600	341,600	367,300	392,700
108	316,300	342,800	367,900	393,000
109	316,800	344,000	368,500	393,300
110	317,300	345,000	369,000	393,800
111	317,800	346,000	369,500	394,300
112	318,400	346,900	370,000	394,800
113	319,200	347,800	370,400	395,100
114	320,000	348,700	370,800	395,600
115	320,700	349,700	371,400	396,100
116	321,400	350,700	371,900	396,600
117	322,000	351,700	372,300	396,900
118	322,800	352,200	372,800	397,400
119	323,500	352,800	373,400	397,900
120	324,300	353,500	373,900	398,500
121	324,900	353,800	374,000	398,900
122	325,200	354,200	374,600	399,400
123	325,700	354,700	375,100	399,800
124	326,200	355,100	375,500	400,300
125	326,500	355,500	376,100	400,700
126		355,900	376,600	
127		356,400	377,100	
128		356,800	377,600	
129		357,200	377,900	
130		357,600	378,400	
131		358,000	378,900	
132		358,400	379,400	
133		358,600	379,700	
134		359,100	380,200	

	135		359,500	380,600						
	136		359,800	381,000						
	137		360,100	381,300						
	138		360,500	381,800						
	139		361,000	382,300						
	140		361,500	382,800						
	141		361,800	383,100						
	142		362,300							
	143		362,800							
	144		363,300							
	145		363,600							
再任用職員		242,500	254,300	258,400	290,000	306,600	320,900	344,700	380,100	412,000

備考 この表は、警察官で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第3 教育職給料表（第5条関係）

ア 教育職給料表（1）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	155,000	199,700	260,500	330,100	419,400
	2	156,500	201,400	263,000	332,400	421,300
	3	158,000	203,000	265,400	334,700	423,100
	4	159,500	204,700	267,800	336,900	424,800
	5	161,200	206,500	270,400	339,200	426,300
	6	163,200	208,300	272,800	341,400	427,800
	7	165,000	210,000	275,100	343,800	429,700
	8	166,800	211,600	277,300	346,100	431,700
9	168,600	213,400	279,700	348,100	433,500	

10	170,700	215,300	282,000	350,200	435,300
11	172,700	217,200	284,400	352,400	437,200
12	174,800	219,200	286,800	354,600	439,000
13	176,800	220,900	289,200	356,800	440,700
14	179,000	222,900	291,300	358,800	442,600
15	181,200	224,900	293,300	360,800	444,500
16	183,400	226,900	295,300	362,800	446,400
17	185,800	228,800	297,600	364,800	448,100
18	188,400	231,600	300,200	366,700	449,900
19	190,900	234,300	302,700	368,700	451,700
20	193,400	237,000	305,400	370,700	453,500
21	195,900	239,600	307,900	372,500	455,200
22	197,700	242,500	310,600	374,400	456,900
23	199,400	245,100	313,000	376,400	458,800
24	201,100	247,800	315,700	378,300	460,500
25	202,600	250,300	318,300	379,800	462,200
26	204,300	252,900	320,700	381,600	463,800
27	206,000	255,400	323,100	383,400	465,500
28	207,700	257,800	325,400	385,300	467,000
29	209,200	260,500	327,700	387,300	468,500
30	210,900	262,900	329,700	389,200	469,800
31	212,600	265,200	332,000	391,100	471,100
32	214,300	267,400	334,200	393,100	472,400
33	215,900	269,600	336,300	394,800	473,600
34	217,700	271,800	338,500	396,500	474,300
35	219,600	274,000	340,700	398,200	475,000
36	221,400	276,200	342,900	400,000	475,700
37	223,000	278,500	345,100	401,200	476,300
38	224,800	280,500	347,200	402,700	

39	226,600	282,500	349,400	404,100
40	228,400	284,500	351,500	405,500
41	230,200	286,500	353,700	407,200
42	231,900	289,000	355,800	408,600
43	233,500	291,300	357,800	410,000
44	235,100	293,800	359,900	411,500
45	236,700	296,000	361,900	413,100
46	238,100	298,600	363,900	414,400
47	239,400	301,000	366,000	415,900
48	240,700	303,700	368,000	417,500
49	242,300	306,100	369,800	419,200
50	243,800	308,600	371,600	420,700
51	245,000	311,100	373,500	422,300
52	246,500	313,500	375,500	423,800
53	247,800	315,900	377,500	425,500
54	249,000	318,100	379,300	427,000
55	250,400	320,300	381,100	428,600
56	251,600	322,500	382,800	430,200
57	253,000	324,800	384,300	431,800
58	254,100	326,900	385,900	433,300
59	255,300	329,100	387,700	434,500
60	256,500	331,200	389,400	435,700
61	257,800	333,400	390,600	436,900
62	259,200	335,500	392,000	438,200
63	260,600	337,700	393,400	439,500
64	261,800	339,900	394,700	440,700
65	263,200	341,800	396,100	441,900
66	264,800	344,100	397,300	443,200
67	266,400	346,200	398,800	444,400

68	268,100	348,400	400,200	445,600
69	269,600	350,400	401,500	446,800
70	271,000	352,300	402,800	448,000
71	272,400	354,500	404,200	449,200
72	273,900	356,500	405,500	450,400
73	275,100	358,300	406,800	451,500
74	276,500	360,200	408,200	452,100
75	277,900	362,000	409,700	452,600
76	279,200	363,900	411,000	453,100
77	280,600	365,900	412,200	453,600
78	281,800	367,600	413,400	
79	283,000	369,300	414,700	
80	284,200	370,900	416,100	
81	285,400	372,400	417,400	
82	286,700	373,900	418,600	
83	287,900	375,400	419,600	
84	289,100	376,900	420,900	
85	290,300	378,000	422,100	
86	291,400	379,400	423,300	
87	292,600	380,800	424,500	
88	293,800	382,100	425,500	
89	295,000	383,400	426,600	
90	296,100	384,700	427,600	
91	297,400	385,900	428,600	
92	298,600	387,300	429,600	
93	299,400	388,600	430,500	
94	300,400	389,700	431,300	
95	301,500	391,000	432,200	
96	302,700	392,200	433,000	

97	303,700	393,600	433,800
98	304,800	394,600	434,200
99	305,800	395,700	434,600
100	306,900	396,700	435,000
101	307,800	397,600	435,400
102	309,000	398,700	435,700
103	310,100	399,800	436,000
104	311,100	400,900	436,300
105	311,700	401,600	436,600
106	312,600	402,500	436,900
107	313,400	403,400	437,200
108	314,200	404,300	437,400
109	315,100	405,100	437,600
110	315,500	406,000	437,900
111	315,900	406,800	438,200
112	316,400	407,600	438,400
113	317,000	408,200	438,600
114	317,400	408,900	438,900
115	317,900	409,700	439,200
116	318,400	410,400	439,400
117	319,000	411,000	439,600
118	319,600	411,500	
119	320,000	411,900	
120	320,500	412,300	
121	321,000	412,700	
122	321,400	413,000	
123	321,900	413,300	
124	322,400	413,500	

125	323,000	413,700
126	323,300	414,000
127	323,600	414,300
128	323,900	414,500
129	324,100	414,700
130	324,400	415,000
131	324,700	415,300
132	325,000	415,500
133	325,200	415,700
134	325,400	416,000
135	325,600	416,300
136	325,900	416,500
137	326,200	416,700
138	326,400	417,000
139	326,700	417,300
140	327,000	417,500
141	327,200	417,700
142	327,400	418,000
143	327,700	418,300
144	327,900	418,500
145	328,200	418,700
146	328,400	
147	328,700	
148	329,000	
149	329,200	
150	329,400	
151	329,700	
152	330,000	
153	330,200	

再任用職員		234,900	275,600	304,500	332,900	417,700
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------

備考1 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	155,000	171,000	260,500	289,900	409,100
	2	156,500	173,100	263,000	292,500	410,700
	3	158,000	175,300	265,400	295,400	412,200
	4	159,500	177,500	267,800	298,100	413,700
	5	161,200	179,500	270,400	300,600	415,100
	6	163,200	181,700	272,800	303,000	416,500
	7	165,000	183,900	275,100	305,400	418,000
	8	166,800	186,200	277,300	307,800	419,600
	9	168,600	188,500	279,700	310,400	421,100
	10	170,700	191,300	282,000	313,100	422,500
	11	172,700	194,000	284,400	315,800	423,900
	12	174,800	196,800	286,800	318,700	425,200
	13	176,800	199,700	289,200	321,400	426,500
	14	179,000	201,400	291,300	323,400	427,900
	15	181,200	203,000	293,300	325,500	429,300
	16	183,400	204,700	295,300	327,800	430,700
	17	185,800	206,500	297,600	330,100	431,900
18	188,400	208,300	300,200	332,400	433,300	

19	190,900	210,000	302,700	334,700	434,500
20	193,400	211,600	305,400	336,900	435,800
21	195,900	213,400	307,900	339,200	436,900
22	197,700	215,300	310,600	341,400	438,100
23	199,400	217,200	313,000	343,800	439,400
24	201,100	219,200	315,700	346,100	440,700
25	202,600	220,900	318,300	348,100	442,000
26	204,200	222,900	320,700	349,900	443,300
27	205,800	224,900	323,100	351,800	444,300
28	207,300	226,900	325,400	353,800	445,400
29	209,100	228,800	327,700	355,700	446,600
30	210,800	231,600	329,700	357,500	447,400
31	212,500	234,300	332,000	359,200	448,200
32	214,200	237,000	334,200	361,100	449,100
33	215,700	239,600	336,300	362,800	450,000
34	217,400	242,500	338,400	364,600	450,500
35	219,200	245,100	340,500	366,300	451,000
36	220,900	247,800	342,600	368,100	451,500
37	222,400	250,300	344,700	370,000	452,000
38	224,100	252,900	346,600	371,500	
39	225,800	255,400	348,600	373,100	
40	227,500	257,800	350,500	374,700	
41	229,100	260,500	352,400	376,100	
42	230,900	262,900	354,300	377,500	
43	232,500	265,200	356,100	378,900	
44	234,100	267,400	357,800	380,400	
45	235,800	269,600	359,600	381,900	
46	237,300	271,800	361,300	383,500	
47	238,700	274,000	362,900	385,100	

48	240,100	276,200	364,600	386,600
49	241,600	278,500	366,000	388,100
50	243,000	280,500	367,500	389,600
51	244,500	282,500	369,100	391,100
52	245,700	284,500	370,700	392,500
53	246,900	286,500	372,200	393,700
54	248,300	289,000	373,700	395,000
55	249,600	291,300	375,200	396,100
56	250,800	293,800	376,800	397,200
57	252,100	296,000	378,300	398,700
58	253,400	298,600	379,700	399,900
59	254,500	301,000	381,100	401,100
60	255,700	303,700	382,400	402,400
61	257,100	306,100	383,300	403,600
62	258,400	308,600	384,500	404,600
63	259,600	311,100	385,700	406,000
64	260,600	313,500	386,900	407,300
65	261,600	315,900	387,800	408,500
66	263,000	318,100	389,000	409,700
67	264,600	320,300	390,000	410,900
68	266,100	322,500	391,100	412,000
69	267,700	324,800	392,300	413,000
70	269,200	326,900	393,300	414,200
71	270,700	329,100	394,400	415,400
72	272,200	331,200	395,600	416,600
73	273,400	333,400	396,600	417,200
74	274,600	335,500	397,700	418,000
75	276,000	337,700	398,900	418,700
76	277,300	339,900	400,000	419,200

77	278,700	341,700	400,900	419,500
78	279,800	343,700	401,800	419,900
79	281,000	345,600	402,800	420,300
80	282,200	347,400	403,800	420,800
81	283,500	349,200	404,600	421,100
82	284,400	351,000	405,400	421,500
83	285,600	352,700	406,100	421,900
84	286,900	354,600	406,900	422,200
85	287,900	356,000	407,600	422,500
86	288,800	357,600	408,400	422,900
87	289,800	359,100	409,100	423,300
88	290,800	360,600	409,900	423,600
89	291,900	362,000	410,500	423,900
90	292,800	363,300	411,200	424,200
91	293,700	364,800	411,700	424,500
92	294,600	366,200	412,400	424,700
93	295,100	367,700	412,800	424,900
94	295,800	369,000	413,200	
95	296,500	370,300	413,500	
96	297,400	371,500	413,800	
97	298,200	372,500	414,100	
98	299,000	373,500	414,400	
99	299,800	374,500	414,700	
100	300,500	375,500	414,900	
101	301,400	376,500	415,100	
102	301,900	377,500	415,400	
103	302,400	378,500	415,700	
104	302,900	379,500	415,900	

105	303,100	380,300	416,100
106	303,500	381,200	416,400
107	303,800	382,100	416,700
108	304,000	383,100	416,900
109	304,200	383,900	417,100
110	304,400	384,900	417,400
111	304,700	385,900	417,700
112	305,000	387,000	417,900
113	305,200	387,600	418,100
114	305,400	388,500	418,400
115	305,600	389,400	418,700
116	305,900	390,300	418,900
117	306,200	391,100	419,100
118	306,500	391,800	
119	306,800	392,600	
120	307,100	393,400	
121	307,200	394,000	
122	307,400	394,800	
123	307,700	395,500	
124	308,000	396,200	
125	308,200	396,800	
126		397,500	
127		398,100	
128		398,700	
129		399,400	
130		400,000	
131		400,500	
132		401,000	
133		401,300	

134			401,600			
135			401,900			
136			402,200			
137			402,500			
138			402,800			
139			403,100			
140			403,400			
141			403,700			
142			404,000			
143			404,300			
144			404,600			
145			404,800			
146			405,100			
147			405,400			
148			405,600			
149			405,800			
150			406,100			
151			406,400			
152			406,600			
153			406,800			
154			407,100			
155			407,400			
156			407,600			
157			407,800			
再任用職員		226,000	272,300	299,600	326,100	407,600

備考1 この表は、中学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4 研究職給料表（第5条関係）

職員 の区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	141,500	191,500	278,900	331,500	390,600
	2	142,600	194,100	281,300	333,700	393,500
	3	143,800	196,600	283,700	335,900	396,300
	4	144,900	199,000	286,300	338,000	399,200
	5	146,000	201,500	288,600	339,900	401,500
	6	147,300	203,800	290,800	342,100	404,200
	7	148,600	206,100	292,900	344,200	406,900
	8	149,900	208,400	294,900	346,300	409,700
	9	151,000	210,500	297,200	348,200	412,300
	10	152,800	212,800	299,900	350,200	414,900
	11	154,400	215,200	302,500	352,300	417,600
	12	156,000	217,500	305,300	354,400	420,500
	13	157,500	219,800	307,700	356,500	423,100
	14	159,400	222,200	310,400	358,400	425,800
	15	161,300	224,600	313,000	360,300	428,600
	16	163,400	227,000	315,800	362,200	431,300
	17	165,200	229,300	318,400	364,100	433,900
	18	167,400	232,200	320,700	366,100	436,500
	19	169,600	235,100	322,900	368,000	439,000
	20	171,700	238,000	325,100	370,000	441,600
	21	174,000	240,500	327,400	371,600	444,200
	22	176,400	243,300	329,400	373,600	446,800
23	178,700	245,800	331,500	375,500	449,400	

24	181,000	248,500	333,600	377,500	451,900
25	183,100	251,200	335,700	379,100	454,200
26	185,400	253,700	337,600	380,800	456,500
27	187,500	256,000	339,400	382,700	459,000
28	189,600	258,300	341,300	384,600	461,500
29	191,600	261,000	343,400	386,400	464,000
30	193,400	263,200	345,100	388,400	466,600
31	195,200	265,200	346,700	390,300	469,100
32	197,000	267,300	348,400	392,200	471,600
33	198,800	269,200	349,800	393,800	473,900
34	200,700	271,200	351,200	395,600	476,300
35	202,600	273,300	352,700	397,200	478,800
36	204,500	275,400	354,300	399,100	481,300
37	206,200	277,300	355,600	400,300	483,700
38	208,200	278,900	357,000	401,800	486,200
39	210,100	280,200	358,400	403,200	488,700
40	212,000	281,700	359,800	404,600	491,200
41	213,900	283,100	360,700	406,000	493,500
42	215,800	284,200	361,800	407,300	495,700
43	217,700	285,200	363,000	408,800	497,900
44	219,700	286,300	364,100	410,500	500,200
45	221,400	287,100	365,400	411,900	501,900
46	223,300	288,300	366,600	413,100	503,400
47	225,100	289,600	367,900	414,700	505,000
48	226,900	290,800	369,000	416,300	506,500
49	228,600	292,200	370,100	417,600	508,200
50	230,500	293,500	371,400	419,000	509,600
51	232,200	294,600	372,700	420,600	511,100
52	233,900	295,800	374,000	422,000	512,600

53	235,400	297,000	374,700	423,400	513,700
54	237,200	298,300	375,800	424,800	514,900
55	238,900	299,600	376,700	426,200	516,100
56	240,500	300,800	377,700	427,600	517,300
57	242,100	301,900	378,500	428,700	518,200
58	243,300	303,100	379,300	430,000	519,200
59	244,400	304,300	380,000	431,400	520,200
60	245,500	305,500	380,700	432,800	521,200
61	246,700	306,500	381,300	433,600	522,400
62	247,800	307,600	382,000	434,500	523,300
63	248,800	308,800	382,900	435,500	524,000
64	249,900	309,900	383,800	436,400	524,700
65	251,100	310,900	384,400	437,300	525,500
66	252,300	312,000	385,200	438,100	526,300
67	253,400	313,100	386,000	438,700	527,100
68	254,400	314,100	386,900	439,500	527,900
69	255,400	315,200	387,500	439,900	528,600
70	256,800	316,200	388,200	440,500	529,400
71	258,300	317,300	388,900	441,000	530,200
72	259,700	318,400	389,600	441,500	531,000
73	261,100	319,200	390,300	442,000	531,700
74	262,500	320,300	390,900		
75	264,000	321,400	391,500		
76	265,300	322,500	392,200		
77	266,400	323,600	392,900		
78	267,600	324,600	393,500		
79	268,900	325,500	394,100		
80	270,100	326,400	394,700		

81	271,500	327,500	395,300
82	272,800	328,300	395,900
83	274,100	329,000	396,500
84	275,400	329,800	397,100
85	276,600	330,300	397,600
86	277,700	330,900	398,200
87	279,000	331,400	398,700
88	280,200	331,900	399,400
89	281,200	332,200	399,800
90	282,400	332,700	400,300
91	283,600	333,200	400,800
92	284,800	333,700	401,500
93	285,800	334,000	401,900
94	286,900	334,400	402,400
95	287,900	334,900	402,900
96	288,900	335,400	403,600
97	289,500	335,900	404,000
98	290,400	336,400	404,500
99	291,100	336,900	405,000
100	292,000	337,400	405,700
101	292,900	337,900	406,100
102	293,600	338,400	
103	294,300	338,900	
104	295,000	339,400	
105	295,700	340,000	
106	296,200	340,300	
107	296,700	340,800	
108	297,300	341,200	
109	297,500	341,700	

	110	297,900	342,200			
	111	298,200	342,700			
	112	298,500	343,100			
	113	298,800	343,600			
	114	299,100	344,000			
	115	299,400	344,500			
	116	299,700	344,900			
	117	300,000	345,400			
	118	300,400	345,800			
	119	300,700	346,200			
	120	301,100	346,600			
	121	301,400	347,000			
再任用職員		218,200	259,800	284,800	327,600	386,600

備考 この表は、試験研究機関等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5 医療職給料表（第5条関係）

ア 医療職給料表（1）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	243,300	328,600	394,300	470,100
2	245,800	331,600	397,200	472,400
3	248,300	334,500	400,100	474,600
4	250,800	337,600	403,000	476,900
5	253,100	340,300	405,700	479,200
6	256,900	343,600	408,400	481,400
7	260,700	346,800	411,200	483,600
8	264,500	349,900	414,000	485,800

9	268,100	352,900	416,600	487,800
10	272,100	355,900	419,300	489,900
11	276,100	359,000	422,000	492,000
12	280,100	362,200	424,700	494,100
13	283,900	365,300	427,200	496,200
14	287,900	368,900	429,700	498,300
15	291,800	372,300	432,100	500,400
16	295,700	376,000	434,600	502,500
17	299,500	379,600	436,800	504,600
18	303,100	382,300	439,200	506,600
19	306,600	385,100	441,600	508,600
20	310,200	387,900	444,000	510,600
21	313,800	390,800	446,000	512,400
22	317,500	393,400	448,400	514,200
23	321,000	396,000	450,800	516,100
24	324,700	398,600	453,100	518,000
25	328,200	400,900	455,300	519,700
26	331,000	403,200	457,600	521,500
27	333,700	405,500	459,800	523,300
28	336,300	407,800	462,100	525,100
29	339,100	410,200	464,300	527,000
30	341,400	412,300	466,600	528,800
31	343,600	414,300	468,900	530,600
32	346,000	416,400	471,100	532,400
33	348,400	418,500	473,100	534,000
34	350,800	420,500	475,200	535,800
35	353,100	422,500	477,300	537,500
36	355,600	424,500	479,400	539,300

37	358,000	426,600	481,500	540,900
38	360,400	428,600	483,300	542,500
39	362,800	430,600	485,100	543,900
40	365,200	432,600	486,900	545,500
41	367,500	434,600	488,600	547,000
42	368,900	436,400	490,400	548,400
43	370,400	438,100	492,200	549,800
44	371,900	439,900	494,000	551,100
45	373,400	441,800	495,600	552,300
46	374,800	443,600	497,300	553,300
47	376,300	445,400	499,100	554,300
48	377,800	447,100	500,900	555,300
49	379,100	448,900	502,500	556,300
50	380,100	450,600	503,800	557,200
51	381,100	452,400	505,100	558,100
52	382,100	454,200	506,400	559,000
53	383,100	456,100	507,700	559,800
54	384,000	457,300	509,000	560,700
55	384,900	458,500	510,300	561,600
56	385,800	459,700	511,600	562,500
57	386,800	460,900	512,600	563,400
58	387,700	461,900	513,400	564,300
59	388,500	462,900	514,200	565,200
60	389,300	463,900	515,000	565,900
61	390,100	464,700	515,900	566,800
62	390,600	465,400	516,700	567,700
63	391,000	466,100	517,600	568,600
64	391,500	466,800	518,400	569,500
65	391,800	467,500	519,300	570,400

66
67
68

69
70
71
72

73
74
75
76

77
78
79
80

81
82
83
84

85
86
87
88

89
90
91
92

93
94

468,200
468,900
469,600

470,100
470,800
471,500
472,200

472,600
473,200
473,900
474,600

475,000
475,600
476,200
476,700

477,300
477,800
478,300
478,800

479,200
479,800
480,200
480,700

481,200
481,800
482,400
482,800

483,300
483,900

520,200
520,900
521,800

522,700
523,500
524,400
525,300

526,100
527,000
527,900
528,600

529,400
530,300
531,200
532,100

532,900
533,800
534,700
535,600

536,400
537,300
538,200
539,100

539,900

95		484,500	
96		485,100	
97		485,600	

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	146,300	184,500	220,200	246,600	279,600	327,800	373,200
	2	147,700	186,200	221,800	248,000	281,600	329,800	376,000
	3	149,100	187,800	223,400	249,200	283,800	332,100	378,600
	4	150,500	189,400	225,000	250,600	286,100	334,300	381,300
	5	151,800	190,900	226,400	251,800	288,300	336,300	383,700
	6	153,600	192,500	228,000	253,100	290,400	338,500	386,400
	7	155,300	194,100	229,500	254,300	292,500	340,600	389,100
	8	157,000	195,600	231,200	255,600	294,700	342,900	391,800
	9	158,700	197,300	232,500	256,900	296,700	344,900	393,900
	10	160,400	199,000	234,000	257,900	299,000	347,000	396,200
	11	162,100	200,600	235,400	259,000	301,100	349,200	398,500
	12	164,000	202,300	236,700	260,000	303,300	351,300	400,700
	13	165,500	203,900	238,400	261,300	305,500	353,000	402,800
	14	167,400	205,500	239,800	262,900	307,500	355,100	404,800
	15	169,400	207,100	241,100	264,600	309,700	357,000	406,800
	16	171,300	208,800	242,500	266,100	311,700	359,000	408,900
	17	173,200	210,300	243,700	267,700	313,900	360,900	410,800
	18	175,200	211,900	244,900	269,500	315,900	362,900	412,800
	19	177,000	213,600	246,100	271,300	318,000	365,000	414,700
20	178,900	215,300	247,400	273,200	320,200	367,000	416,800	

21	180,800	216,600	248,800	275,100	322,100	368,800	418,600
22	182,300	218,100	249,800	276,900	324,100	370,800	420,200
23	183,800	219,600	250,900	278,700	326,000	372,900	421,900
24	185,400	221,100	252,000	280,500	328,000	375,000	423,400
25	187,000	222,500	253,300	282,300	330,000	376,500	424,900
26	188,500	223,900	254,800	284,200	332,000	378,300	426,200
27	190,000	225,200	256,200	286,200	334,000	380,100	427,500
28	191,400	226,500	257,700	288,000	336,000	381,800	428,800
29	192,900	227,900	259,200	290,000	337,600	383,600	430,100
30	194,200	229,300	260,900	291,900	339,400	385,100	431,300
31	195,500	230,900	262,600	293,700	341,100	386,700	432,600
32	196,900	232,300	264,400	295,600	343,000	388,500	433,700
33	198,300	233,700	265,900	297,500	344,700	389,800	434,900
34	199,700	235,000	267,700	299,200	346,500	391,100	436,100
35	201,100	236,100	269,400	301,000	348,400	392,400	437,300
36	202,500	237,400	271,200	302,800	350,200	393,600	438,500
37	203,600	238,800	272,700	304,300	352,000	394,700	439,800
38	204,900	240,100	274,400	306,000	353,800	395,900	440,600
39	206,200	241,400	276,200	307,700	355,400	397,000	441,000
40	207,600	242,700	277,900	309,400	357,100	398,200	441,700
41	208,800	244,000	279,600	311,200	358,300	399,000	442,200
42	210,000	245,300	281,200	312,900	359,400	399,800	442,600
43	211,200	246,500	282,900	314,500	360,600	400,600	443,100
44	212,400	247,600	284,600	316,200	361,800	401,400	443,500
45	213,600	248,800	286,300	317,400	363,000	401,800	443,900
46	214,700	250,200	288,000	318,800	363,800	402,400	444,300
47	215,700	251,700	289,700	320,400	365,100	402,900	444,700
48	216,800	253,300	291,300	322,000	366,200	403,300	445,000
49	217,800	254,900	292,700	323,400	367,200	403,700	445,300

50	218,900	256,300	294,300	324,700	368,200	404,000	445,700
51	219,800	257,700	295,800	325,900	369,200	404,300	446,000
52	220,800	259,100	297,500	327,200	370,200	404,600	446,300
53	221,500	260,200	298,900	328,300	371,000	404,900	446,600
54	222,400	261,600	300,400	329,300	371,800	405,200	
55	223,200	263,000	301,800	330,400	372,700	405,500	
56	224,200	264,500	303,300	331,500	373,600	405,800	
57	224,900	265,500	304,600	332,000	374,100	406,100	
58	225,800	266,800	305,800	332,900	374,900	406,400	
59	226,600	268,100	307,000	333,700	375,800	406,700	
60	227,400	269,400	308,500	334,600	376,600	407,100	
61	228,300	270,400	309,800	335,400	377,000	407,300	
62	229,200	271,600	311,000	335,700	377,700	407,600	
63	230,200	272,900	312,300	336,300	378,400	407,900	
64	231,300	274,200	313,500	337,000	379,100	408,200	
65	232,000	275,300	314,900	337,600	379,500	408,400	
66	232,800	276,400	315,700	338,300	380,100		
67	233,600	277,500	316,500	339,000	380,800		
68	234,500	278,600	317,300	339,700	381,400		
69	235,200	279,700	317,900	340,400	381,800		
70	235,900	280,700	318,600	340,900	382,300		
71	236,600	281,800	319,300	341,500	382,800		
72	237,300	282,900	320,000	342,200	383,300		
73	238,000	283,800	320,700	342,500	383,900		
74	238,800	284,500	320,900	343,100	384,400		
75	239,600	285,000	321,500	343,600	385,000		
76	240,400	285,800	322,100	344,200	385,600		
77	241,100	286,700	322,700	344,700	386,100		
78	241,700	287,300	323,200	345,200	386,600		

79	242,300	287,900	323,700	345,700	387,200
80	242,900	288,500	324,200	346,100	387,700
81	243,300	289,200	324,800	346,400	388,000
82	243,700	289,700	325,300	346,700	388,500
83	244,100	290,100	325,700	347,100	388,900
84	244,500	290,500	326,200	347,400	389,300
85	244,900	290,700	326,700	347,900	389,700
86		290,900	327,100	348,200	390,200
87		291,100	327,300	348,500	390,600
88		291,300	327,700	348,800	391,000
89		291,700	328,100	349,200	391,400
90		291,900	328,500	349,500	391,900
91		292,100	328,900	349,900	392,300
92		292,300	329,300	350,200	392,700
93		292,700	329,600	350,600	393,100
94		292,900	329,800	350,900	393,600
95		293,100	330,200	351,200	394,000
96		293,400	330,500	351,500	394,400
97		293,800	330,800	351,800	394,800
98		294,100	331,100	352,200	
99		294,300	331,400	352,600	
100		294,600	331,700	353,000	
101		294,900	331,900	353,600	
102		295,100	332,200	354,000	
103		295,300	332,600	354,400	
104		295,600	332,800	354,800	
105		295,900	332,900	355,300	
106			333,200		
107			333,600		

	108			333,800				
	109			334,000				
	110			334,400				
	111			334,800				
	112			335,200				
	113			335,400				
再任用職員		189,200	216,000	244,500	258,000	283,400	324,500	367,100

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	159,800	187,600	236,400	259,600	285,500	331,200
	2	161,200	189,700	238,200	260,600	287,400	333,300
	3	162,800	191,800	240,000	261,500	289,300	335,400
	4	164,200	193,800	241,900	262,600	291,300	337,600
	5	165,700	195,900	243,300	263,600	293,100	339,800
	6	167,200	198,300	244,600	264,600	294,900	342,000
	7	168,700	200,600	245,800	265,400	296,800	344,200
	8	170,200	202,900	247,100	266,500	298,800	346,300
	9	171,500	205,300	248,200	267,600	300,700	348,000
	10	173,200	206,700	249,300	268,400	302,600	350,000
	11	174,900	208,200	250,200	269,600	304,400	351,900
	12	176,500	209,600	251,200	270,800	306,300	354,000
	13	178,000	211,000	252,600	272,100	308,000	356,000
	14	180,000	212,500	253,700	273,500	309,800	358,100
15	182,000	214,000	254,500	274,800	311,600	360,200	

16	184,000	215,200	255,500	276,300	313,400	362,200
17	186,300	216,600	256,400	277,700	315,300	364,200
18	188,400	218,100	257,300	279,100	316,900	366,300
19	190,500	219,700	258,300	280,400	318,600	368,400
20	192,600	221,200	259,300	281,900	320,400	370,500
21	194,700	222,600	260,200	283,500	321,900	372,200
22	197,000	224,300	261,200	285,100	323,400	374,300
23	199,200	226,000	262,200	286,700	325,000	376,500
24	201,400	227,700	263,200	288,200	326,500	378,500
25	203,400	229,100	264,500	289,500	328,200	380,500
26	204,700	230,900	265,900	291,300	329,600	382,100
27	206,000	232,600	267,100	293,100	331,200	384,000
28	207,300	234,300	268,500	294,800	332,800	385,900
29	208,600	235,900	269,800	296,400	334,200	387,800
30	209,800	237,300	271,300	298,200	335,700	389,500
31	211,100	238,600	272,900	299,800	337,100	391,400
32	212,300	239,800	274,400	301,500	338,600	393,200
33	213,600	241,200	276,100	303,000	340,200	394,900
34	214,900	242,300	277,600	304,500	341,700	396,600
35	216,200	243,200	278,900	306,100	343,400	398,500
36	217,500	244,300	280,300	307,700	344,900	400,200
37	219,000	245,400	281,900	309,300	346,600	401,800
38	220,400	246,500	283,300	310,700	348,200	403,500
39	221,800	247,400	284,800	312,300	349,700	405,300
40	223,200	248,500	286,300	313,900	351,300	407,100
41	224,200	249,300	287,900	315,500	352,500	408,600
42	225,600	250,200	289,500	316,900	354,100	410,200
43	227,000	251,100	291,000	318,300	355,600	411,700
44	228,400	252,100	292,600	319,900	357,000	413,000

45	229,600	253,100	294,000	321,000	358,600	414,100
46	231,100	254,100	295,400	322,400	359,600	415,200
47	232,400	255,100	296,900	323,800	361,100	416,300
48	233,700	256,100	298,500	325,300	362,400	417,500
49	234,800	257,100	299,800	326,400	363,800	418,800
50	235,900	258,300	301,100	327,800	365,300	419,900
51	236,900	259,500	302,500	329,100	366,600	421,200
52	238,000	260,800	303,900	330,400	368,000	422,300
53	239,100	262,000	305,400	331,900	369,500	423,500
54	240,200	263,600	306,700	333,300	370,700	424,500
55	241,300	265,000	308,100	334,700	371,800	425,600
56	242,300	266,500	309,600	336,000	373,000	426,700
57	243,300	268,100	310,700	336,900	374,100	427,800
58	244,300	269,700	311,900	338,200	375,000	428,300
59	245,100	271,200	313,100	339,400	376,100	428,900
60	246,100	272,800	314,500	340,700	377,100	429,300
61	247,100	274,200	315,600	341,800	377,700	429,900
62	248,100	275,800	316,900	342,800	378,500	430,400
63	249,000	277,300	318,200	344,000	379,300	430,800
64	250,000	278,700	319,400	345,300	380,100	431,300
65	250,900	280,300	320,800	346,400	380,800	432,000
66	251,900	281,800	322,100	347,600	381,500	432,400
67	253,100	283,300	323,400	348,800	382,300	432,700
68	254,100	284,800	324,700	349,900	383,000	433,000
69	255,000	286,100	325,400	350,900	383,600	433,400
70	256,100	287,600	326,500	351,900	384,200	
71	257,300	289,100	327,600	353,000	384,900	
72	258,500	290,500	328,500	354,200	385,500	

73	259,900	291,700	329,800	355,000	386,200
74	261,200	293,100	330,500	356,100	386,700
75	262,500	294,500	331,700	357,200	387,400
76	263,900	295,800	332,900	358,300	387,900
77	264,900	297,400	334,000	359,000	388,300
78	266,000	298,700	335,200	359,800	388,900
79	267,300	299,900	336,300	360,600	389,400
80	268,600	301,200	337,500	361,300	389,700
81	269,700	302,000	338,600	361,900	390,000
82	270,700	303,200	339,700	362,400	390,500
83	271,800	304,300	340,700	363,000	390,900
84	272,900	305,500	341,800	363,500	391,200
85	273,800	306,600	342,800	364,100	391,500
86	274,800	307,800	343,800	364,700	392,000
87	275,900	309,100	344,700	365,300	392,500
88	277,000	310,200	345,700	365,800	392,900
89	278,000	311,500	346,700	366,200	393,200
90	278,900	312,700	347,500	366,600	393,600
91	279,900	313,900	348,300	367,200	394,100
92	280,900	315,100	349,100	367,700	394,500
93	281,900	315,900	349,700	368,000	394,900
94	282,900	316,600	350,300	368,500	395,300
95	283,800	317,300	351,000	368,900	395,800
96	284,800	317,900	351,600	369,200	396,200
97	285,700	318,600	352,000	369,800	396,600
98	286,600	318,900	352,400	370,300	397,000
99	287,200	319,600	352,900	370,800	397,500
100	288,100	320,300	353,400	371,300	397,900
101	288,900	320,700	353,900	371,900	398,400

102	289,700	321,300	354,300	372,400	398,800
103	290,500	321,900	354,800	372,900	399,300
104	291,300	322,500	355,200	373,300	399,700
105	292,000	322,900	355,500	373,900	400,100
106	292,500	323,400	356,000	374,400	
107	293,000	323,900	356,400	374,900	
108	293,500	324,400	356,700	375,400	
109	293,700	324,800	357,200	376,100	
110	294,000	325,200	357,700	376,500	
111	294,200	325,500	358,200	377,000	
112	294,600	325,800	358,700	377,500	
113	294,900	326,200	359,200	378,100	
114	295,100	326,600	359,700		
115	295,500	327,000	360,200		
116	295,800	327,300	360,600		
117	296,100	327,500	361,000		
118	296,400	327,800	361,400		
119	296,700	328,200	361,900		
120	297,200	328,400	362,400		
121	297,500	328,600	362,800		
122	297,900	328,900	363,300		
123	298,200	329,200	363,800		
124	298,600	329,500	364,300		
125	298,800	329,700	364,700		
126	299,000	330,000			
127	299,300	330,400			
128	299,700	330,600			
129	299,900	330,800			
130	300,200	331,100			

131	300,600	331,500
132	301,000	331,700
133	301,200	332,000
134	301,500	332,400
135	301,900	332,800
136	302,200	333,200
137	302,400	333,500
138	302,700	333,900
139	303,100	334,300
140	303,400	334,700
141	303,600	335,000
142	304,000	335,400
143	304,400	335,700
144	304,700	336,100
145	304,800	336,400
146	305,100	336,800
147	305,400	337,200
148	305,800	337,600
149	306,000	337,900
150	306,200	338,300
151	306,500	338,700
152	306,800	339,100
153	307,200	339,400
154	307,400	
155	307,600	
156	307,900	
157	308,200	
158	308,600	
159	308,900	

	160	309,200					
	161	309,600					
	162	309,900					
	163	310,200					
	164	310,500					
	165	310,900					
	166	311,200					
	167	311,500					
	168	311,800					
	169	312,200					
再任用職員		236,000	256,500	263,800	274,000	290,500	327,900

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第8を別表第9とし、別表第7を別表第8とし、別表第6を別表第7とし、別表第5の次に次の1表を加える。

別表第6 級別基準職務表（第5条関係）

ア 行政職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となるべき職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	高度の知識経験を必要とする業務を行う職務
3級	(1) 本庁又は委員会等の事務局の主査又は主任の職務 (2) 広域振興局又は出先機関の主査又は主任の職務 (3) 教育機関の主査又は主任の職務 (4) 警察本部又は警察署の係長の職務
4級	(1) 本庁又は委員会等の事務局の主任主査又は困難な業務を行う主査の職務 (2) 広域振興局又は出先機関の主任主査又は困難な業務を行う主査の職務 (3) 教育機関の主任主査又は困難な業務を行う主査の職務 (4) 警察本部又は警察署の困難な業務を行う係長の職務

5級	(1) 本庁又は委員会等の事務局の担当課長、特命課長又は困難な業務を行う主任主査の職務 (2) 広域振興局又は出先機関の課長、特命課長又は困難な業務を行う主任主査の職務 (3) 規模の小さい出先機関の長の職務 (4) 教育機関の事務長又は困難な業務を行う主任主査の職務 (5) 警察本部の課長補佐の職務
6級	(1) 本庁又は委員会等の事務局の総括課長又は課長の職務 (2) 広域振興局又は規模の大きい出先機関の部長、室長又はセンター所長の職務 (3) 出先機関の長の職務 (4) 教育機関の困難な業務を行う事務長の職務 (5) 警察本部の課長の職務 (6) 主幹又は技術主幹の職務
7級	(1) 本庁又は委員会等の事務局の高度の知識経験を必要とする総括課長又は課長の職務 (2) 広域振興局又は規模の大きい出先機関の高度の知識経験を必要とする部長、室長又はセンター所長の職務 (3) 重要な業務を所掌する出先機関の長の職務 (4) 教育機関の高度の知識経験を必要とする困難な業務を行う事務長の職務 (5) 警察本部の高度の知識経験を必要とする課長の職務
8級	(1) 本庁の副部長、室長又は担当技監の職務 (2) 委員会等の事務局の長の職務 (3) 広域振興局の副局長又は特に重要な業務を所掌する部の長の職務 (4) 規模の大きい出先機関の長の職務
9級	(1) 会計管理者又は本庁の部長の職務 (2) 特に重要な業務を所掌する委員会等の事務局の長の職務 (3) 広域振興局の長の職務
10級	企画理事の職務

備考1 「本庁」とは、岩手県部局等設置条例（平成12年岩手県条例第72号）第1条に規定する部局等並びにこれに設ける室及び課並びにこれらに相当する組織をいう。

2 「委員会等の事務局」とは、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会及び海区漁業調整委員会

の事務局（出先機関を除く。）をいう。

3 「出先機関」とは、地方自治法第156条第1項の行政機関その他の人事委員会規則で定める機関をいう。

イ 公安職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となるべき職務
1級	巡査の職務
2級	巡査長である巡査の職務
3級	(1) 巡査部長の職務 (2) 困難な業務を行う巡査長である巡査の職務
4級	(1) 警部又は警部補の職務 (2) 困難な業務を行う巡査部長の職務 (3) 特に困難な業務を行う巡査長である巡査の職務
5級	困難な業務を行う警部又は警部補の職務
6級	(1) 警視の職務 (2) 警察本部又は警察署の特に困難な業務を行う警部の職務
7級	(1) 警察本部の課長である警視の職務 (2) 警察署の署長又は副署長である警視の職務
8級	(1) 警察本部の参事官である警視の職務 (2) 規模の大きい警察署の署長である警視の職務
9級	(1) 警察本部の部長である警視の職務 (2) 警察本部の困難な業務を行う参事官である警視の職務 (3) 警察学校の校長である警視の職務 (4) 特に規模の大きい警察署の署長である警視の職務

ウ 教育職給料表(1)級別基準職務表

職務の級	基準となるべき職務
1級	(1) 講師、助教諭、養護助教諭、実習教諭又は実習助手の職務 (2) 特別支援学校の寄宿舎指導員の職務
2級	(1) 教諭、養護教諭又は高度の知識経験を必要とする実習教諭の職務

	(2) 特別支援学校の栄養教諭又は高度の知識経験を必要とする寄宿舍指導員の職務 (3) 教育機関（高等学校及び特別支援学校を除く。以下同じ。）の研修指導主事の職務 (4) 指導主事、経営指導主事、社会教育主事又は社会教育主事補の職務
特2級	指導教諭又は指導養護教諭の職務
3級	(1) 副校長又は教頭の職務 (2) 教育機関の部長又は主任研修指導主事の職務 (3) 警察学校の副校長の職務 (4) 主任指導主事、主任経営指導主事又は主任社会教育主事の職務
4級	(1) 校長の職務 (2) 教育機関の長又は困難な業務を行う部長の職務 (3) 首席指導主事、首席経営指導主事又は首席社会教育主事の職務

エ 教育職給料表(2)級別基準職務表

職務の級	基準となるべき職務
1級	講師、助教諭又は養護助教諭の職務
2級	(1) 教諭又は養護教諭の職務 (2) 指導主事、経営指導主事、社会教育主事又は社会教育主事補の職務
特2級	主幹教諭、指導教諭又は指導養護教諭の職務
3級	(1) 副校長又は教頭の職務 (2) 出先機関の課長の職務 (3) 主任指導主事、主任経営指導主事又は主任社会教育主事の職務
4級	(1) 校長の職務 (2) 出先機関の困難な業務を行う課長の職務 (3) 首席指導主事、首席経営指導主事又は首席社会教育主事の職務

備考 「出先機関」とは、ア行政職給料表級別基準職務表の備考3に定める出先機関をいう。

オ 研究職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となるべき職務
1級	上級の研究員の指揮の下に研究を行う職務

2級	主任専門研究員又は専門研究員の職務
3級	(1) 試験研究機関の部長又は室長の職務 (2) 上席専門研究員、主査専門研究員又は高度の知識経験に基づき困難な研究を行う主任専門研究員の職務
4級	(1) 試験研究機関の長の職務 (2) 規模の大きい試験研究機関の副所長の職務 (3) 特に規模の大きい試験研究機関の部長の職務 (4) 首席専門研究員の職務
5級	(1) 規模の大きい試験研究機関の長の職務 (2) 高度の知識経験を必要とする試験研究機関の長の職務 (3) 特に規模の大きい試験研究機関の副所長の職務

カ 医療職給料表(1)級別基準職務表

職務の級	基準となるべき職務
1級	医療業務を行う職務
2級	(1) 広域振興局又は保健所の課長の職務 (2) 高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務 (3) 医務主幹の職務
3級	(1) 本庁の総括課長又は課長の職務 (2) 広域振興局の保健福祉環境技監の職務 (3) 広域振興局又は保健所の高度の知識経験を必要とする課長の職務 (4) 高度の知識経験を必要とする医務主幹の職務
4級	(1) 本庁の医務担当技監又は高度の知識経験を必要とする総括課長若しくは課長の職務 (2) 広域振興局の高度の知識経験を必要とする保健福祉環境技監の職務

備考 「本庁」とは、ア行政職給料表級別基準職務表の備考1に定める本庁をいう。

キ 医療職給料表(2)級別基準職務表

職務の級	基準となるべき職務
1級	栄養士の職務
2級	薬剤師、獣医師又は困難な業務を行う栄養士の職務

3級	(1) 主任薬剤師、主任獣医師又は主任栄養士の職務 (2) 困難な業務を行う薬剤師又は獣医師の職務 (3) 特に困難な業務を行う栄養士の職務
4級	(1) 主査薬剤師、主査獣医師又は主査栄養士の職務 (2) 困難な業務を行う主任薬剤師、主任獣医師又は主任栄養士の職務
5級	(1) 家畜保健衛生所の次長の職務 (2) 広域振興局、食肉衛生検査所、保健所又は家畜保健衛生所の課長の職務 (3) 上席薬剤師、上席獣医師又は上席栄養士の職務
6級	(1) 食肉衛生検査所又は家畜保健衛生所の長の職務 (2) 保健所又は規模の大きい家畜保健衛生所の次長の職務 (3) 広域振興局の室長の職務 (4) 技術主幹の職務
7級	(1) 規模の大きい家畜保健衛生所の長の職務 (2) 高度の知識経験を必要とする食肉衛生検査所又は家畜保健衛生所の長の職務 (3) 保健所又は規模の大きい家畜保健衛生所の高度の知識経験を必要とする次長の職務 (4) 広域振興局の高度の知識経験を必要とする室長の職務

ク 医療職給料表(3)級別基準職務表

職務の級	基準となるべき職務
1級	准看護師の職務
2級	(1) 保健師、看護師又は困難な業務を行う准看護師の職務 (2) 高等看護学院の看護教員の職務
3級	(1) 主査保健師、主査看護師、主任保健師又は主任看護師(以下「主査保健師等」という。)の職務 (2) 困難な業務を行う保健師又は看護師の職務 (3) 高等看護学院の主任看護教員又は高度の知識経験を必要とする看護教員の職務
4級	(1) 困難な業務を行う主査保健師等の職務 (2) 高等看護学院の主査看護教員又は高度の知識経験を必要とする主任看護教員の職務
5級	(1) 広域振興局又は保健所の課長の職務

	(2) 上席保健師又は上席看護師の職務 (3) 高等看護学院の副院長、上席看護教員又は高度の知識経験を必要とする主查看護教員の職務
6 級	(1) 広域振興局の室長の職務 (2) 保健所の次長の職務

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条並びに附則第5項から第11項まで及び第13項から第15項までの規定は、平成28年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下この項及び附則第4項において「改正後の条例」という。）第26条の2第1項及び別表第1から別表第5までの規定は平成27年4月1日から、改正後の条例第38条第2項及び第3項並びに第39条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

(平成27年4月1日前の異動者の号給の調整)

3 平成27年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(切替日前の異動者の号給の調整)

5 平成28年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

6 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、平成31年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

7 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

8 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要

があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

9 前3項の規定による給料を支給される職員に関する一般職の職員の給与に関する条例（以下この項及び附則第11項において「給与条例」という。）第24条第2項、第38条第5項（給与条例第39条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第41条第2項、第41条の2第2項及び第41条の3第2項の規定の適用については、給与条例第24条第2項中「調整前の給料月額」とあるのは「調整前の給料月額と一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年岩手県条例第 号。以下「平成28年改正給与条例」という。）附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額」と、給与条例第38条第5項、第41条第2項、第41条の2第2項及び第41条の3第2項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成28年改正給与条例附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額」とする。

10 附則第6項から第8項までの規定による給料を支給される職員に関する次に掲げる条例の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年岩手県条例第 号）附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(1) 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年岩手県条例第52号）第3条第2項、第4条の2第2項、第8条の2第2項、第8条の4第2項、第9条の9第2項及び第9条の10第2項

(2) 一般職の職員の給料の調整額に関する条例（昭和32年岩手県条例第39号）第2条第2項ただし書

(3) 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年岩手県条例第47号）第3条第1項
（期末手当等の支給を一時差し止める処分の取消しの申立てに係る経過措置）

11 第2条の規定の施行前にされた給与条例第38条の3第1項（給与条例第39条第5項及び第43条第9項において準用する場合を含む。）の規定による期末手当又は勤勉手当の支給を一時差し止める処分に係る取消しの申立てについては、第2条の規定による改正後の給与条例第38条の3第2項（給与条例第39条第5項及び第43条第9項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（人事委員会規則への委任）

12 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

13 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成26年岩手県条例第106号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 1～3 [略] （寒冷地手当に関する経過措置）</p>	<p>附 則 1～3 [略] （寒冷地手当に関する経過措置）</p>
<p>4 この項から附則第7項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、</p>	<p>4 この項から附則第7項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、</p>

当該各号に定めるところによる。

(1)～(3) [略]

(4) みなし寒冷地手当額 次項又は附則第6項に規定する者につき、給与条例別表第6に規定する4級地をその支給地域の区分（給与条例第40条第2項の支給地域の区分をいう。）と、基準日（同条第1項に規定する基準日をいう。以下同じ。）におけるその基準世帯等区分（当該者の一部施行日の前日以降における世帯等の区分（同条第2項の世帯等の区分をいう。以下この号において同じ。）のうち、給与条例別表第7の4級地の項に掲げる寒冷地手当の額が最も少ない世帯等の区分をいう。）をその世帯等の区分とそれぞれみなして、同条第2項の規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額をいう。

5～12 [略]

当該各号に定めるところによる。

(1)～(3) [略]

(4) みなし寒冷地手当額 次項又は附則第6項に規定する者につき、給与条例別表第7に規定する4級地をその支給地域の区分（給与条例第40条第2項の支給地域の区分をいう。）と、基準日（同条第1項に規定する基準日をいう。以下同じ。）におけるその基準世帯等区分（当該者の一部施行日の前日以降における世帯等の区分（同条第2項の世帯等の区分をいう。以下この号において同じ。）のうち、給与条例別表第8の4級地の項に掲げる寒冷地手当の額が最も少ない世帯等の区分をいう。）をその世帯等の区分とそれぞれみなして、同条第2項の規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額をいう。

5～12 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(医療局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

14 医療局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和35年岩手県条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(管理職員特別勤務手当) 第10条の2 [略]	(管理職員特別勤務手当) 第10条の2 [略] <u>2 前項に規定する場合のほか、第3条の3に規定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</u>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

15 企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和35年岩手県条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(管理職員特別勤務手当)	(管理職員特別勤務手当)

第10条の2 [略]

第10条の2 [略]

2 前項に規定する場合のほか、第3条の2に規定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

平成28年2月18日提出

岩手県知事 達 増 拓 也

理由

岩手県人事委員会の平成27年10月19日付けの給与改定に関する勧告等に鑑み一般職の職員の給料月額、初任給調整手当及び単身赴任手当の支給限度額、地域手当の級地の区分及び支給割合並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定し、並びに管理職員特別勤務手当の支給範囲を拡大するとともに、地方公務員法の一部改正に伴い級別基準職務表を定め、諸般の情勢に鑑み管理又は監督の地位にある職員に支給されるべき給料の特別調整額を減額する等所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 37 号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和28年岩手県条例第40号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(勤続期間の計算)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 第1項に規定する職員としての引き続きた在職期間には、職員以外の地方公務員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。）又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。以下同じ。）（以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。）が引き続き職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続きた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続きた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続きた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。第2号及び第18条第2項において同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た</p>	<p>(勤続期間の計算)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 第1項に規定する職員としての引き続きた在職期間には、職員以外の地方公務員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。）又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。以下同じ。）（以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。）が引き続き職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続きた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続きた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続きた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。第2号及び第18条第2項において同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た</p>

数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

(1) [略]

(2) 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第55条に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）、地方公社若しくは公庫等（国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）（以下「一般地方独立行政法人等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。）が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該地方公共団体等の公務員となった場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員（以下「特定地方公務員」という。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法人又は地方公社で、退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者となった場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者としての勤続

数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

(1) [略]

(2) 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第8条第3項に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）、地方公社若しくは公庫等（国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）（以下「一般地方独立行政法人等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。）が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該地方公共団体等の公務員となった場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員（以下「特定地方公務員」という。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法人又は地方公社で、退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者となった場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者として

期間に通算することと定めているものに使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続いて再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続いて職員となった場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

(3)～(7) [略]
6～9 [略]

の勤続期間に通算することと定めているものに使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続いて再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続いて職員となった場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

(3)～(7) [略]
6～9 [略]

2 (趣旨)

第1条 この条例は、職員（医療局及び企業局の企業職員並びに技能職員等（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項の規定により同法（第17条を除く。）及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第37条から第39条までの規定が準用される職員をいう。第20条において同じ。）を除く。）の退職手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(退職手当の調整額)

第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職、職員を地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」と

(趣旨)

第1条 この条例は、職員（医療局及び企業局の企業職員並びに技能職員等（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項の規定により同法（第17条を除く。）並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条及び第39条の規定が準用される職員をいう。第20条において同じ。）を除く。）の退職手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(退職手当の調整額)

第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職、職員を地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」と

いう。)又は国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第6条に規定する法人(退職手当(これに相当する給与を含む。)に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとする)と定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。)の業務に従事させるための休職及び職員(規則で定める職員に限る。以下この項において同じ。)を県以外の者が県と共同して行う研究又は県の委託を受けて行う研究(以下この項において「共同研究等」という。)に従事させるための休職(当該職員の当該共同研究等への従事が当該共同研究等の効率的実施に特に資するものとして規則で定める要件に該当する場合の休職に限り、当該職員が県以外の者からこの条例の規定による退職手当に相当する給与として規則で定めるものの支払を受けた場合の休職を除く。)を除く。)、地方公務員法第29条の規定による停職、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条の規定による大学院修学休業その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。)のうち規則で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 54,150円
- (2) 第2号区分 50,000円
- (3) 第3号区分 45,850円
- (4) 第4号区分 41,700円

いう。)又は国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第6条に規定する法人(退職手当(これに相当する給与を含む。)に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとする)と定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。)の業務に従事させるための休職及び職員(規則で定める職員に限る。以下この項において同じ。)を県以外の者が県と共同して行う研究又は県の委託を受けて行う研究(以下この項において「共同研究等」という。)に従事させるための休職(当該職員の当該共同研究等への従事が当該共同研究等の効率的実施に特に資するものとして規則で定める要件に該当する場合の休職に限り、当該職員が県以外の者からこの条例の規定による退職手当に相当する給与として規則で定めるものの支払を受けた場合の休職を除く。)を除く。)、地方公務員法第29条の規定による停職、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条の規定による大学院修学休業その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。)のうち規則で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 70,400円
- (2) 第2号区分 65,000円
- (3) 第3号区分 59,550円
- (4) 第4号区分 54,150円

(5) 第5号区分 33,350円

(6) 第6号区分 25,000円

(7) 第7号区分 20,850円

(8) 第8号区分 16,700円

(9) [略]

2・3 [略]

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 退職した者のうち自己都合退職者（第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）以外のものでその勤続期間が5年以上24年以下のもの第1項第1号から第7号まで又は第9号に掲げる職員の区分にあっては当該各号に定める額、同項第8号に掲げる職員の区分にあっては零として、同項の規定を適用して計算した額

(2) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(3) [略]

(4) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(5) [略]

5 [略]

(退職手当の支払の差止め)

第12条 [略]

2・3 [略]

4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以

(5) 第5号区分 43,350円

(6) 第6号区分 32,500円

(7) 第7号区分 27,100円

(8) 第8号区分 21,700円

(9) [略]

2・3 [略]

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 退職した者のうち自己都合退職者（第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(2) [略]

(3) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(4) [略]

5 [略]

(退職手当の支払の差止め)

第12条 [略]

2・3 [略]

4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以

下「支払差止処分」という。)を受けた者は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条第1項又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。

5～10 [略]

下「支払差止処分」という。)を受けた者は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。

5～10 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、表1の項の改正部分は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にされた職員の退職手当に関する条例第12条第1項から第3項までの規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分に係る取消しの申立てについては、この条例(表2の項の改正部分に限る。)による改正後の職員の退職手当に関する条例第12条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

平成28年2月18日提出

岩手県知事 達 増 拓 也

理由

国の例に準じて退職手当の調整額を改定するとともに、併せて所要の整備をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 38 号

職員等の退職管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2第8項及び第38条の6第2項（これらの規定を地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第50条の2において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、職員及び県が設立した同法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人の役員（第3条において「役員」という。）の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第2条 法第38条の2第1項（地方独立行政法人法第50条の2において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する再就職者のうち、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の同項に規定する役職員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、同項に規定する契約等事務であつて離職した日の5年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(任命権者への届出)

第3条 管理又は監督の地位にある職員又は役員の職として人事委員会規則で定めるものに就いている職員又は役員であつた者（法第38条の2第3項に規定する退職手当通算予定職員又は地方独立行政法人法第50条の2において読み替えて準用する同項に規定する退職手当通算予定役員であつた者であつて引き続き法第38条の2第2項（地方独立行政法人法第50条の2において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する退職手当通算法人の地位に就いているもの及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後2年間、営利企業（法第38条第1項に規定する営利企業をいう。以下この条において同じ。）以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となつた場合その他人事委員会規則で定める場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に再就職先の名称、再就職先における地位その他人事委員会規則で定める事項を届け出なければならない。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月18日提出

岩手県知事 達 増 拓 也

理由

地方公務員法の規定に基づき、職員等の退職管理に関し必要な事項を定めようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 39 号

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年岩手県条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) <u>研修及び勤務成績の評定の状況</u></p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p>	<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>人事評価の状況</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) <u>退職管理の状況</u></p> <p>(9) <u>研修の状況</u></p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p>
<p>(人事委員会の報告事項)</p> <p>第5条 前条の規定により人事委員会が報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 職員に対する不利益な処分についての<u>不服申立て</u>の状況</p>	<p>(人事委員会の報告事項)</p> <p>第5条 前条の規定により人事委員会が報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 職員に対する不利益な処分についての<u>審査請求</u>の状況</p>

(5) [略]

(5) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にされた職員に対する不利益な処分についての不服申立ての状況に係る人事委員会の知事に対する報告については、この条例による改正後の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

平成28年2月18日提出

岩手県知事 達 増 拓 也

理由

地方公務員法の一部改正に伴い、任命権者が知事に対し報告すべき人事行政の運営の状況に職員の人事評価の状況を加える等所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 66 号

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第29条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の135を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の135」とあるのは「100分の77.5」とする。</p> <p>4～6 [略]</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、県教育委員会が県人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、県教育委員会が支給する勤勉手当の額の、県教育委員会に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第29条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の140を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の140」とあるのは「100分の82.5」とする。</p> <p>4～6 [略]</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、県教育委員会が県人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、県教育委員会が支給する勤勉手当の額の、県教育委員会に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日</p>

現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の70を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の35を乗じて得た額の総額

3~5 [略]

現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の85を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の40を乗じて得た額の総額

3~5 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1. 行政職給料表 (第6条関係)

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	139,400	189,400	226,100	264,900	292,000	323,000	368,200	414,600	466,000	529,900
	2	140,500	191,200	228,000	267,000	294,300	325,300	370,800	417,100	469,100	532,900
	3	141,700	193,000	229,900	269,000	296,600	327,600	373,400	419,600	472,200	536,100
	4	142,800	194,800	231,700	271,100	298,900	329,900	376,000	422,100	475,300	539,300
	5	143,900	196,400	233,400	273,000	301,000	332,200	378,100	424,000	478,100	542,400
	6	145,000	198,200	235,300	275,100	303,300	334,300	380,600	426,300	481,200	544,800
	7	146,100	200,000	237,200	277,200	305,600	336,500	383,100	428,500	484,300	547,300
	8	147,200	201,800	239,000	279,300	307,900	338,700	385,600	430,700	487,400	549,800
	9	148,300	203,400	240,700	281,400	310,100	340,800	388,200	432,800	490,200	552,200
	10	149,700	205,200	242,600	283,500	312,400	343,000	390,900	434,900	493,300	554,100
	11	151,000	207,000	244,400	285,600	314,700	345,200	393,600	437,000	496,300	555,900
	12	152,300	208,800	246,300	287,700	317,000	347,400	396,300	439,200	499,400	557,800
	13	153,600	210,400	247,900	289,800	319,200	349,400	398,700	440,900	502,000	559,600
	14	155,100	212,300	249,800	291,900	321,400	351,500	401,000	442,800	504,400	561,100
	15	156,600	214,200	251,600	294,000	323,600	353,600	403,300	444,800	506,600	562,600
16	158,200	216,100	253,400	296,100	325,800	355,700	405,700	446,800	509,000	563,900	

17	159,500	217,800	255,000	298,000	327,800	357,500	407,600	448,700	511,300	565,300
18	161,000	219,700	257,000	300,100	329,900	359,500	409,600	450,500	512,800	566,500
19	162,500	221,600	259,000	302,200	332,000	361,500	411,500	452,300	514,300	567,700
20	164,000	223,500	261,000	304,300	334,000	363,400	413,400	454,100	515,700	568,900
21	165,400	225,200	262,900	306,200	336,100	365,500	415,000	455,900	516,900	570,100
22	168,100	227,100	264,800	308,300	338,200	367,400	416,800	457,400	518,400	
23	170,700	229,000	266,700	310,400	340,300	369,400	418,700	458,900	519,900	
24	173,300	230,900	268,500	312,500	342,400	371,400	420,700	460,400	521,400	
25	176,000	232,500	270,500	314,400	343,900	373,300	422,500	461,700	522,600	
26	177,700	234,300	272,400	316,500	345,900	375,300	424,000	462,900	523,700	
27	179,400	236,000	274,300	318,600	347,900	377,300	425,600	464,100	524,900	
28	181,100	237,800	276,200	320,700	349,900	379,300	427,200	465,200	526,100	
29	182,600	239,100	277,900	322,700	351,600	380,900	428,800	466,200	527,200	
30	184,400	240,600	279,800	324,800	353,500	382,700	430,100	466,900	528,100	
31	186,200	242,100	281,700	326,900	355,400	384,500	431,400	467,700	529,000	
32	187,800	243,600	283,600	329,000	357,300	386,200	432,700	468,400	529,900	
33	189,400	244,900	285,300	330,600	359,200	388,000	433,900	469,100	530,700	
34	190,900	246,400	287,200	332,600	361,000	389,400	435,200	469,900	531,600	
35	192,400	247,900	289,100	334,700	362,800	391,000	436,500	470,600	532,500	
36	193,900	249,500	291,000	336,800	364,500	392,600	437,700	471,400	533,200	
37	195,200	250,800	292,700	338,700	366,000	394,000	438,900	472,200	534,100	
38	196,500	252,400	294,500	340,700	367,300	395,200	439,700	472,900	535,000	
39	197,800	254,000	296,300	342,700	368,700	396,400	440,400	473,700	535,900	
40	199,100	255,600	298,100	344,700	370,100	397,600	441,100	474,500	536,800	
41	200,300	257,000	299,800	346,600	371,600	398,700	441,700	475,300	537,700	
42	201,600	258,400	301,500	348,500	372,500	399,900	442,400	476,000		
43	202,900	259,800	303,200	350,400	373,600	401,100	443,100	476,800		
44	204,200	261,200	304,900	352,300	374,700	402,300	443,800	477,400		
45	205,400	262,300	306,300	353,800	375,400	403,000	444,600	478,200		

46	205,700	263,700	308,000	355,300	376,300	403,700	445,400
47	208,000	265,100	309,700	356,800	377,200	404,400	446,100
48	209,300	265,500	311,400	358,300	378,100	405,100	446,900
49	210,300	267,800	312,600	360,000	379,100	405,700	447,500
50	211,400	269,000	314,200	360,700	379,900	406,300	448,200
51	212,500	270,300	315,800	361,900	380,700	407,000	449,000
52	213,600	271,600	317,400	362,900	381,500	407,700	449,800
53	214,800	272,700	319,100	363,800	382,200	408,300	450,400
54	215,800	273,800	320,700	364,900	382,900	409,000	451,200
55	216,800	275,100	322,300	365,900	383,600	409,700	452,000
56	217,800	276,400	323,900	367,000	384,300	410,200	452,600
57	218,600	277,400	325,400	367,900	384,700	410,800	453,200
58	219,600	278,500	326,600	368,600	385,300	411,300	454,000
59	220,500	279,600	327,800	369,300	386,000	411,800	454,800
60	221,500	280,700	329,000	370,000	386,700	412,400	455,600
61	222,200	281,900	329,800	370,500	387,000	412,900	456,200
62	223,200	282,900	330,700	371,100	387,700	413,600	
63	224,200	283,900	331,500	371,800	388,200	414,200	
64	225,200	284,900	332,300	372,500	388,700	414,800	
65	225,800	285,700	333,200	372,700	389,200	415,100	
66	226,800	286,600	333,600	373,400	389,700	415,700	
67	227,800	287,500	334,400	374,100	390,200	416,400	
68	228,900	288,400	335,200	374,800	390,700	416,900	
69	229,700	289,400	336,000	375,100	391,100	417,400	
70	230,500	290,200	336,700	375,600	391,600	418,100	
71	231,300	291,000	337,400	376,300	392,300	418,800	
72	232,100	291,800	338,100	376,800	392,800	419,500	
73	232,900	292,600	338,600	377,100	393,100	420,000	
74	233,600	293,100	339,200	377,600	393,800	420,700	

75	234,300	293,600	339,800	378,300	394,500	421,400
76	235,000	294,100	340,400	378,800	395,000	422,100
77	235,600	294,200	340,700	379,200	395,400	422,600
78	236,400	294,600	341,200	379,600	396,100	
79	237,200	294,800	341,600	380,200	396,800	
80	238,000	295,200	342,100	380,600	397,500	
81	238,700	295,400	342,500	381,100	398,000	
82	239,400	295,500	343,000	381,700	398,700	
83	240,100	295,900	343,500	382,300	399,400	
84	240,800	296,200	344,000	382,700	400,100	
85	241,400	296,500	344,300	383,300	400,600	
86	242,100	296,800	344,600	383,900	401,300	
87	242,800	297,100	345,100	384,500	402,000	
88	243,500	297,500	345,400	385,100	402,700	
89	244,100	297,800	345,600	385,800	403,200	
90	244,600	298,200	345,900	386,400		
91	245,100	298,600	346,400	387,000		
92	245,600	299,000	346,700	387,600		
93	245,900	299,100	346,900	388,300		
94		299,300	347,200			
95		299,700	347,700			
96		300,100	348,000			
97		300,300	348,100			
98		300,600	348,600			
99		301,000	349,100			
100		301,400	349,400			
101		301,600	349,700			
102		301,900	350,100			

	103		302,300	350,500							
	104		302,600	350,900							
	105		302,800	351,400							
	106		303,100	351,800							
	107		303,500	352,200							
	108		303,800	352,600							
	109		304,000	353,100							
	110		304,400	353,500							
	111		304,800	353,900							
	112		305,100	354,200							
	113		305,200	354,700							
	114		305,500								
	115		305,800								
	116		306,200								
	117		306,400								
	118		306,600								
	119		306,700								
	120		306,800								
	121		306,900								
	122		307,000								
	123		307,300								
	124		307,600								
	125		308,000								
再任用職員		185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600	395,400	447,500	529,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 教育職給料表（第6条関係）

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	153,100	169,000	258,100	289,800	413,200
	2	154,600	171,100	260,900	292,900	414,700
	3	156,100	173,200	263,700	296,000	416,200
	4	157,600	175,400	266,500	299,100	417,700
	5	159,300	177,400	269,100	301,800	419,000
	6	161,200	179,600	271,800	304,500	420,500
	7	163,000	181,800	274,400	307,600	422,100
	8	164,800	184,000	277,000	310,700	423,700
	9	166,600	186,300	279,600	313,700	425,100
	10	168,700	189,100	282,300	316,600	426,500
	11	170,700	191,800	285,000	319,500	427,900
	12	172,700	194,500	287,700	322,400	429,300
	13	174,700	197,400	290,200	325,000	430,600
	14	176,900	199,100	292,700	327,300	432,000
	15	179,100	200,600	295,400	329,400	433,400
	16	181,300	202,300	298,100	331,700	434,800
	17	183,600	204,100	300,800	334,000	435,900
	18	186,200	205,800	303,500	336,300	437,100
	19	188,700	207,500	306,200	338,600	438,200
	20	191,200	209,000	308,900	340,900	439,400
	21	193,700	210,800	311,600	343,200	440,500
	22	195,400	212,700	314,300	345,500	441,800
	23	197,100	214,600	316,800	347,800	443,100
	24	198,800	216,500	319,500	350,100	444,400
	25	200,300	218,200	322,200	352,300	445,700
26	201,900	220,200	324,600	354,200	447,000	

27	203,500	222,200	327,000	356,100	448,200
28	204,900	224,200	329,400	358,000	449,500
29	206,600	226,100	331,800	359,900	450,800
30	208,300	228,800	333,700	361,800	451,900
31	210,000	231,500	335,900	363,400	453,100
32	211,700	234,200	338,100	365,300	454,300
33	213,200	237,000	340,300	367,100	455,500
34	214,900	239,900	342,400	368,700	456,400
35	216,600	242,800	344,500	370,500	457,300
36	218,300	245,500	346,600	372,300	458,000
37	219,700	248,100	348,700	374,200	458,900
38	221,400	250,900	350,700	375,800	
39	223,100	253,700	352,700	377,400	
40	224,800	256,500	354,700	379,000	
41	226,600	259,300	356,500	380,200	
42	228,400	261,900	358,300	381,700	
43	230,200	264,500	360,100	383,200	
44	231,800	267,100	361,900	384,700	
45	233,700	269,500	363,700	386,300	
46	235,400	272,100	365,400	387,900	
47	237,100	274,600	367,100	389,500	
48	238,800	277,100	368,700	391,100	
49	240,500	279,600	370,000	392,400	
50	242,200	282,000	371,600	393,900	
51	243,900	284,600	373,300	395,400	
52	245,400	287,200	375,000	396,900	
53	246,700	289,700	376,500	398,100	
54	248,400	292,300	378,000	399,400	
55	250,000	294,800	379,500	400,500	

56	251,700	297,300	381,000	401,700
57	253,000	299,600	382,500	403,000
58	254,500	302,100	383,900	404,200
59	256,000	304,600	385,300	405,500
60	257,500	307,300	386,700	406,800
61	258,900	309,600	387,600	408,100
62	260,400	312,100	388,800	409,100
63	261,900	314,600	390,000	410,500
64	263,300	317,100	391,200	411,900
65	264,600	319,500	392,300	413,100
66	266,200	321,700	393,500	414,200
67	267,800	323,900	394,500	415,400
68	269,300	326,100	395,600	416,600
69	271,000	328,400	396,800	417,600
70	272,500	330,600	397,700	418,800
71	274,000	332,800	398,800	420,000
72	275,500	334,900	400,000	421,200
73	276,600	337,100	401,100	422,000
74	277,900	339,300	402,200	422,800
75	279,200	341,500	403,300	423,600
76	280,500	343,700	404,400	424,400
77	281,900	345,600	404,900	424,900
78	283,100	347,500	405,900	425,700
79	284,300	349,400	406,900	426,300
80	285,500	351,300	407,900	426,900
81	286,800	353,100	408,700	427,700
82	287,800	354,900	409,300	428,200
83	289,000	356,700	409,900	428,600
84	290,200	358,500	410,500	429,300

85	291,100	359,900	411,100	430,000
86	292,100	361,800	411,900	430,300
87	293,100	363,300	412,600	430,800
88	294,100	364,900	413,300	431,500
89	295,200	366,200	413,900	432,200
90	296,100	367,500	414,600	432,700
91	297,000	368,900	415,100	433,400
92	297,900	370,300	415,800	433,700
93	298,400	371,800	416,300	434,200
94	299,200	373,100	416,800	
95	300,000	374,400	417,500	
96	300,800	375,700	418,200	
97	301,500	376,700	418,700	
98	302,300	377,700	419,200	
99	303,100	378,700	419,800	
100	303,900	379,700	420,100	
101	304,800	380,800	420,600	
102	305,300	381,800	421,200	
103	305,800	382,800	421,800	
104	305,300	383,800	422,300	
105	306,500	384,500	422,700	
106	306,900	385,400	423,300	
107	307,200	386,300	423,900	
108	307,500	387,300	424,400	
109	307,700	388,200	424,900	
110	307,900	389,200		
111	308,200	390,200		
112	308,500	391,200		

113	308,700	391,800
114	308,900	392,700
115	309,100	393,600
116	309,400	394,500
117	309,700	395,200
118	309,900	396,000
119	310,200	396,800
120	310,500	397,600
121	310,600	398,100
122	310,700	398,900
123	311,000	399,500
124	311,300	400,100
125	311,500	400,800
126		401,500
127		401,800
128		402,400
129		403,100
130		403,600
131		404,200
132		404,700
133		405,000
134		405,600
135		406,200
136		406,400
137		406,800
138		407,400
139		408,000
140		408,600
141		409,000

	142		409,600			
	143		410,200			
	144		410,800			
	145		411,200			
	146		411,800			
	147		412,400			
	148		413,000			
	149		413,400			
再任用職員		225,200	274,200	301,800	328,600	411,000

備考1 この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので県人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で県人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で県人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3 医療職給料表（第6条関係）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	144,300	182,200	217,200	245,300	282,700	331,100	377,000
	2	145,700	183,800	218,800	246,900	284,900	333,200	379,700
	3	147,100	185,400	220,400	248,500	287,100	335,400	382,400
	4	148,500	187,000	222,000	250,100	289,300	337,600	385,100
	5	149,700	188,500	223,600	251,500	291,500	339,600	387,500
	6	151,500	190,100	225,300	253,100	293,700	341,800	390,200
	7	153,200	191,700	227,000	254,600	295,900	344,000	392,900
	8	154,900	193,100	228,700	256,200	298,100	346,200	395,600
	9	156,600	194,700	230,200	257,500	300,200	348,200	397,800
10	158,300	196,400	232,000	258,900	302,400	350,400	400,100	

11	160,000	197,900	233,600	260,400	304,600	352,600	402,300
12	161,800	199,600	235,300	261,900	306,800	354,800	404,600
13	163,300	201,200	237,100	263,200	308,900	356,400	406,700
14	165,200	202,800	238,700	265,100	311,000	358,400	408,700
15	167,200	204,400	240,300	267,000	313,100	360,400	410,800
16	169,100	206,000	241,900	268,800	315,200	362,400	413,000
17	171,000	207,400	243,300	270,500	317,400	364,400	414,700
18	172,900	209,100	244,900	272,400	319,500	366,500	416,700
19	174,600	210,800	246,400	274,300	321,600	368,500	418,800
20	176,500	212,500	248,000	276,200	323,700	370,600	420,900
21	178,400	214,000	249,500	278,000	325,500	372,300	422,700
22	179,900	215,600	250,900	279,900	327,500	374,400	424,300
23	181,400	217,200	252,400	281,800	329,500	376,500	425,900
24	182,900	218,800	253,900	283,700	331,500	378,600	427,500
25	184,500	220,200	255,200	285,500	333,500	380,100	429,000
26	186,000	221,800	256,900	287,400	335,500	381,900	430,300
27	187,500	223,400	258,600	289,300	337,500	383,700	431,600
28	188,800	225,000	260,300	291,200	339,500	385,500	432,900
29	190,400	226,600	262,000	293,200	341,100	387,300	434,100
30	191,700	228,300	263,800	295,100	342,900	388,800	435,200
31	193,000	230,000	265,600	297,000	344,700	390,500	436,300
32	194,300	231,700	267,400	298,900	346,500	392,200	437,300
33	195,700	233,300	268,900	300,700	348,300	393,500	438,500
34	197,100	234,900	270,700	302,500	350,200	394,800	439,700
35	198,500	236,400	272,500	304,300	352,100	396,100	441,000
36	199,900	238,000	274,300	306,100	354,000	397,400	442,200
37	200,900	239,400	275,800	307,600	355,100	398,500	443,500
38	202,200	241,000	277,500	309,300	356,800	399,700	444,300
39	203,500	242,600	279,200	311,000	358,500	400,800	445,000

40	204,800	244,200	280,900	312,700	360,200	402,000	445,800
41	206,000	245,500	282,600	314,500	361,400	402,800	446,400
42	207,200	247,000	284,300	316,200	362,600	403,600	447,100
43	208,400	248,500	286,000	317,900	363,800	404,400	447,900
44	209,600	250,000	287,700	319,600	365,000	405,200	448,700
45	210,700	251,400	289,400	320,700	366,200	405,500	449,300
46	211,800	253,000	291,100	322,200	367,000	406,200	450,100
47	212,900	254,600	292,800	323,700	368,200	406,900	450,900
48	214,000	256,200	294,500	325,300	369,300	407,600	451,500
49	215,100	257,800	295,700	326,800	370,400	408,200	452,100
50	216,100	259,200	297,300	328,100	371,400	408,900	452,900
51	217,100	260,600	298,900	329,400	372,400	409,600	453,700
52	218,100	262,000	300,500	330,700	373,400	410,100	454,500
53	218,900	263,100	301,900	331,800	374,200	410,700	455,100
54	219,900	264,500	303,400	332,800	375,100	411,200	
55	220,800	265,900	304,900	333,900	376,000	411,700	
56	221,800	267,300	306,400	335,000	376,900	412,300	
57	222,600	268,400	307,700	335,500	377,500	412,800	
58	223,500	269,700	309,000	336,400	378,300	413,500	
59	224,400	271,000	310,300	337,200	379,100	414,100	
60	225,300	272,300	311,700	338,100	379,900	414,800	
61	226,200	273,400	313,000	338,900	380,300	415,100	
62	227,200	274,500	314,300	339,100	381,000	415,600	
63	228,200	275,800	315,600	339,800	381,700	416,300	
64	229,300	277,100	316,900	340,500	382,400	417,000	
65	230,000	278,100	318,300	341,100	382,900	417,300	
66	230,900	279,200	319,100	341,800	383,500		
67	231,800	280,300	319,900	342,500	384,200		
68	232,700	281,400	320,700	343,200	384,800		

69	233,400	282,500	321,300	343,900	385,300
70	233,900	283,600	322,000	344,500	385,800
71	234,600	284,700	322,700	344,900	386,300
72	235,300	285,800	323,300	345,200	386,800
73	235,900	286,700	324,100	345,300	387,400
74	236,700	287,400	324,200	345,900	387,700
75	237,500	288,100	324,800	346,400	388,300
76	238,300	288,900	325,400	347,000	388,900
77	238,900	289,700	326,000	347,500	389,400
78	239,500	290,300	326,500	348,000	389,800
79	240,100	290,900	327,000	348,500	390,400
80	240,700	291,500	327,500	349,000	391,000
81	241,000	292,200	328,100	349,300	391,500
82	241,400	292,700	328,600	349,600	392,100
83	241,800	293,200	329,100	350,000	392,700
84	242,200	293,600	329,600	350,300	393,300
85	242,500	293,800	330,100	350,800	394,000
86		294,000	330,500	351,100	394,600
87		294,200	330,600	351,400	395,200
88		294,400	331,000	351,700	395,800
89		294,800	331,400	352,100	396,500
90		295,000	331,800	352,300	
91		295,200	332,200	352,700	
92		295,400	332,600	353,000	
93		295,800	332,900	353,400	
94		295,900	333,100	353,600	
95		296,100	333,500	354,000	
96		296,400	333,800	354,300	

	97		296,800	334,000	354,600			
	98		297,100	334,300	355,000			
	99		297,400	334,600	355,400			
	100		297,700	334,900	355,800			
	101		298,000	335,100	356,300			
	102		298,100	335,200	356,700			
	103		298,400	335,400	357,100			
	104		298,700	335,500	357,500			
	105		299,000	335,600	358,000			
	106			335,700				
	107			336,100				
	108			336,300				
	109			336,500				
	110			336,900				
	111			337,300				
	112			337,700				
	113			337,900				
再任用職員		186,800	213,500	245,700	259,300	285,500	327,000	370,000

備考 この表は、中学校、小学校及び共同調理場に勤務する学校栄養職員で県人事委員会規則で定めるものに適用する。

第2条 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第24条第6項</u> 、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条及び第47条の3並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）の規定により、同法第1条及び第2条に規定する職員（第36条に規定する非常勤の講師を除く。以下「職員」という。）の給料その他の給与、勤	第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第24条第5項</u> 、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条及び第47条の3並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）の規定により、同法第1条及び第2条に規定する職員（第36条に規定する非常勤の講師を除く。以下「職員」という。）の給料その他の給与、勤

務時間その他の勤務条件並びに第36条に規定する非常勤の講師の報酬及び職務を行うために要する費用の弁償の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(給料表等)

第6条 [略]

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、県人事委員会規則で定める。

(初任給、昇格、昇給等)

第7条 [略]

2 職員の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、県人事委員会規則の定める基準に従い決定する。

3~11 [略]

(地域手当)

第23条の2 [略]

2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 1級地 100分の18
- (2) 2級地 100分の15
- (3) 3級地 100分の12
- (4) 4級地 100分の10
- (5) 5級地 100分の6
- (6) 6級地 100分の3

3 [略]

(単身赴任手当)

務時間その他の勤務条件並びに第36条に規定する非常勤の講師の報酬及び職務を行うために要する費用の弁償の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(給料表等)

第6条 [略]

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第4に定めるとおりとする。

(初任給、昇格、昇給等)

第7条 [略]

2 職員の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、別表第4及び県人事委員会規則の定める基準に従い決定する。

3~11 [略]

(地域手当)

第23条の2 [略]

2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 1級地 100分の20
- (2) 2級地 100分の16
- (3) 3級地 100分の15
- (4) 4級地 100分の12
- (5) 5級地 100分の10
- (6) 6級地 100分の6
- (7) 7級地 100分の3

3 [略]

(単身赴任手当)

第24条の2 [略]

2 単身赴任手当の月額は、23,000円（県人事委員会規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が県人事委員会規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、45,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて県人事委員会規則で定める額を加算した額）とする。

3・4 [略]

（宿日直手当）

第28条 [略]

2 前項の勤務は、前2条及び次条第1項の勤務には含まれないものとする。

（管理職員特別勤務手当）

第28条の2 次条第1項に規定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において県人事委員会規則で定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して県人事委員会規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

第24条の2 [略]

2 単身赴任手当の月額は、30,000円（県人事委員会規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が県人事委員会規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて県人事委員会規則で定める額を加算した額）とする。

3・4 [略]

（宿日直手当）

第28条 [略]

2 前項の勤務は、前2条並びに次条第1項及び第2項の勤務には含まれないものとする。

（管理職員特別勤務手当）

第28条の2 次条第1項に規定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、次条第1項に規定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において県人事委員会規則で定める額（同項の勤務に従事する時間等を考慮して県人事委員会規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、3,000円を超えない範

3 前2項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、県人事委員会規則で定める。

(期末手当)

第29条 [略]

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の140を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の140」とあるのは「100分の82.5」とする。

4～6 [略]

第29条の3 [略]

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差し止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該一時差し止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差し止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3～6 [略]

(勤勉手当)

第30条 [略]

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、県教育委員会が県人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、県教育委員会が支給する勤勉手当の額の、県教育委員会に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を

圏内において県人事委員会規則で定める額

4 前3項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、県人事委員会規則で定める。

(期末手当)

第29条 [略]

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」とする。

4～6 [略]

第29条の3 [略]

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差し止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差し止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差し止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3～6 [略]

(勤勉手当)

第30条 [略]

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、県教育委員会が県人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、県教育委員会が支給する勤勉手当の額の、県教育委員会に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を

超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の85を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の40を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

(寒冷地手当)

第31条 寒冷地手当は、職員であつて、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）において、別表第4の左欄に掲げる支給地域（以下「支給地域」という。）に現に居住するもの（支給地域に現に居住しない職員で第24条の2の規定により単身赴任手当を支給されるもの（これに準ずる職員として知事が別に定める職員を含む。）のうち、知事が必要と認める職員を含む。）に対して支給する。

2 寒冷地手当の額は、基準日における別表第5に掲げる支給地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じ、同表に定める額の範囲内で知事が規則で定める額とする。

3 [略]

(義務教育等教員特別手当)

第31条の2 小学校又は中学校に勤務する教育職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。

2～4 [略]

附 則

1～37 [略]

超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の77.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の37.5を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

(寒冷地手当)

第31条 寒冷地手当は、職員であつて、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）において、別表第5の左欄に掲げる支給地域（以下「支給地域」という。）に現に居住するもの（支給地域に現に居住しない職員で第24条の2の規定により単身赴任手当を支給されるもの（これに準ずる職員として知事が別に定める職員を含む。）のうち、知事が必要と認める職員を含む。）に対して支給する。

2 寒冷地手当の額は、基準日における別表第6に掲げる支給地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じ、同表に定める額の範囲内で知事が規則で定める額とする。

3 [略]

(義務教育等教員特別手当)

第31条の2 小学校、中学校又は義務教育学校に勤務する教育職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。

2～4 [略]

附 則

1～37 [略]

38 第28条の3第1項に規定する職にある職員で次の各号のいずれかに該当するものの平成28年4月から平成29年3月までの間に支給されるべき管理職手当の月額、同条第2項の規定にかかわらず、同項の規定に基づき定められる額から当該額に当該各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(1) 教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもののうち第29条第5項に規定する職制上の段階、職務の級等を考慮して定められる割合が100分の20である職員 100分の10

(2) 教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもののうち前号に掲げる職員以外の職員 100分の5

備考 改正部分は、下線の部分である。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1 行政職給料表（第6条関係）

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	141,400	191,900	228,400	262,200	288,800	319,900
	2	142,500	193,700	230,100	264,300	291,000	322,100
	3	143,700	195,500	231,600	266,100	293,300	324,400
	4	144,800	197,400	233,200	268,200	295,500	326,600
	5	145,900	199,000	234,700	270,100	297,600	328,900
	6	147,000	200,800	236,400	272,000	299,900	331,000
	7	148,100	202,600	237,900	274,000	302,200	333,200
	8	149,200	204,400	239,500	276,200	304,500	335,400
	9	150,300	206,100	241,100	278,300	306,600	337,500
	10	151,800	208,000	242,600	280,300	309,000	339,700
11	153,100	209,800	244,200	282,400	311,200	341,800	

12	154,400	211,600	245,700	284,500	313,500	344,100
13	155,700	213,000	247,200	286,600	315,700	346,100
14	157,200	214,800	248,700	288,700	317,800	348,100
15	158,700	216,500	250,100	290,700	320,100	350,200
16	160,300	218,300	251,500	292,800	322,200	352,200
17	161,600	220,100	253,100	294,800	324,300	354,200
18	163,200	221,800	254,900	296,800	326,300	356,200
19	164,700	223,400	256,600	299,000	328,400	358,000
20	166,200	225,000	258,400	301,000	330,400	359,900
21	167,600	226,500	260,100	303,100	332,500	361,900
22	170,300	228,200	261,900	305,200	334,600	363,800
23	172,900	229,900	263,800	307,200	336,600	365,900
24	175,600	231,500	265,500	309,400	338,700	367,800
25	178,300	232,900	267,500	311,200	340,300	369,800
26	180,000	234,400	269,400	313,300	342,300	371,700
27	181,700	235,900	271,200	315,400	344,200	373,700
28	183,400	237,200	273,100	317,400	346,100	375,800
29	184,900	238,500	274,900	319,400	347,800	377,300
30	186,800	239,700	276,800	321,500	349,700	379,100
31	188,600	240,800	278,700	323,600	351,600	380,900
32	190,300	242,100	280,500	325,700	353,500	382,500
33	191,900	243,400	282,200	327,200	355,400	384,300
34	193,400	244,700	284,100	329,200	357,200	385,700
35	194,900	245,900	286,000	331,200	359,000	387,300
36	196,500	247,200	287,900	333,300	360,700	388,900
37	197,800	248,200	289,600	335,200	362,100	390,300
38	199,100	249,600	291,300	337,100	363,400	391,500
39	200,400	251,100	293,100	339,100	364,900	392,700
40	201,700	252,700	294,900	341,000	366,300	393,800

41	203,000	254,100	296,600	343,000	367,600	394,900
42	204,300	255,500	298,400	344,900	368,500	396,100
43	205,600	256,900	300,100	346,700	369,600	397,300
44	206,900	258,300	301,700	348,600	370,700	398,500
45	208,200	259,500	303,400	350,100	371,500	399,200
46	209,500	260,800	305,100	351,500	372,400	399,900
47	210,800	262,200	306,700	353,000	373,300	400,600
48	212,100	263,700	308,500	354,600	374,200	401,300
49	213,200	265,000	309,700	356,200	375,100	401,900
50	214,300	266,100	311,200	357,000	376,000	402,500
51	215,300	267,400	312,700	358,200	376,800	403,000
52	216,400	268,700	314,300	359,200	377,600	403,400
53	217,500	269,800	315,900	360,100	378,300	403,800
54	218,500	270,900	317,500	361,200	379,000	404,100
55	219,500	272,200	319,100	362,100	379,700	404,400
56	220,500	273,500	320,700	363,200	380,400	404,700
57	221,200	274,600	322,200	364,100	380,900	405,000
58	222,100	275,700	323,400	364,900	381,500	405,300
59	223,000	276,800	324,600	365,600	382,100	405,600
60	223,900	277,900	325,800	366,300	382,800	405,900
61	224,600	279,100	326,500	366,700	383,200	406,200
62	225,600	280,100	327,400	367,300	383,900	406,500
63	226,500	281,000	328,200	368,000	384,500	406,800
64	227,400	282,000	329,000	368,700	385,100	407,100
65	228,100	282,800	329,900	369,000	385,500	407,400
66	229,000	283,700	330,300	369,700	386,100	407,700
67	230,000	284,400	331,100	370,400	386,700	408,000
68	231,100	285,300	331,900	371,100	387,400	408,300

69	231,900	286,400	332,700	371,400	387,800	408,500
70	232,600	287,200	333,400	372,000	388,300	408,800
71	233,300	288,000	334,100	372,700	388,800	409,100
72	234,100	288,800	334,800	373,300	389,400	409,500
73	234,900	289,600	335,300	373,600	389,700	409,700
74	235,600	290,100	335,900	374,200	390,100	410,000
75	236,300	290,500	336,400	374,900	390,500	410,300
76	237,000	291,000	337,000	375,500	390,900	410,500
77	237,700	291,100	337,300	376,000	391,200	410,700
78	238,500	291,500	337,800	376,500	391,500	
79	239,300	291,700	338,200	377,100	391,800	
80	240,100	292,100	338,700	377,600	392,100	
81	240,800	292,300	339,100	378,100	392,300	
82	241,600	292,500	339,600	378,700	392,600	
83	242,300	292,900	340,100	379,200	392,900	
84	243,000	293,200	340,600	379,500	393,100	
85	243,700	293,500	340,900	379,900	393,300	
86	244,400	293,800	341,300	380,400	393,600	
87	245,100	294,100	341,800	380,800	393,900	
88	245,800	294,500	342,300	381,200	394,100	
89	246,500	294,800	342,600	381,600	394,300	
90	247,000	295,200	343,000	382,100	394,600	
91	247,500	295,500	343,500	382,500	394,900	
92	248,000	295,900	343,900	382,900	395,100	
93	248,300	296,000	344,100	383,200	395,300	
94		296,200	344,500	383,700	395,600	
95		296,600	345,000	384,100	395,900	
96		297,000	345,400	384,500	396,100	

97	297,300	345,500	384,800	396,300
98	297,600	346,000	385,300	
99	298,000	346,400	385,700	
100	298,400	346,700	386,100	
101	298,600	347,000	386,400	
102	298,900	347,400		
103	299,300	347,800		
104	299,600	348,200		
105	299,800	348,700		
106	300,100	349,100		
107	300,500	349,500		
108	300,800	349,900		
109	301,000	350,400		
110	301,400	350,800		
111	301,800	351,100		
112	302,100	351,400		
113	302,200	351,900		
114	302,500			
115	302,800			
116	303,200			
117	303,400			
118	303,600			
119	303,900			
120	304,200			
121	304,600			
122	304,800			
123	305,100			
124	305,400			

	125		305,700				
再任用職員		188,200	215,900	256,300	275,900	291,100	316,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 教育職給料表（第6条関係）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	155,000	171,000	260,500	289,900	409,100
	2	156,500	173,100	263,000	292,500	410,700
	3	158,000	175,300	265,400	295,400	412,200
	4	159,500	177,500	267,800	298,100	413,700
	5	161,200	179,500	270,400	300,600	415,100
	6	163,200	181,700	272,800	303,000	416,500
	7	165,000	183,900	275,100	305,400	418,000
	8	166,800	186,200	277,300	307,800	419,600
	9	168,600	188,500	279,700	310,400	421,100
	10	170,700	191,300	282,000	313,100	422,500
	11	172,700	194,000	284,400	315,800	423,900
	12	174,800	196,800	286,800	318,700	425,200
	13	176,800	199,700	289,200	321,400	426,500
	14	179,000	201,400	291,300	323,400	427,900
	15	181,200	203,000	293,300	325,500	429,300
	16	183,400	204,700	295,300	327,800	430,700
	17	185,800	206,500	297,600	330,100	431,900
	18	188,400	208,300	300,200	332,400	433,300
	19	190,900	210,000	302,700	334,700	434,500
20	193,400	211,600	305,400	336,900	435,800	

21	195,900	213,400	307,900	339,200	436,900
22	197,700	215,300	310,600	341,400	438,100
23	199,400	217,200	313,000	343,800	439,400
24	201,100	219,200	315,700	346,100	440,700
25	202,600	220,900	318,300	348,100	442,000
26	204,200	222,900	320,700	349,900	443,300
27	205,800	224,900	323,100	351,800	444,300
28	207,300	226,900	325,400	353,800	445,400
29	209,100	228,800	327,700	355,700	446,600
30	210,800	231,600	329,700	357,500	447,400
31	212,500	234,300	332,000	359,200	448,200
32	214,200	237,000	334,200	361,100	449,100
33	215,700	239,600	336,300	362,800	450,000
34	217,400	242,500	338,400	364,600	450,500
35	219,200	245,100	340,500	366,300	451,000
36	220,900	247,800	342,600	368,100	451,500
37	222,400	250,300	344,700	370,000	452,000
38	224,100	252,900	346,600	371,500	
39	225,800	255,400	348,600	373,100	
40	227,500	257,800	350,500	374,700	
41	229,100	260,500	352,400	376,100	
42	230,900	262,900	354,300	377,500	
43	232,500	265,200	356,100	378,900	
44	234,100	267,400	357,800	380,400	
45	235,800	269,600	359,600	381,900	
46	237,300	271,800	361,300	383,500	
47	238,700	274,000	362,900	385,100	
48	240,100	276,200	364,600	386,600	
49	241,600	278,500	366,000	388,100	

50	243,000	280,500	367,500	389,600
51	244,500	282,500	369,100	391,100
52	245,700	284,500	370,700	392,500
53	246,900	286,500	372,200	393,700
54	248,300	289,000	373,700	395,000
55	249,600	291,300	375,200	396,100
56	250,800	293,800	376,800	397,200
57	252,100	296,000	378,300	398,700
58	253,400	298,600	379,700	399,900
59	254,500	301,000	381,100	401,100
60	255,700	303,700	382,400	402,400
61	257,100	306,100	383,300	403,600
62	258,400	308,600	384,500	404,600
63	259,600	311,100	385,700	406,000
64	260,600	313,500	386,900	407,300
65	261,600	315,900	387,800	408,500
66	263,000	318,100	389,000	409,700
67	264,600	320,300	390,000	410,900
68	266,100	322,500	391,100	412,000
69	267,700	324,800	392,300	413,000
70	269,200	326,900	393,300	414,200
71	270,700	329,100	394,400	415,400
72	272,200	331,200	395,600	416,600
73	273,400	333,400	396,600	417,200
74	274,600	335,500	397,700	418,000
75	276,000	337,700	398,900	418,700
76	277,300	339,900	400,000	419,200
77	278,700	341,700	400,900	419,500
78	279,800	343,700	401,800	419,900

79	281,000	345,600	402,800	420,300
80	282,200	347,400	403,800	420,800
81	283,500	349,200	404,600	421,100
82	284,400	351,000	405,400	421,500
83	285,600	352,700	406,100	421,900
84	286,900	354,600	406,900	422,200
85	287,900	356,000	407,600	422,500
86	288,800	357,600	408,400	422,900
87	289,800	359,100	409,100	423,300
88	290,800	360,600	409,900	423,600
89	291,900	362,000	410,500	423,900
90	292,800	363,300	411,200	424,200
91	293,700	364,800	411,700	424,500
92	294,600	366,200	412,400	424,700
93	295,100	367,700	412,800	424,900
94	295,800	369,000	413,200	
95	296,500	370,300	413,500	
96	297,400	371,500	413,800	
97	298,200	372,500	414,100	
98	299,000	373,500	414,400	
99	299,800	374,500	414,700	
100	300,500	375,500	414,900	
101	301,400	376,500	415,100	
102	301,900	377,500	415,400	
103	302,400	378,500	415,700	
104	302,900	379,500	415,900	
105	303,100	380,300	416,100	
106	303,500	381,200	416,400	
107	303,800	382,100	416,700	

108	304,000	383,100	416,900
109	304,200	383,900	417,100
110	304,400	384,900	417,400
111	304,700	385,900	417,700
112	305,000	387,000	417,900
113	305,200	387,600	418,100
114	305,400	388,500	418,400
115	305,600	389,400	418,700
116	305,900	390,300	418,900
117	306,200	391,100	419,100
118	306,500	391,800	
119	306,800	392,600	
120	307,100	393,400	
121	307,200	394,000	
122	307,400	394,800	
123	307,700	395,500	
124	308,000	396,200	
125	308,200	396,800	
126		397,500	
127		398,100	
128		398,700	
129		399,400	
130		400,000	
131		400,500	
132		401,000	
133		401,300	
134		401,600	
135		401,900	
136		402,200	

	137		402,500			
	138		402,800			
	139		403,100			
	140		403,400			
	141		403,700			
	142		404,000			
	143		404,300			
	144		404,600			
	145		404,800			
	146		405,100			
	147		405,400			
	148		405,600			
	149		405,800			
	150		406,100			
	151		406,400			
	152		406,600			
	153		406,800			
	154		407,100			
	155		407,400			
	156		407,600			
	157		407,800			
再任用職員		226,000	272,300	299,600	326,100	407,600

備考1 この表は、中学校、小学校、義務教育学校及びこれらに準ずるもので県人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で県人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で県人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3 医療職給料表（第6条関係）

職員 の区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円
	1	146,300	184,500	220,200	246,600
	2	147,700	186,200	221,800	248,000
	3	149,100	187,800	223,400	249,200
	4	150,500	189,400	225,000	250,600
	5	151,800	190,900	226,400	251,800
	6	153,600	192,500	228,000	253,100
	7	155,300	194,100	229,500	254,300
	8	157,000	195,600	231,200	255,600
	9	158,700	197,300	232,500	256,900
	10	160,400	199,000	234,000	257,900
	11	162,100	200,600	235,400	259,000
	12	164,000	202,300	236,700	260,000
	13	165,500	203,900	238,400	261,300
	14	167,400	205,500	239,800	262,900
	15	169,400	207,100	241,100	264,600
	16	171,300	208,800	242,500	266,100
	17	173,200	210,300	243,700	267,700
	18	175,200	211,900	244,900	269,500
	19	177,000	213,600	246,100	271,300
	20	178,900	215,300	247,400	273,200
	21	180,800	216,600	248,800	275,100
	22	182,300	218,100	249,800	276,900
	23	183,800	219,600	250,900	278,700
24	185,400	221,100	252,000	280,500	

25	187,000	222,500	253,300	282,300
26	188,500	223,900	254,800	284,200
27	190,000	225,200	256,200	286,200
28	191,400	226,500	257,700	288,000
29	192,900	227,900	259,200	290,000
30	194,200	229,300	260,900	291,900
31	195,500	230,900	262,600	293,700
32	196,900	232,300	264,400	295,600
33	198,300	233,700	265,900	297,500
34	199,700	235,000	267,700	299,200
35	201,100	236,100	269,400	301,000
36	202,500	237,400	271,200	302,800
37	203,600	238,800	272,700	304,300
38	204,900	240,100	274,400	306,000
39	206,200	241,400	276,200	307,700
40	207,600	242,700	277,900	309,400
41	208,800	244,000	279,600	311,200
42	210,000	245,300	281,200	312,900
43	211,200	246,500	282,900	314,500
44	212,400	247,600	284,600	316,200
45	213,600	248,800	286,300	317,400
46	214,700	250,200	288,000	318,800
47	215,700	251,700	289,700	320,400
48	216,800	253,300	291,300	322,000
49	217,800	254,900	292,700	323,400
50	218,900	256,300	294,300	324,700
51	219,800	257,700	295,800	325,900
52	220,800	259,100	297,500	327,200
53	221,500	260,200	298,900	328,300

54	222,400	261,600	300,400	329,300
55	223,200	263,000	301,800	330,400
56	224,200	264,500	303,300	331,500
57	224,900	265,500	304,600	332,000
58	225,800	266,800	305,800	332,900
59	226,600	268,100	307,000	333,700
60	227,400	269,400	308,500	334,600
61	228,300	270,400	309,800	335,400
62	229,200	271,600	311,000	335,700
63	230,200	272,900	312,300	336,300
64	231,300	274,200	313,500	337,000
65	232,000	275,300	314,900	337,600
66	232,800	276,400	315,700	338,300
67	233,600	277,500	316,500	339,000
68	234,500	278,600	317,300	339,700
69	235,200	279,700	317,900	340,400
70	235,900	280,700	318,600	340,900
71	236,600	281,800	319,300	341,500
72	237,300	282,900	320,000	342,200
73	238,000	283,800	320,700	342,500
74	238,800	284,500	320,900	343,100
75	239,600	285,000	321,500	343,600
76	240,400	285,800	322,100	344,200
77	241,100	286,700	322,700	344,700
78	241,700	287,300	323,200	345,200
79	242,300	287,900	323,700	345,700
80	242,900	288,500	324,200	346,100
81	243,300	289,200	324,800	346,400
82	243,700	289,700	325,300	346,700

83	244,100	290,100	325,700	347,100
84	244,500	290,500	326,200	347,400
85	244,900	290,700	326,700	347,900
86		290,900	327,100	348,200
87		291,100	327,300	348,500
88		291,300	327,700	348,800
89		291,700	328,100	349,200
90		291,900	328,500	349,500
91		292,100	328,900	349,900
92		292,300	329,300	350,200
93		292,700	329,600	350,600
94		292,900	329,800	350,900
95		293,100	330,200	351,200
96		293,400	330,500	351,500
97		293,800	330,800	351,800
98		294,100	331,100	352,200
99		294,300	331,400	352,600
100		294,600	331,700	353,000
101		294,900	331,900	353,600
102		295,100	332,200	354,000
103		295,300	332,600	354,400
104		295,600	332,800	354,800
105		295,900	332,900	355,300
106			333,200	
107			333,600	
108			333,800	
109			334,000	
110			334,400	
111			334,800	

	112			335,200	
	113			335,400	
再任用職員		189,200	216,000	244,500	258,000

備考 この表は、中学校、小学校、義務教育学校及び共同調理場に勤務する学校栄養職員で県人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5を別表第6とし、別表第4を別表第5とし、別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4 級別基準職務表（第6条関係）

ア 行政職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となるべき職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	高度の知識経験を必要とする業務を行う職務
3級	主査又は主任の職務
4級	主任主査又は困難な業務を行う主査の職務
5級	事務長又は困難な業務を行う主任主査の職務
6級	主幹の職務

イ 教育職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となるべき職務
1級	講師、助教諭又は養護助教諭の職務
2級	教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務
特2級	主幹教諭、指導教諭又は指導養護教諭の職務
3級	副校長又は教頭の職務
4級	校長の職務

ウ 医療職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となるべき職務
1級	学校栄養職員の職務
2級	困難な業務を行う学校栄養職員の職務

3級	主任学校栄養職員又は特に困難な業務を行う学校栄養職員の職務
4級	困難な業務を行う主任学校栄養職員の職務

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条並びに附則第5項から第11項まで及び第13項の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する条例（以下この項及び附則第4項において「改正後の条例」という。）別表第1から別表第3までの規定は平成27年4月1日から、改正後の条例第29条第2項及び第3項並びに第30条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

(平成27年4月1日前の異動者の号給の調整)

- 平成27年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員及び県人事委員会の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、県人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の市町村立学校職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 平成28年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び県人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、県人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（県人事委員会規則で定める職員を除く。）には、平成31年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、県人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、県人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 前3項の規定による給料を支給される職員に関する市町村立学校職員の給与等に関する条例（附則第11項において「給与等条例」という。）第21条の3第2項の規定の適用については、同項中「調整前の給料月額」とあるのは、「調整前の給料月額と市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条

例（平成28年岩手県条例第 号）附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額」とする。

10 附則第6項から第8項までの規定による給料を支給される職員に関する次に掲げる条例の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成28年岩手県条例第 号）附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(1) 市町村立学校職員の給料の調整額に関する条例（昭和33年岩手県条例第41号）第2条第2項ただし書

(2) 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年岩手県条例第47号）第3条第1項

（期末手当等の支給を一時差し止める処分の取消しの申立てに係る経過措置）

11 第2条の規定の施行前にされた給与等条例第29条の3第1項（給与等条例第30条第5項及び第33条第9項において準用する場合を含む。）の規定による期末手当又は勤勉手当の支給を一時差し止める処分に係る取消しの申立てについては、第2条の規定による改正後の給与等条例第29条の3第2項（給与等条例第30条第5項及び第33条第9項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（県人事委員会規則への委任）

12 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、県人事委員会規則で定める。

（市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

13 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成26年岩手県条例第107号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 1～3 [略] （寒冷地手当に関する経過措置）</p> <p>4 この項から附則第7項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) みなし寒冷地手当額 次項又は附則第6項に規定する者につき、給与等条例別表第4に規定する4級地をその支給地域の区分（給与等条例第31条第2項の支給地域の区分をいう。）と、基準日（同条第1項に規定する基準日をいう。以下同じ。）におけるその基準世帯等区分（当該者の一部施行日の前日以降における世帯等の区分（同条第2項の世帯等の区分をいう。以下この号において同じ。）のうち、給与等条例別表第</p>	<p>附 則 1～3 [略] （寒冷地手当に関する経過措置）</p> <p>4 この項から附則第7項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) みなし寒冷地手当額 次項又は附則第6項に規定する者につき、給与等条例別表第5に規定する4級地をその支給地域の区分（給与等条例第31条第2項の支給地域の区分をいう。）と、基準日（同条第1項に規定する基準日をいう。以下同じ。）におけるその基準世帯等区分（当該者の一部施行日の前日以降における世帯等の区分（同条第2項の世帯等の区分をいう。以下この号において同じ。）のうち、給与等条例別表第</p>

5の4級地の項に掲げる寒冷地手当の額が最も少ない世帯等の区分をいう。)をその世帯等の区分とそれぞれみなして、同条第2項の規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額をいう。

5～9 [略]

6の4級地の項に掲げる寒冷地手当の額が最も少ない世帯等の区分をいう。)をその世帯等の区分とそれぞれみなして、同条第2項の規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額をいう。

5～9 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

平成28年2月18日提出

岩手県知事 達 増 拓 也

理由

岩手県人事委員会の平成27年10月19日付けの給与改定に関する勧告等に鑑み市町村立学校職員の給料月額、単身赴任手当の支給限度額、地域手当の級地の区分及び支給割合並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定し、並びに管理職員特別勤務手当の支給範囲を拡大するとともに、地方公務員法の一部改正に伴い級別基準職務表を定め、諸般の情勢に鑑み管理又は監督の地位にある職員に支給されるべき管理職手当を減額する等所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 67 号

市町村立学校職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員の給料の調整額に関する条例（昭和33年岩手県条例第41号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条関係） 適用区分表			別表（第2条関係） 適用区分表		
勤務箇所	職員	調整数	勤務箇所	職員	調整数
小学校及び 中学校	[略]		小学校、中 学校及び義 務教育学校	[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月18日提出

岩手県知事 達 増 拓 也

理由

義務教育学校において特別支援教育に直接従事することを本務とする職員に給料の調整額を支給しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 68 号

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年岩手県条例第47号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条第1項及び第3項並びに第6条第1項及び第3項の規定により、義務教育諸学校等の教育職員（市町村立の義務教育諸学校等の教育職員のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する者を含む。）の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、「義務教育諸学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校をいう。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条第1項及び第3項並びに第6条第1項及び第3項の規定により、義務教育諸学校等の教育職員（市町村立の義務教育諸学校等の教育職員のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する者を含む。）の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、「義務教育諸学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校又は特別支援学校をいう。</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月18日提出

岩手県知事 達 増 拓 也

理由

給与等の特例の適用対象となる教育職員に義務教育学校の教育職員を加え、及び地方公務員法の一部改正に伴い所要の整備をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。